

金沢の福祉と保健

令和6年度

金沢市福祉健康局・こども未来局

金沢の福祉と保健（令和6年度）

金沢市福祉健康局・こども未来局

<目次>

(ページ)

第1	福祉健康局・こども未来局の概況	1-1
I	令和6年度福祉健康局・こども未来局重点施策	1-1
II	福祉健康局・こども未来局の機構	1-6
III	福祉健康局・こども未来局の事務分掌	1-7
第2	福祉政策課	2-1
I	民生委員・児童委員及び社会福祉協議会の状況	2-1
1	民生委員・児童委員[民生委員法、児童福祉法]	2-1
2	地区社会福祉協議会	2-2
3	地域福祉活動推進事業	2-2
4	善隣館の推移と現況	2-2
5	善隣館活動復興推進事業	2-3
6	地域の身近な福祉相談窓口事業	2-3
II	社会福祉一般	2-4
1	社会福祉功労賞	2-4
2	福祉奉仕活動賞（ともしび賞）	2-4
3	福祉活動育成基金の設置	2-4
4	金沢市福祉ボランティア活動育成事業	2-5
5	社会福祉施設耐震診断費等補助事業	2-5
6	金沢市社会福祉事業つなぎ資金貸付制度	2-5
7	金沢市社会福祉施設整備等資金貸付制度	2-6
8	日本赤十字社金沢市地区事業	2-6
9	金沢市松ヶ枝福祉館	2-7
10	金沢福祉用具情報プラザ	2-7
11	社会福祉審議会の設置	2-7
12	高齢者等権利擁護窓口	2-7
III	戦争犠牲者の援護	2-9
1	戦没者慰霊式	2-9
2	旧軍人、戦傷病者、戦没者遺族等の援護	2-9
IV	高齢者福祉一般	2-10
1	高齢者福祉の背景	2-10
2	高齢者福祉施策の体系	2-11

3	高齢者生活支援施策	2-12
4	生きがい活動支援施策	2-13
5	介護家族支援施策	2-15
6	その他の在宅福祉施策	2-15
7	地域支援事業	2-15
8	入所施設	2-17
9	利用施設	2-18
第3	社会福祉法人金沢市社会福祉協議会	3-1
1	使命	3-1
2	経営理念	3-1
3	基本方針	3-1
4	組織	3-2
5	重点目標	3-2
6	事業内容	3-2
7	令和6年度社会福祉事業会計資金収支予算	3-16
第4	健康政策課	4-1
1	健康増進	4-1
2	医療費助成	4-4
3	救急、休日診療対策	4-8
4	在宅医療・介護連携推進事業	4-9
5	金沢健康プラザ大手町	4-9
第5	福祉健康センター総務課	5-1
1	母子保健	5-1
2	健康増進	5-5
3	精神保健福祉	5-6
4	難病支援	5-7
5	保健所・福祉健康センター	5-7
第6	公益財団法人金沢健康福祉財団	6-1
1	事業概要	6-2
2	地域福祉ネットワークにおける財団の関わり	6-4
3	令和6年度予算	6-4
第7	生活支援課	7-1
I	生活保護	7-1
1	被保護世帯数・人員・保護率の年次推移	7-1

2	扶助別人員年次推移	7-1
3	労働力類型年次推移	7-2
4	保護開始・廃止の世帯員の推移および開始・廃止の理由別構成	7-3
5	世帯類型構成比	7-3
6	生活保護基準額の推移	7-4
7	扶助費構成の年次推移	7-5
8	金沢市の予算と生活保護扶助費	7-6
9	生活保護ケースおよび保護費取扱表	7-6
II	法外援護等	7-7
1	金沢市援護規則抜粋	7-7
2	援護の種類	7-7
3	法外援護費	7-7
4	夏季・歳末見舞金支給状況	7-8
5	災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付制度	7-8
第8	介護保険課	8-1
1	制度のあらまし	8-1
2	介護保険サービス	8-1
3	介護予防・日常生活支援総合事業	8-3
4	要介護認定の状況	8-4
5	事業者の指定状況	8-4
6	介護保険サービスの利用状況	8-5
7	介護保険料の状況	8-7
8	在宅介護の推進	8-8
9	介護人材の確保・定着促進に向けた取り組み	8-9
10	住まいづくり助成制度	8-9
第9	障害福祉課	9-1
1	身体障害者手帳制度[身体障害者福祉法第15条]	9-1
2	療育手帳（知的障害者）制度	9-2
3	精神障害者保健福祉手帳制度	9-2
4	障害者総合支援法の概要	9-2
5	地域生活支援事業について[障害者総合支援法第77条]	9-7
6	重度障害者施策	9-12
7	社会参加・健全育成施策	9-15
8	その他の施策	9-17
第10	福祉指導監査課	10-1
1	社会福祉法人に対する指導監査	10-1

2	社会福祉施設等に対する指導監査	10-1
3	介護保険施設等の指導監督	10-2
4	福祉事務所等に対する指導監査	10-2
第11	保健所	11-1
I	保健衛生	11-1
1	食生活改善	11-1
2	医療施設等	11-2
3	感染症予防	11-2
4	結核対策	11-3
5	狂犬病対策	11-3
II	環境衛生	11-4
1	環境衛生業務	11-4
2	食品衛生業務	11-4
3	薬事業務	11-5
4	毒物劇物業務	11-5
5	食肉衛生検査業務	11-6
第12	子育て支援課	12-1
I	子育て支援	12-1
1	「かなざわ子育て夢プラン2020」の推進	12-1
2	育児リフレッシュ教室事業	12-1
3	多胎児家庭紙おむつ給付事業	12-1
4	子育て家庭訪問相談事業	12-2
5	一時預かり事業	12-2
6	子育て支援アプリの広域運用	12-2
7	かなざわ婚活支援事業	12-2
8	かなざわ子育てすまいるクーポン事業	12-2
9	かなざわ子育て夢ステーション	12-3
10	子育て支援総合コーディネート事業	12-3
11	金沢こども広場事業（金沢駅こどもらんど）	12-3
12	子育てサロン事業	12-3
13	産前・産後ママヘルパー派遣事業	12-4
14	イベント併設ミニ保育室の開設	12-4
15	子育て支援短期利用事業	12-5
16	ファミリーサポートセンター事業	12-5
17	児童手当[児童手当法]	12-5
II	子どもの貧困対策	12-6
1	「金沢市子ども生活応援プラン」の推進	12-6

2	子ども居場所づくり総合支援事業	12-6
3	子どもの学習総合支援事業	12-6
4	拠点型子ども宅食モデル事業	12-7
5	子ども見守り支援事業	12-7
6	ひとり親世帯制服リユース事業	12-7
7	ひとり親家庭情報発信機能強化費	12-7
8	子どもソーシャルワーカーの配置	12-7
9	児童家庭相談室	12-7
10	金沢市育英会奨学事業	12-7
11	入院助産（出産費用の助成）〔児童福祉法第22条、第36条〕	12-7
12	子ども体験活動支援事業	12-8
III	児童館・放課後児童クラブ	12-8
1	児童館〔児童福祉法第40条〕	12-8
2	放課後児童健全育成事業〔児童福祉法第6条の3第2項〕	12-11
3	こどもの未来創造地域活動推進クラブ活動費補助事業	12-14
IV	ひとり親家庭支援	12-17
1	「金沢市子ども生活応援プラン」の推進	12-16
2	児童扶養手当〔児童扶養手当法〕	12-16
3	母子生活支援施設の概況〔児童福祉法第23条、第38条〕	12-17
4	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	12-18
5	ひとり親家庭等日常生活支援事業〔金沢市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱〕	12-19
6	ほほえみ家族事業	12-19
7	女性相談事業〔厚生労働省児童虐待・DV対策等総合支援事業〕	12-19
8	母子・父子自立支援員	12-20
9	母子家庭等就業・自立支援事業	12-21
10	自立支援教育訓練給付金事業	12-21
11	高等職業訓練促進給付金等事業	12-21
12	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	12-21
13	市営住宅活用母子世帯生活安定支援事業	12-22
14	養育費確保サポート事業	12-22
第13	保育幼稚園課	13-1
1	かなざわ子育て夢ステーション	13-1
2	保育所・認定こども園	13-1
3	夜間保育	13-7
4	休日保育	13-7
5	延長保育事業	13-7
6	統合保育事業〔金沢市統合保育事業実施要綱〕	13-8

7	医療的ケア児の受入れ	13-8
8	年末保育サービス事業〔金沢市年末保育サービス事業実施要領〕	13-9
9	病児一時保育事業	13-8
10	一時預かり事業（一般型）〔金沢市一時預かり事業実施要綱〕	13-9
11	一時預かり事業（幼稚園型）	13-10
12	地域子育て支援センター事業	13-10
13	保育利用支援事業	13-11
14	幼稚園〔学校教育法第22条〕	13-11
第14	青少年健全育成センター	14-1
1	長土堀青少年交流センター	14-1
2	少年育成支援室	14-3
第15	こども相談センター	15-1
1	児童相談所	15-1
第16	幼児教育センター	16-1
1	幼児教育係	16-1
2	発達相談係	16-2
第17	社会福祉関係諸施設、機関等	17-1
1	施設の状況	17-1
2	機関および団体一覧表	17-1
3	社会福祉施設一覧表	17-2
4	児童福祉施設一覧表	17-3
5	地区民生委員・児童委員協議会、地区社会福祉協議会	17-7
6	障害福祉施設一覧表	17-9

第1 福祉健康局・こども未来局 の 概況

I 令和6年度福祉健康局・こども未来局重点施策

福祉健康局

1 高齢者や障害のある人への支援

(1) 地域包括ケアシステムの推進と安全安心の確保

- ・ 介護保険料を据置（第9期計画 基準月額 6,590円）
- ・ 地域のグループホーム等を活用し、認知症の人とその家族に対する専門的な相談や助言等を行う認知症地域支援センターをモデル設置
- ・ 災害発生時や発生の恐れのある場合に自ら避難することが困難な高齢者等の円滑・迅速な避難を支援するため、個別避難計画を作成
- ・ 地域包括ケアシステムを推進するため、日常生活圏域を20圏域に拡大するとともに、地域包括支援センターに介護予防ケアプランの作成等を支援するケアマネジャーを配置。
- ・ 認知症高齢者等が行方不明になった際に早期保護や身元確認につなげるため、二次元コード付きシールを配布
- ・ 高齢者の低栄養の改善やフレイル予防のため、配食サービスに高タンパク食（特別食）を追加
- ・ 成年後見制度の利用促進を図るため、後見人報酬の助成対象を拡大

(2) 安全に安心して暮らせる共生社会の実現と障害のある児童への支援強化

- ・ 障害者福祉施設においてeスポーツの出張体験会を開催
- ・ 地域全体で障害のある児童の支援体制を強化するため、その中核的な役割を担う拠点を設置
- ・ 視覚に障害のある人の情報アクセシビリティ向上のため、行政情報等（防災情報等）の点字化・音声化を推進
- ・ 地域全体で障害のある人の暮らしを支えるため、関係機関や事業所と協力して地域生活支援拠点を推進するコーディネーターを配置
- ・ 改正障害者差別解消法の施行にあわせ、カラーユニバーサルデザインのガイドラインを策定するとともに強度行動障害のある人への理解促進を図る研修会を開催
- ・ 金沢市医療的ケア児等コーディネーターが医療等の多分野と連携

(3) 介護・障害福祉人材の確保・定着

- ・ 障害福祉サービス事業所等の管理者を対象に、コンプライアンスや労務管理等に関する研修会を開催
- ・ 潜在介護人材に対して最新の知見や介護技術を習得・再確認する講座等を開催
- ・ 介護現場におけるハラスメント防止研修に加え、カスタマーハラスメントへの法的対応策強化のためのセミナーを実施
- ・ 介護人材及び障害福祉人材の確保に向けたU J I ターン就労やキャリアアップを支援
- ・ 介護・障害福祉人材の地元就職を支援するため、就職情報交換会を開催

2 健康増進と公衆衛生向上

(1) 未病対策の推進

- ・ 健康ポイントアプリを導入し、誰もが気軽に健康づくりに取り組める環境を構築
- ・ 各種イベント会場で未病を普及するための啓発ブースを出展
- ・ 地域主体のフレイルチェックイベント等を実施し、市内全域で行う仕組みを推進

(2) 健康づくりの推進

- ・ 老朽化が進む金沢健康プラザ大手町の再整備に向けて、未病対策や災害対応の視点を盛り込んだ基本計画を策定
- ・ 市内公共施設の一部に避暑休憩スペースを設置するなど熱中症対策を実施
- ・ 特定健診の血液検査の結果から肝臓病のリスクを評価し、早期の専門医への受診を勧奨
- ・ 子宮頸がんワクチンの積極的勧奨再開前の未接種者に対する個別勧奨および県外接種者への費用助成を実施
- ・ 生活習慣病の発症・重症化予防対策に向け、バランス食や野菜摂取の効果を周知
- ・ 事業の企画調整を行う保健師を配置し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施
- ・ 新型コロナウイルスワクチンの定期予防接種を令和6年度秋から開始
- ・ すこやか乳がん検診における、撮影の2方向化を実施
- ・ 特定年齢歯科健診の対象者に20歳を追加
- ・ 新たに30歳～39歳の子宮頸がん検診対象者に対し、リーフレット等を用いた効果的な受診勧奨を実施
- ・ 事務処理ペーパーレス化により、検診の結果を速やかに通知するため、金沢市医師会の検診システムの改修を支援
- ・ 生活習慣病の重症化予防のため、未治療者等に対する医療機関への受診勧奨を強化
- ・ こころの健康に関する相談体制を強化するとともに、自殺対策における女性の特性に応じた支援を充実

(3) 妊娠・出産・育児への支援

- ・ 全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の母子保健部門を福祉健康センターが担い、児童福祉部門と連携・協働
- ・ 保健師が地域に出向き相談に応える「まちの子育て保健室」の開催地区を拡大
- ・ 産後ケア事業の自己負担額を軽減するとともに助産院の宿泊型を新設
- ・ 育児教室を1コース2回から3回に増やし、内容を充実

(4) 感染症対策、地域医療体制、食育の推進、生活衛生、簡易宿所への指導

- ・ 新興感染症発生時における電話対応業務の負担軽減を図るため、A Iを用いた電話サービスを導入
- ・ 保健所の体制強化のため、新興感染症の感染拡大などの健康危機発生時に保健所業務を支援する健康危機対応人材を育成
- ・ 安全安心な設備等を備えた簡易宿所に対する認証制度と、監視カメラや自動火災通報装置の購入費用助成制度を創設
- ・ ウィズコロナ社会における新型コロナワクチン接種の実施
- ・ 感染症検査の拡充により検査体制を強化
- ・ 小児科の休日当番医を毎月最終日曜日に金沢広域急病センターで開設
- ・ 通年で発生する感染症に対応するため、内科の休日当番医を増設

- ・ 第4次食育推進計画に基づき、地域の子育てサロンでの講座や子育て世代を対象とした食育講演会、食生活改善推進員による地域健康食教室を開催
- ・ 公衆浴場の若い世代の利用促進を図るため、新たに託児利用入浴等のモデル事業を支援

3 地域共生社会の実現

(1) 重層的支援体制の構築

- ・ 松ヶ枝福祉館の老朽化に伴い、超高齢社会に対応した施設のあり方検討に向けた調査・研究を実施
- ・ 各種相談支援を重層的に実施するため、要支援世帯への訪問時に公認心理士が同行し、専門的な助言を行うよう相談支援体制を強化

(2) 支え合う地域福祉活動の推進

- ・ 地区社会福祉協議会の労務管理等を支援するため、社会保険労務士への相談体制を構築
- ・ 地域内の交流促進や団体育成を活性化するため、いきいき福祉バスの借上げ要件を緩和
- ・ 地域福祉計画2023の策定を受け、金沢の福祉コミュニティの土壌を基盤とした多様な支え合い体制の構築をめざし、地区別地域福祉活動計画の策定を支援

4 被災者、原油価格・物価高騰への支援

(1) 被災者への支援

- ・ 被災者の生活再建を支援するため、国制度の対象にならない半壊の家屋の復旧に対し支援金を支給

(2) 原油価格・物価高騰への支援

- ・ エネルギー・食料品価格等の物価高騰に対応するため、新たに住民税所得割が非課税となった世帯に対し、10万円を給付
- ・ 定額減税をしきれないと見込まれる方を対象に、4万円を上限に1万円単位で給付

こども未来局

1 子ども・子育て支援（「かなざわ子育て夢プラン2020」に基づく取組）

(1) 子育てにかかる負担・不安の軽減

- ・ 子ども・子育て支援施策を総合的に推進するため、新たな「かなざわ子育て夢プラン」を策定
- ・ 民間施設等を活用した未就学児一時預かりの開所日等を拡大
- ・ 病児保育事業において、保育所等で実施する体調不良児対応型の施設を拡大
- ・ 児童手当及び児童扶養手当の支給を拡充
- ・ 保護者負担の軽減を図るため、保育所等の副食にかかる食材費高騰分を全額公費で負担

(2) 良質な保育環境の提供と保育士の負担軽減

- ・ 森本地区における新たな保育所の建設工事に着手
- ・ 業務継続計画に基づき、市立保育所に防災備蓄品を配備
- ・ 4・5歳児の保育士配置が国基準を上回る20：1とする保育所等に対し助成
- ・ 保育士の負担軽減を図るため、清掃などの周辺業務を担う保育支援者を配置

(3) 幼児教育・保育の質の向上

- ・ 児教育に携わる人材を確保するため、職員の資質向上や働きやすい職場環境づくりに向けた講座等を開催

(4) 放課後児童対策の推進

- ・ 児童館及び児童クラブの人材確保と安定運営を図るため、職員の処遇改善を支援
- ・ 待機児童の解消等を図るため、児童クラブの新設等にかかる施設使用料の助成制度を拡充
- ・ 児童受入環境の改善や円滑な事業継承を図るため、複数クラブが統合して新たなクラブを開設する際の職員配置を支援

(5) 未来の親となる青少年の育成

- ・ 野外活動リーダーの育成に向け、野外体験施設の特長を生かした活動プログラムを作成

2 子どもの貧困対策とひとり親家庭の支援

(「金沢市子ども生活応援プラン」に基づく取組)

(1) 重層的な支援体制の推進

- ・ 地域と連携し、ひとり親世帯等を必要な支援につなげる金沢版子ども宅食を本格実施
- ・ 子ども食堂や学習支援などの子どもの居場所づくりを行う団体に対する支援制度を拡充
- ・ 伴走して子どもの見守りを行うNPOや地域団体に対する支援制度を拡充
- ・ ひとり親の資格取得を支援する給付金制度を拡充
- ・ ひとり親家庭の経済的安定を図るため、養育費確保にかかる支援制度を拡充

(2) 相談支援体制の拡充

- ・ 妊産婦、子育て世帯、子どもを一体的に支援する「こども家庭センター」を運営
- ・ 一時保護所の質の向上を図るため、第三者評価を受審

(3) 児童虐待防止体制の強化

- ・ 複雑化する児童虐待等に対応するため、職員のスキルアップ研修を実施
- ・ 児童虐待防止体制の強化に向けて、専門職員を増員

3 共生社会の実現

(1) 様々な困難を持つ児童への支援

- ・ 保育所等における医療的ケア児の受入れを5施設で本格実施
- ・ インクルーシブ保育の実現に向けて、様々な困難を持つ児童への支援体制について検討

(2) ヤングケアラーへの支援

- ・ ヤングケアラーへの支援を充実するため、関係機関へのフォローアップ調査を実施
- ・ 金沢版支援マニュアルを活用し、支援者向け研修会を開催

4 子ども・若者の多様な体験や活躍できる機会づくり

(1) 情操教育を育む文化芸術体験の機会づくり

- ・ 児童の情操を育むため、児童館で文化芸術に触れる体験教室を本格実施
- ・ 児童クラブにおいて芸術家等によるワークショップをモデル実施
- ・ 企業等からの素材を活用した芸術活動を体験できる子どもアート工房を通年開催
- ・ 保育施設独自の文化芸術プログラムを通して、子どもの情操教育を推進

(2) 若者が活躍できる機会づくり

- ・ 地域における中高生の多様な居場所づくりに向けたモデル事業等を実施
 - ・ 青少年による地域の課題解決に向けたアイデアを実践につなげるイベントを開催
- (3) 多様な体験ができる機会づくり
- ・ 子ども体験活動支援クーポンの対象に児童養護施設入所児童を追加

5 令和6年能登半島地震への対応

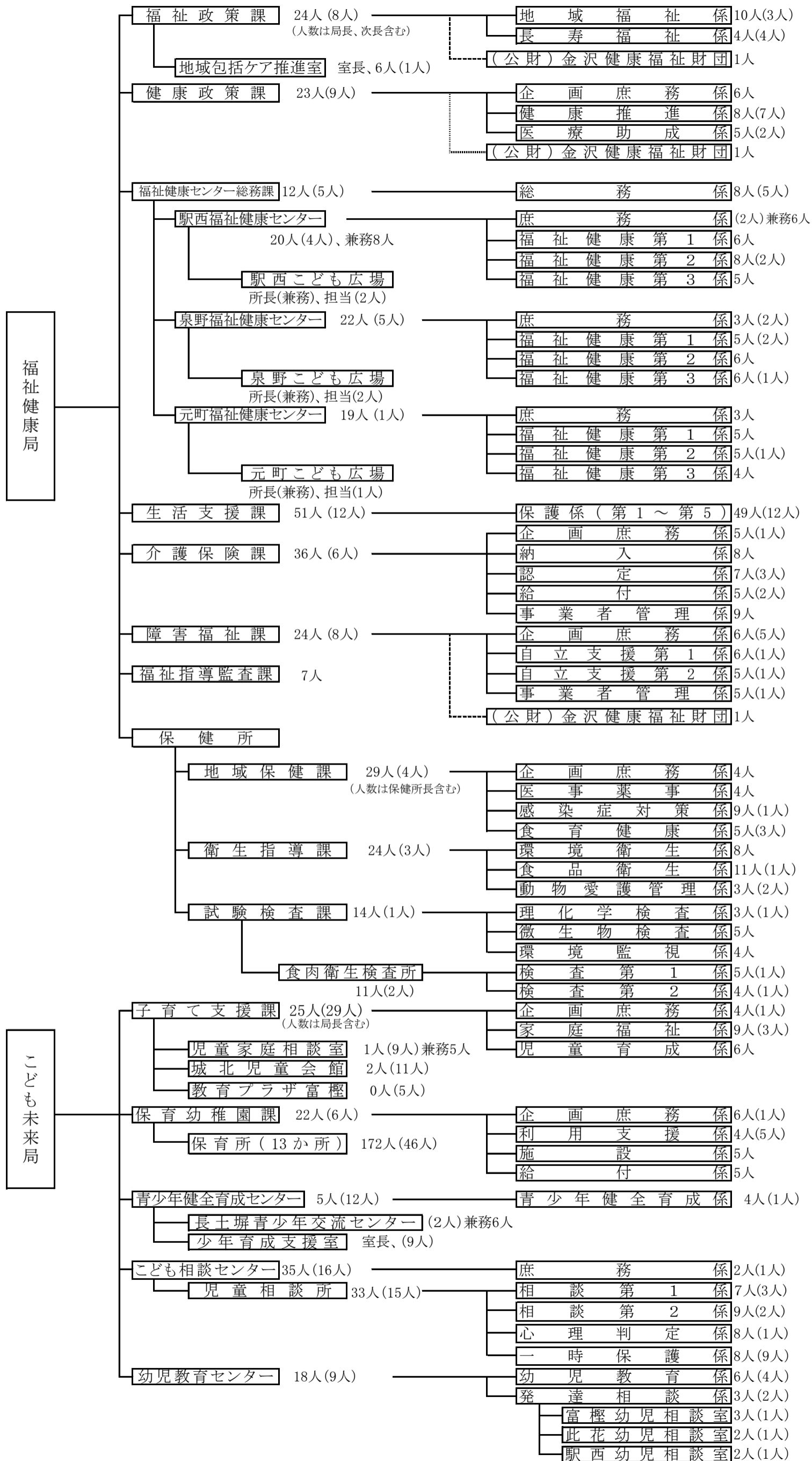
(1) 被災者への支援

- ・ 被災した高校生に対し育英会奨学金を支給
- ・ 被災した世帯の保育料及び児童クラブ利用料を減免

(2) 公共インフラ等の復旧

- ・ 児童クラブの緊急修繕にかかる支援を拡充

II 福祉健康局・こども未来局の機構



(注)職員数は、令和6年4月1日現在の予算定数、
()の数字は、会計年度任用職員数

Ⅲ 福祉健康局・こども未来局の事務分掌

福祉健康局

課	係・室	事 務 分 掌
福祉政策課	地域福祉係 TEL 220-2278	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉行政の企画及び連絡調整に関する事項 2. 社会福祉審議会に関する事項 3. 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項（老人福祉施設に係るものを除く。） 4. 社会福祉事業に従事する職員の研修等に関する事項 5. 地域福祉活動の振興に関する事項 6. 福祉ボランティア活動の育成に関する事項 7. 福祉活動育成基金に関する事項 8. 民生委員及び児童委員に関する事項 9. 善隣館に関する事項 10. バリアフリーの推進に関する事項 11. 更生保護団体等の補助に関する事項 12. 戦傷病者、戦没者遺族等の援護及び戦没者叙勲に関する事項 13. 松ヶ枝福祉館に関する事項 14. 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会に関する事項 15. 課の庶務に関する事項 16. 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項
	長寿福祉係 TEL 220-2288	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者福祉に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 2. 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項（老人福祉施設に係るものに限る。） 3. 老人福祉センター、地域老人福祉センター及び老人憩の家に関する事項 4. 卯辰山公園健康交流センター千寿閣の管理運営に関する事項 5. 金沢福祉用具情報プラザに関する事項 6. 高齢者の生きがいにに関する事項 7. 長寿お祝い金等の支給に関する事項
	地域包括ケア推進室 TEL 220-2288	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域包括ケアの推進に関する事項 2. 老人福祉法の規定による福祉の措置に関する事項 3. 高齢者虐待防止に関する事項 4. 認知症施策の推進に関する事項 5. 居宅等における医療の計画に関する事項
健康政策課	企画庶務係 TEL 220-2229	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保健衛生行政の企画及び調整に関する事項 2. 医療法に基づく医療機関の施設整備に関する事項 3. 救急医療に関する事項 4. 金沢広域急病センターに関する事項（駅西福祉健康センターが所管する事項を除く） 5. 簡易水道に関する事項 6. 金沢健康プラザ大手町に関する事項 7. 公益財団法人金沢健康福祉財団に関する事項 8. 課の庶務に関する事項 9. 他係に属しない事項
	健康推進係 TEL 220-2517	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公衆衛生の普及及び向上に関する事項 2. 生活習慣病の予防に関する事項 3. 健康増進事業の実施に関する事項 4. 歯科口腔保健の推進に関する事項 5. 予防接種の企画及び実施の管理に関する事項
	医療助成係 TEL 220-2233	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子ども、高齢者等の医療費助成に関する事項

課	係・室	事 務 分 掌	
福祉健康センター総務課 TEL 234-5106	総務係	1. 福祉健康センターの統括に関する事項 2. 福祉健康センターの施策の総合的企画及び調整に関する事項 3. 保健師の研修の企画及び実施に関する事項	
	駅西 福祉健康センター TEL 234-5103	1. 高齢者等の医療費受給者証の交付に関する事項 2. 身体障害者手帳の交付に関する事項 3. 予防接種に関する事項（健康政策課が所管する事項を除く。） 4. 福祉、保健及び介護保険に係る各種相談及び申請の受付に関する事項 5. 金沢広域急病センターの管理運営に関する事項（駅西福祉健康センターに限る。） 6. 福祉健康センターの庶務に関する事項	
	泉野 福祉健康センター TEL 242-1131	1. 健康増進に係る情報の収集及び提供に関する事項 2. 健康増進に係る健康相談及び健康教育並びに保健指導に関する事項 3. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項 4. 栄養相談及び栄養指導に関する事項（保健所が所管する事項を除く。） 5. 介護保険に係る要介護認定等に関する事項 6. こども家庭センターの母子保健事業に関する次に掲げる事項 ア. 情報の収集及び提供に関する事項 イ. 健康相談及び健康教育並びに保健指導に関する事項 ウ. 乳幼児の集団健康診査に関する事項 エ. 母子健康手帳の交付に関する事項	
	元町 福祉健康センター TEL 251-0200	福祉健康第2係	7. こども広場に関する事項 8. 精神保健に関する事項（保健所が所管する事項を除く。） 9. 高齢者等の相談に関する事項（他課の所管に属する事項を除く。） （各係は、区域、事業等により所長が定めるものをそれぞれ担当する。）
		福祉健康第3係	
生活支援課	保護係(第1～第5) TEL 220-2292 ～2294	1. 生活保護法に関する事項 2. 金沢市援護規則の規定に関する事項 3. 行旅病人及び行旅死亡人に関する事項 4. 生活困窮者の自立支援に関する事項	
介護保険課	企画庶務係 TEL 220-2264	1. 介護保険事業計画に関する事項 2. 介護保険運営協議会に関する事項 3. 課の庶務に関する事項 4. その他介護保険に関する事項	
	納入係 TEL 220-2264	1. 介護保険被保険者の資格に関する事項 2. 介護保険料の賦課に関する事項 3. 介護保険料等の収納に関する事項	
	認定係 TEL 220-2264	1. 要介護認定等に関する事項	
	給付係 TEL 220-2264	1. 介護保険の給付に関する事項 2. 高齢者等の生活自立のための住まいづくりの助成に関する事項	
	事業者管理係 TEL 220-2264	1. 介護サービスを行う事業者及び施設に関する事項 2. 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 3. 有料老人ホームの設置の届出の受理に関する事項 4. サービス付き高齢者向け住宅事業に関する事項（登録に係る事項を除く。）	

課	係・室	事 務 分 掌
障 害 福 祉 課	企画庶務係 TEL 220-2289	1. 障害者福祉に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 2. 身体障害者手帳の交付に関する事項 3. 特別児童扶養手当等に関する事項 4. 自立支援医療機関の指定に関する事項 5. 障害者の社会参加の促進に関する事項 6. 障害者高齢者体育館に関する事項 7. 課の庶務に関する事項 8. 他係に属しない事項
	自立支援第1係 TEL 220-2291	1. 障害支援区分の認定に関する事項 2. 障害者等の介護給付費等に関する事項 3. 身体障害者福祉法に規定する措置に関する事項
	自立支援第2係 TEL 220-2291	4. 知的障害者福祉法に規定する措置に関する事項 5. ひまわり教室に関する事項 (各係は、課長が定める事業をそれぞれ対象とする。)
	事業者管理係 TEL 220-2018	1. 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 2. 指定障害福祉サービス事業者の指定に関する事項
福祉指導監査課 TEL 220-2305	福祉指導監査係	1. 福祉事務所の指導監査に関する事項 2. 社会福祉法人及び社会福祉事業等の指導監査に関する事項

(保健所)

課	係・室	事 務 分 掌
地 域 保 健 課	企画庶務係 TEL 234-5102	1. 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項 2. 保健事業の企画及び立案に関する事項 3. 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項 4. 保健師に関する事項 5. 母体保護に関する事項 6. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による保健所長の事務に係る精神保健に関する事項 7. 看護学校等の学生及び生徒の実習に関する事項 8. 保健所の庶務及び予算に関する事項 9. 駅西健康ホールに関する事項 10. 他課及び他係に属しない事項
地 域 保 健 課	医事薬事係 TEL 234-5107	1. 医事に関する事項（試験検査課が所管する事項を除く。） 2. 公共医療事業の向上及び増進に関する事項 3. 薬事に関する事項 4. 毒物及び劇物に関する事項
	感染症対策係 TEL 234-5116	1. 結核、感染症その他の疾病の予防に関する事項 2. 養育医療に関する事項 3. 育成医療に関する事項 4. 小児慢性特定疾病医療支援に関する事項 5. 感染症診査協議会に関する事項
	食育健康係 TEL 234-5102	1. 食育施策の総合的な推進及び連絡調整に関する事項 2. 専門的な栄養指導等に関する事項

課	係・室	事 務 分 掌
衛 生 指 導 課	環境衛生係 TEL 234-5114	1. 環境衛生関係営業に関する事項 2. そ族衛生害虫の発生の抑制その他環境衛生の改善指導に関する事項 3. 温泉法に関する事項 4. 水道法に関する事項 5. 特定建築物の衛生的環境の確保に関する事項 6. 家庭用品の監視指導に関する事項
	動物愛護管理係 TEL 258-9070	1. 動物の愛護及び管理に関する法律に関する事項 2. 狂犬病予防及び犬の危害防止に関する事項 3. 化製場等に関する法律に関する事項（犬の飼養又は収容のための口 施設に関する事項に限る。）
	民泊適正運営指導室 TEL 234-5111	1. 住宅宿泊事業に関する事項 2. 旅館業に関する事項
	食品安全対策室 TEL 234-5112	1. 食品の安全性の確保に関する事項 2. 食中毒事件等の調査及び処理に関する事項 3. 食品衛生関係営業に関する事項 4. 給食施設の衛生管理の指導に関する事項
試 験 検 査 課	理化学検査係 TEL 234-5131	1. 理化学に係る衛生上の試験及び検査に関する事項
	微生物検査係 TEL 234-5131	1. 微生物に係る衛生上の試験及び検査に関する事項 2. 衛生検査所に関する事項
	環境監視係 TEL 234-5124	1. 大気汚染、水質汚濁及び悪臭の監視に係る試験及び検査に關 する事項
	食肉衛生検査所 TEL 257-1402	1. と畜場法に関する事項 2. と畜場内における食肉等に係る食品衛生法に関する事項 3. 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関する事項 4. 化製場等に関する法律に関する事項（犬の飼養又は収容のための 施設に関する事項を除く。） (精密検査を実施する場合において、検査第1係は理化学又は残留物 に係る検査を、検査第2係は病理又は微生物に係る検査をそれぞれ担 当する。)
	検査第1係	
	検査第2係	

こども未来局

課	係・室	事 務 分 掌
子 育 て 支 援 課	企画庶務係 TEL 220-2285	1. 児童福祉及び少子化対策の推進に係る総合施策の企画及び調整に關 する事項 2. 金沢市育英会奨学資金に関する事項 3. 課の庶務に関する事項 4. 局の所管事務で他課及び他係に属しない事項
	家庭福祉係 TEL 220-2285	1. 児童手当及び児童扶養手当に関する事項 2. 助産施設及び母子生活支援施設に関する事項 3. 母子及び父子並びに寡婦福祉に関する事項 4. 女性の自立支援に関する事項
	児童育成係 TEL 220-2279	1. 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 2. 児童館に関する事項 3. 放課後児童クラブに関する事項
	児童家庭相談室 TEL 220-2422	1. 子どもの貧困対策の推進に関する事項 2. 児童及び家庭に係る相談及び支援に関する事項
	城北児童会館 TEL 251-0444	1. 児童の健全な遊びの指導に関する事項 2. 児童館が実施する事業の指導及び推進に関する事項 3. 城北児童会館の管理運営に関する事項

課	係・室	事 務 分 掌
保育幼稚園課	企画庶務係 TEL 220-2299	1. 就学前の子どもの教育・保育に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 2. 市立保育所に関する事項 3. 課の庶務に関する事項 4. 他係に属しない事項
	利用支援係 TEL 220-2299	1. 教育・保育施設の利用支援に関する事項 2. 教育・保育施設の利用調整に関する事項 3. 教育・保育施設の利用者負担に関する事項
	施設係 TEL 220-2299	1. 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 2. 教育・保育施設の整備及び支援に関する事項 3. 地域型保育事業に関する事項 4. 認可外の保育事業に関する事項
	給付係 TEL 220-2299	1. 教育・保育施設の給付に関する事項
	センター・係	事 務 分 掌
青少年健全育成センター TEL 220-2102	青少年健全育成係	1. 青少年の育成支援に関する事項 2. 青少年の育成に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項
	長土堀青少年交流センター TEL 220-2102	1. 青少年関係団体の育成及び指導に関する事項 2. 青少年相互及び青少年と他の世代との交流の促進に関する事項 3. 青少年野外体験施設に関する事項 4. 長土堀青少年交流センターの管理運営に関する事項
	少年育成支援室 TEL 220-2457	1. 地域青少年健全育成推進団体等の支援に関する事項 2. 少年の補導に関する事項
こども相談センター TEL 243-1081	庶務係	1. 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 2. 要保護児童対策地域協議会に関する事項（代表者会議に関する事項に限る。） 3. こども家庭センターの統括に関する事項 4. 児童家庭支援センターに関する事項
	相談第1係 相談第2係	1. 児童等に係る必要な調査に関する事項 2. 児童等に係る調査又は判定に基づく必要な指導に関する事項 3. 相談に係る専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 4. 里親に関する事項 5. 要保護児童対策地域協議会に関する事項（代表者会議に関する事項を除く。） 6. こども家庭センターの児童福祉事業に係る情報の収集及び提供に関する事項
	心理判定係	1. 児童等に係る必要な心理学的な判定に関する事項
	一時保護係	1. 児童の一時保護に関する事項
幼児教育センター TEL 243-1018	幼児教育係	1. 幼児教育及び保育に携わる職員の研修に関する事項 2. 幼児教育及び保育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3. 幼児教育センターの庶務に関する事項 4. 他係に属しない事項
	発達相談係	1. 幼児教育及び保育に係る相談に関する事項 2. 幼児相談室に関する事項

第2 福祉政策課

I 民生委員・児童委員及び社会福祉協議会の状況

1 民生委員・児童委員〔民生委員法、児童福祉法〕

本市には1,160名（うち主任児童委員111名）の民生委員・児童委員が約200世帯を担当区域として配置されており、また地区民生委員児童委員協議会は、おおむね小学校通学区域を1単位として54地区民生委員児童委員協議会が組織されている。

民生委員・児童委員の人数

（令和6年4月1日現在）

番号	地区名	民生委員・児童委員	主任児童委員	計	番号	地区名	民生委員・児童委員	主任児童委員	計
		定数	定数				定数	定数	
1	野 町	16	2	18	29	栗 崎	17	2	19
2	中 村	22	2	24	30	大 野	4	2	6
3	十一屋	23	2	25	31	戸 板	27	2	29
4	弥 生	17	2	19	32	大 徳	52	3	55
5	泉 野	19	2	21	33	金 石	17	2	19
6	新 塹	14	2	16	34	二 塚	16	2	18
7	菊 川	19	2	21	35	川 北	19	2	21
8	小立野	23	2	25	36	内 川	4	2	6
9	材 木	23	2	25	37	犀 川	11	2	13
10	味噌蔵	19	2	21	38	安 原	18	2	20
11	長 町	9	2	11	39	湯 涌	5	2	7
12	松ヶ枝	10	2	12	40	額	19	2	21
13	長土堀	15	2	17	41	押 野	18	2	20
14	芳 斉	10	2	12	42	浅 川	42	3	45
15	長 田	15	2	17	43	森 本	38	3	41
16	此 花	9	2	11	44	伏見台	31	2	33
17	瓢 箪	12	2	14	45	夕日寺	10	2	12
18	馬 場	13	2	15	46	長坂台	21	2	23
19	浅 野	17	2	19	47	千 坂	24	2	26
20	森 山	22	2	24	48	新神田	17	2	19
21	諸 江	33	2	35	49	西	14	2	16
22	富 樫	22	2	24	50	西南部	22	2	24
23	米 丸	32	2	34	51	三 和	19	2	21
24	三 馬	32	2	34	52	米 泉	15	2	17
25	崎 浦	34	2	36	53	扇 台	18	2	20
26	小 坂	25	2	27	54	四十万	16	2	18
27	鞍 月	19	2	21	計		1,049	111	1,160
28	浅野川	11	2	13					

2 地区社会福祉協議会

おおむね小学校通学区を単位に54の地区社会福祉協議会が組織され、住民主体の地域福祉活動を展開している。また、各協議会では、民生委員児童委員協議会に関することはもとより、各福祉関係機関・団体等の事務を行っている。協議会は独自に事業を計画しているが、特に市の委託事業については、令和5年度において105,200千円の委託料を交付し、地域社会の福祉の向上を図っている。

- ① 老人福祉の積極的推進に関する事項
- ② 身体障害者及び知的障害者の福祉向上に関する事項
- ③ 地区社会福祉協議会組織の充実強化に関する事項
- ④ ボランティアの育成活動強化に関する事項
- ⑤ 児童健全育成事業の推進に関する事項

3 地域福祉活動推進事業

地域福祉活動の推進母体として期待されている、市・地区社会福祉協議会の基盤整備と、地域の実情に応じた活動の奨励・支援を行うことにより、地域福祉活動の一層の充実を図る。

令和5年度実施事業

- (1) 福祉コミュニティ活性化事業
- (2) 地区社会福祉協議会の備品整備事業
- (3) 地域福祉活動相互啓発活性化事業
- (4) いきいき福祉バス助成事業
- (5) 自主財源確保のための取り組み推進事業

4 善隣館の推移と現況

大正11年6月石川県における民生事業の先覚者安藤謙治氏ほか43名が社会改良委員（民生委員の前身）に任命され、善隣活動を開始し、民生事業の推進と近隣者の互信互助を標榜し、本市の社会福祉事業の基盤を築いた。

さらに、同氏は昭和9年に地域住民の教養、経済さらには保健の向上等を図るため、その活動の拠点として第一善隣館を創設し、これが契機となり現在では11館の善隣館が開設され保育事業、地域デイサービス事業、生活相談等それぞれの地域の実情に即した事業を独自の立場で運営して多大な成果をあげている。

また、善隣館の相互の連携と活動の充実を図るため、11館の善隣館で組織する金沢市善隣館協議会が平成27年4月に設立された。

善隣館の設置状況

(令和6年4月1日現在)

経営主体	名称	所在地	代表者	創立年月日	電話	FAX
社福法	第一善隣館	野町3丁目1-15	理事長 安藤謙治	昭9.9.1	241-4030	241-4072
〃	第三善隣館	小将町8-23	理事長 宮村忠利	昭10.3.1	221-0962	221-0961
〃	第四善隣館	泉野町1丁目1-25	理事長 室山正栄	昭13.6.8	241-3316	241-3316
〃	馬場福祉会	東山3丁目29-22	理事長 米澤武	昭14.9.1	252-1414	252-3915
〃	新堅善隣館	鱒町62-1	理事長 宮口優	昭18.10.1	231-0258	231-0260
〃	永井善隣館	菊川2丁目8-13	理事長 横井透	昭15.11.1	231-3429	231-2454
〃	小立野善隣館	小立野5丁目1-5	理事長 吉田昭生	昭15.10.1	261-2755	261-2755

経営主体	名称	所在地	代表者	創立年月日	電話	FAX
社福法	森山善隣館	森山2丁目18-4	理事長 横山 智子	昭17.12.20	252-0817	252-3261
〃	材木善隣館	材木町13-40	理事長 鈴見 光一	昭30.10.6	222-1380	222-1380
〃	中村町善隣館	御影町21-11	理事長 森田 輝雄	昭35.4.20	226-6888	226-6866
〃	栗崎善隣館	栗崎町1丁目4	理事長 坂東 慶洋	昭18.4.1	238-3720	238-3723

5 善隣館活動復興推進事業

地域福祉活動の拠点として、長年、本市の福祉発展に寄与してきた善隣館活動の思想を広く市民に啓発し、理解を深めてもらうとともに、その地域住民主体の活動を継承し、さらに発展させるため、次の事業を実施する。

(1) 善隣館施設整備費補助

善隣館の施設整備費の3分の2を補助し、施設整備の充実を図る。

(2) 善隣館活動復興推進事業

善隣館活動普及推進事業

善隣館が行う啓発・地域交流、地域住民の参画による地域福祉活動等の事業に対して補助を行うことにより、善隣館の活性化を図るとともに、コミュニティの再生を図る。

6 地域の身近な福祉相談窓口事業

社会的援護を要する人々が住み慣れた地域で孤立することなく安心して暮らすことができるよう、要援護者の早期発見から支援に繋がる構築を図るため、地域の既存施設を活用し、身近な福祉相談窓口を設置して居る。

(平成30年度開設地区)

十一屋、新堅、内川、中村、瓢箪、小立野、味噌蔵、馬場、森山、戸板、西、鞍月、富樫、伏見台、米丸、押野

(令和元年度開設地区)

野町、長町、此花、湯涌、浅川、浅野、夕日寺、長田、大野、浅野川、栗崎、三馬、扇台、米泉、安原、新神田

(令和2年度開設地区)

泉野、菊川、弥生、長土堀、材木、崎浦、犀川、小坂、森本、千坂、大徳、金石、川北、諸江、二塚、三和

(令和3年度開設地区)

長坂台、松ヶ枝、芳斉、額、四十万、西南部

Ⅱ 社会福祉一般

1 社会福祉功労賞

永年、善隣の精神を率先して実践し、広く市民の福祉の増進に顕著な功績があったと認められる方に、金沢市社会福祉功労賞を贈呈し、これを顕彰する。

(1) 創設年度	平成4年度				
(2) 贈呈式	11月3日	文化の日	金沢市文化ホール		
(3) 受賞者	平成4年度	山崎 武雄 氏	令和元年度	山森 太兵 氏	
	平成5年度	加納 實 氏		高田 千都恵氏	
	平成8年度	山田 耕 氏		河上 進 氏	
	平成9年度	砂走 孝順 氏	令和2年度	吉田 昭生 氏	
	平成10年度	久木 吉次 氏		片岡 正子 氏	
	平成14年度	神保外巳雄 氏	令和3年度	酒井 光夫 氏	
	平成21年度	奥 清 氏	令和4年度	柳下 道子 氏	
	平成29年度	小竹 弘文 氏		徳田 茂 氏	
		國枝 徳雄 氏	令和5年度	柳 鉄志 氏	
				高野 善一 氏	

2 福祉奉仕活動賞(ともしび賞)

市民の福祉奉仕活動を奨励するため、地道な日常活動を通し、本市の社会福祉の向上に貢献した個人及び団体を表彰する。

- (1) 創設年度 昭和63年度
(2) 表彰の名称 金沢市ともしび賞
(3) 表彰対象者

- ① おおむね10年以上にわたり地道に福祉奉仕活動を続け、社会福祉の向上に著しく貢献している個人又は団体
② その他福祉奉仕活動の振興発展に著しく貢献し、他の模範となっている者

(4) 表彰人員	平成29年度	0個人、4団体	令和2年度	1個人、2団体
	平成30年度	0個人、3団体	令和3年度	2個人、1団体
	令和元年度	1個人、3団体	令和4年度	1個人、2団体
	令和5年度	0個人、2団体		

3 福祉活動育成基金の設置

- (1) 基金の設置目的

平成3年度に福祉関係基金(福祉奉仕活動育成基金、国際障害者記念基金、福祉サービス基金)を統合し、新たに福祉活動育成基金を設置し、従来の福祉ボランティア活動、障害のある方の福祉、在宅福祉の推進に加え、地域福祉活動推進事業を実施し、高齢者・障害のある方等のための総合的、効果的な施策の展開を図る。

- (2) 令和6年度当初基金現在高等

令和6年度当初基金現在高	2,224,372千円
令和6年度積立予算額	10,000千円

4 金沢市福祉ボランティア活動育成事業

(1) 目的

昭和58年度からボランティアグループに対し活動費の助成を行い、福祉ボランティア活動に伴う経済的な負担を軽減することによって、市民の善意による福祉ボランティア活動のより一層の推進を図っている。

(2) 助成対象

市内を主な活動場所とし、具体的な福祉ボランティア活動を行っている10名以上の団体

(3) 対象経費

対象となる経費は、ボランティア活動用の資器材購入費、研修費、通信費、会場借上費、消耗品費など

(4) 助成実績

年度	グループ数	助成額	年度	グループ数	助成額
平成24	108	4,793,000	〃 30	104	4,742,000
〃 25	106	4,857,000	令和元	89	4,495,000
〃 26	115	4,827,000	〃 2	61	2,575,000
〃 27	118	4,808,000	〃 3	66	2,834,000
〃 28	117	4,741,000	〃 4	63	2,803,000
〃 29	97	4,773,000	〃 5	57	2,743,000

5 社会福祉施設耐震診断費等補助事業

(1) 目的

高齢者、子ども、障害のある方等の安全を確保するため、高齢者施設、私立保育所、乳児院、児童養護施設、障害者自立支援施設等の社会福祉施設の耐震化を促進する。

(2) 事業内容

社会福祉施設の耐震診断、耐震設計に要する経費の一部を助成する。

補助率 2/3（万円未満切り捨て） 限度額なし

(3) 対象施設

昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手した木造以外の社会福祉施設で、耐震改修工事の際に、国による既存の補助金等の交付とそれに伴う市補助の対象となることが見込まれるか、又は市補助制度の対象となるもの（私立保育所、幼保連携型認定こども園、乳児院、児童養護施設、高齢者施設〔養護老人ホーム、特別養護老人ホーム〕、障害者支援施設、救護施設、善隣館）

6 金沢市社会福祉事業つなぎ資金貸付制度

本市の区域内における社会福祉施設の設置、増改築、整備若しくは経営又は介護保険サービス施設等の経営に要する資金の貸付けを行い、福祉事業の振興を図る目的で昭和49年度から発足した。

(1) 原資

金沢市福祉活動育成基金をもって充てる。

(2) 貸付対象者

次に掲げる補助金等の交付、貸付又は支払の決定等を受けた者とする。

- ① 国、地方公共団体、公益財団法人 J K A、又は公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団の補助金
- ② 独立行政法人福祉医療機構又は石川県社会福祉事業振興資金貸付要綱に基づく借入金
- ③ 措置費等
- ④ 介護報酬、障害福祉サービス報酬等

(3) 貸付限度額

- ① 補助金及び借入金 交付又は貸付け決定のあった額
- ② 措置費等又は介護報酬、障害福祉サービス報酬等 500万円の範囲内で施設又は事業所ごとに市長が認める額

(4) 貸付条件 貸付利子 無利子

7 金沢市社会福祉施設整備等資金貸付制度

本市の区域内における社会福祉施設の新築、増改築又は用地の取得に要する資金の貸付けを行い、福祉事業の振興を図る。

(1) 原 資

金沢市福祉活動育成基金をもって充てる。

(2) 貸付対象者

本市の区域内において、社会福祉施設を設置し、かつ、経営する社会福祉法人とする。

(3) 貸付限度額

1 社会福祉法人が行う 1 回の整備に対する貸付金の額は、社会福祉施設の整備などに要する資金の額の 3 分の 2 以内で、100,000千円を超えないものとする。

(4) 貸付条件 貸付利子 無利子

8 日本赤十字社金沢市地区事業

日本赤十字社は、世界191の国と地域の赤十字社と協力して、人道・博愛・奉仕の赤十字精神に基づき、海外災害罹災者救援や紛争犠牲難民の救援活動等の国際赤十字活動を積極的に推進し、また国内活動においても、災害救援事業、献血思想普及事業、奉仕団育成事業など各種事業の推進に努力している。

石川県支部金沢市地区においては、次の事業を行っている。

(1) 事業内容

- ① 災害援護活動 [令和5年度救護品(罹災9世帯)] 毛布68枚
- ② 血液事業の推進
- ③ 救急法等講習会の推進
- ④ 社員増強運動の実施

(2) 社資募集状況

区分 年度	目標額(円)	実績額(円)	達成率 (%)	区分 年度	目標額(円)	実績額(円)	達成率 (%)
〃 26	51,042,000	46,907,829	91.9	令和元	51,401,000	39,133,389	76.1
〃 27	51,042,000	44,447,603	87.1	〃 2	51,401,000	40,114,156	78.0
〃 28	51,042,000	47,677,021	93.4	〃 3	51,401,000	38,670,236	75.2

＼	29	51,042,000	43,883,998	86.0	＼	4	51,401,000	37,078,325	72.1
＼	30	51,042,000	40,993,861	80.3	＼	5	51,401,000	34,775,884	67.7

9 金沢市松ヶ枝福祉館

- (1) 目的 福祉のまちづくりを推進する拠点施設として各種事業を展開する。
- (2) 所在地 高岡町7番25号
- (3) 開館 平成8年4月1日
- (4) 入館団体 金沢市社会福祉協議会 金沢市身体障害者団体連合会
金沢手をつなぐ親の会 金沢市脳卒中リハビリテーション友の会
金沢市聴力障害者福祉協会 金沢保護区保護司会

10 金沢福祉用具情報プラザ

- (1) 目的 身体機能にあった福祉用具の選定や住宅改修の支援、各種福祉情報の提供を通じ、障害のある方や高齢者等の社会・日常生活における自立の促進を図る。
- (2) 所在地 本町1丁目10番1号
- (3) 開館 平成14年6月1日
- (4) 事業 展示事業、相談事業、情報事業、学習事業、市民交流事業等
- (5) 利用状況

年 度	来館者数	相談件数
令和元	35,928	3,278
＼ 2	22,171	1,585
＼ 3	25,795	1,815
＼ 4	29,475	1,892
＼ 5	47,218	1,651

11 社会福祉審議会の設置

中核市移行に伴い、社会福祉法第7条の規定により、平成8年4月設置した。

- (1) 目的 社会福祉の施策に関する事項を審議する。
- (2) 専門分科会 審議会に民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会、地域福祉専門分科会を設置している。

12 高齢者等権利擁護窓口

- (1) 目的 判断能力が不十分な障害のある方や高齢者に係る成年後見制度など権利擁護に関する相談・支援を行う。
- (2) 所在地 高岡町7番25号
金沢市社会福祉協議会内 金沢権利擁護センター
- (3) 開設 平成19年4月

(4) 利用状況

年度	相談件数
令和元	7,422
〃 2	7,810
〃 3	8,142
〃 4	7,889
〃 5	8,634

Ⅲ 戦争犠牲者の援護

1 戦没者慰霊式

本市における戦没者は6,966柱である。この戦没者の霊に対し、冥福を祈るため毎年慰霊式が行われており、昨年も10月7日、金沢市文化ホールにおいて来賓遺族約300名の参列のもとに締めやかに挙行された。

2 旧軍人、戦傷病者、戦没者遺族等の援護

旧軍人が永年勤務して退職したとき、公務のためけがをしたり、病気にかかったとき、又は公務のため死亡した者の遺族等に対して援護を行う。

市内に居住する方から提出される特別給付金などの請求書類を確認のうえ、本属庁へ送付する。

給付の概要

給付の種類		受給資格
名称	適用法律	
普通恩給	恩給法	軍人、軍属として実在職年が引続き3年以上で、戦地加算等を加入して規定年数を超える者
一時恩給	〃	軍人、軍属として実在職年が引続き3年以上で、戦地加算等を加入しても規定年数に満たない者
一時金	〃	軍人として、断続する実在職年を合わせれば3年以上になる者
公務扶助料	〃	公務従事中の傷病により死亡した者の遺族
普通扶助料	〃	普通恩給を受ける権利を有する者の遺族
一時扶助料	〃	一時恩給を受ける権利を有する者の遺族
遺族年金	戦傷病者戦没者等援護法	公務従事中の傷病により死亡した者の遺族で、恩給法の適用を受けない者
遺族給与金	〃	準軍属の遺族で、恩給法の適用を受けない者
特別給付金	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法	昭和12年7月7日以降公務により傷病を受けて心身障害となった軍人等の妻
	戦没者等の父母等に対する特別給付金支給法	戦死した者の父母、祖父母で姓を同じくする子、孫のない扶助料等の受給資格者
	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法	戦死した者の妻で、扶助料等の受給資格者
特別弔慰金	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法	扶助料等の受給資格を有する者のない戦没者等の遺族

IV 高齢者福祉一般

1 高齢者福祉の背景

○高齢者の年次別推移

(各年7月1日現在)

年 度	総人口 (A)	65歳以上人口 (B)	構成比 $\frac{(B)}{(A)}$	ひとり暮らし 高 齢 者	在宅ねたきり 高 齢 者
平成 16	442,198	79,006	17.9	10,076	1,694
〃 17	441,662	80,769	18.3	11,526	1,967
〃 18	442,015	83,183	18.8	12,085	2,024
〃 19	442,500	86,534	19.6	12,968	2,271
〃 20	443,092	89,626	20.2	13,489	1,736
〃 21	443,862	92,636	20.9	13,590	1,267
〃 22	445,418	94,334	21.2	13,888	1,134
〃 23	446,133	94,568	21.2	15,718	1,324
〃 24	446,755	98,381	22.0	16,074	1,180
〃 25	451,749	104,306	23.1	16,553	1,068
〃 26	452,532	108,934	24.1	18,570	1,308
〃 27	453,643	112,231	24.7	18,632	1,008
〃 28	454,423	114,819	25.3	19,029	1,119
〃 29	454,406	116,752	25.7	19,046	1,273
〃 30	453,784	118,141	26.0	19,881	790
令和元	452,567	119,342	26.4	19,894	732
〃 2	451,550	120,660	26.7	—	—
〃 3	449,923	121,752	27.1	19,251(※)	405(※)
〃 4	447,989	122,099	27.3	19,404	410
〃 5	443,897	123,324	27.8	20,196	433

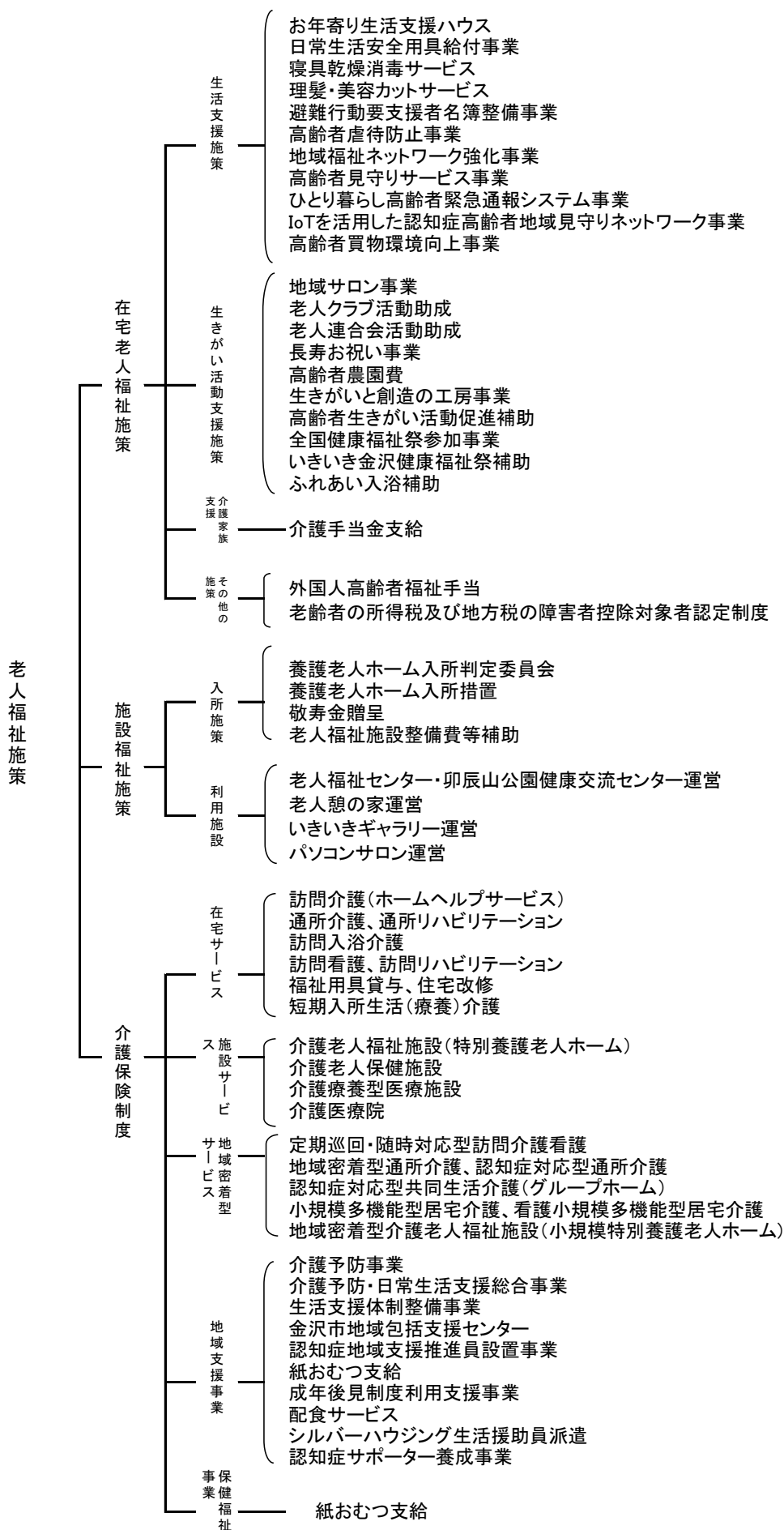
(1)人口は住民登録人口による。

(2)「ひとり暮らし高齢者」及び「在宅ねたきり高齢者」の数は「金沢市高齢者福祉保健台帳」調査の結果（登録者数）による。

(3)令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため「金沢市高齢者福祉保健台帳 一斉調査」を中止したため、ひとり暮らし高齢者数と在宅ねたきり高齢者数は不明。

(※)令和3年度は時期を変更して実施しており、令和3年12月31日現在の実数（登録者数）

2 高齢者福祉施策の体系



3 高齢者生活支援施策

(1)お年寄り生活支援ハウス（平成12.10発足）（委託先：社会福祉法人洋和会、定員5名）

在宅復帰を目的に、ひとり暮らしが困難な高齢者等を対象に一定期間、生活援助員の指導のもと、各種生活支援サービスを実施する。

場所 シニアタウン21 2階（山科町午40番地1）

(2)日常生活安全用具給付等事業

【ひとり暮らし・高齢者夫婦等世帯対象】

自動消火器（昭和59.4発足）、ガス漏れ警報器（昭和57.4発足）、電磁調理器（平成5.4発足）高齢者宅に防火安全用具を給付し、日常生活の安全を守る。

区分 年度	設 置 数		
	自動消火器	ガス漏れ警報器	電磁調理器
令和2	10	4	19
〃 3	29	12	20
〃 4	13	6	22
〃 5	5	7	26

(3)寝具乾燥消毒サービス（昭和50.4発足）

日頃使用している寝具を、洗濯ならびに乾燥消毒を行うことにより快適な環境をつくり健康保持、増進に寄与する。民生委員等を通じ、利用申し込みのあった者に対し、委託業者が乾燥消毒については年9回、水洗いについては年3回、年間スケジュールにより巡回集配処理する。

対 象 者 (1)3か月以上ねたきりまたは重度認知症の65歳以上の高齢者

令和5年度末現在登録者数 141人

(2)ヘルパーの訪問する65歳以上のひとり暮らしの高齢者

令和5年度末現在登録者数 57人

(4)理髪・美容カットサービス（昭和58.9発足）

65歳以上のねたきりまたは重度認知症の高齢者の衛生の向上、健康保持のため、理・美容業者が自宅へ出張して理美容サービスを実施する。

令和5年度 年2回 延利用者 128人

(5)避難行動要支援者名簿整備事業（平成28.3配備開始）

災害時に自力で避難することが困難と思われる要介護認定者や障害のある方などの支援を目的として避難行動要支援者名簿を作成し、あらかじめ地域に配備する。

名簿配備先 自主防災組織、民生委員児童委員、消防分団、金沢市(福祉政策課、障害福祉課、危機管理課、消防局)

令和6年2月現在の対象者(14,072人)のうち、平常時から地域の支援関係者への情報提供同意者 12,053人

(6)高齢者虐待防止事業（平成18.実施）

高齢者虐待防止と早期発見、対応のため関係機関と連携し、研修会や緊急保護などを実施

(7)地域福祉ネットワーク強化事業（昭63.まちぐるみ福祉活動推進事業発足、平11.4制度改正）

すべての市民が心豊かに暮らせる福祉のまちづくりを目指し、地域福祉のネットワークを構築するため、民生委員を中心としたまちぐるみ福祉活動推進チームを組織し、地域の高齢者等が安心して生活できる地域社会の実現を地域住民の理解と協力を得ながら推進する。

(8)ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業（平成30.実施）

75歳以上のひとり暮らしの高齢者等の安全・安心を確保するため、火災警報器と人感センサー

に連動する緊急通報装置を導入し、コールセンターで24時間対応する見守りシステムを構築する
 (9) I o Tを活用した認知症高齢者地域見守りネットワーク事業（平成31. 実施）

認知症高齢者の外出時の安全・安心を確保するため、小型タグ、感知器及びスマートフォンアプリを活用した地域見守りネットワークを構築する。

(10) 高齢者買物環境向上事業（平成29. 6 発足）

運転免許証を返納された方をはじめ、自家用車や公共交通機関の利用が困難な高齢者世帯の方に必要に応じて食料品や日用品等の定期的な宅配サービスを利用してもらうことで、買物環境の充実を図る。

対象者 75歳以上の方（ただし世帯員全員が65歳以上の場合に限る）

4 生きがい活動支援施策

(1) 地域サロン（平成12. 4 発足）

家に閉じこもりがちになり暮らし高齢者の社会的孤立感の解消を図るとともに、住み慣れた地域での生きがいづくりを支援するために、おおむね小学校区に1か所地域サロンを開設する。

- 活動内容
- 手作り教室
 - 小、中学生との世代間交流
 - 健康教室等

委 託 先 社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会

運営委託料 1か所あたり月額70千円上限（経費の2／3相当）

会場数割 1会場あたり 年額7,200円

活動費割 年間48回以上開催実績のある地区に30,000円

施設整備補助 1か所あたり1,000千円上限（同上）

(2) 老人クラブ活動助成（昭和38. 4 発足）

① 運営助成金 年額1クラブ当たり 46,560円助成
 （クラブの1会員に60円を乗じた額を加算）

② 金沢市老人連合会 年額 12,410千円（令和5年度実績）

老人クラブ数の推移

年度	助成対象のクラブ	年度	助成対象のクラブ	年度	助成対象のクラブ
平成24	288クラブ	平成28	291	令和2	279
〃 25	286	〃 29	289	〃 3	274
〃 26	288	〃 30	288	〃 4	267
〃 27	284	令和元	282	〃 5	256

(3) 長寿お祝い事業（昭和46. 4 発足）〔金沢市敬老福祉金支給条例〕

（平成13. 4 改正）〔金沢市長寿お祝い金条例〕

（平成17. 4 経過措置を廃止

（平成20. 4 改正）支給対象年齢及び金額を改正

（平成27. 4 改正）〔金沢市長寿お祝い条例〕

長年社会に貢献してきた方々へ長寿を祝福するとともに敬老の意を表すため、長寿お祝い金又は長寿お祝い品を贈呈する。

満100歳 長寿お祝い金 年額50,000円、満88歳 長寿お祝い品 記念品

対象者 年度内に満100歳および満88歳の誕生日を迎える方で、本市に支給日（9月15日）現在1年以上引き続き住民登録をして居住している方

年度	区分	支給額（1件当たり）	人 数	金額（千円）
平成24年	100歳以上	30,000	219	6,570
	99歳	30,000	154	4,620
	88歳	30,000	1,515	45,450
" 25年	100歳以上	30,000	253	7,590
	99歳	30,000	132	3,960
	88歳	30,000	1,673	50,190
" 26年	100歳以上	30,000	253	7,590
	99歳	30,000	135	4,050
	88歳	30,000	1,782	53,460
" 27年	100歳	50,000	123	6,150
	88歳	記念品	3,025 (うち経過措置者1,013)	—
" 28年	100歳	50,000	114	16,938
	88歳	記念品	2,192	—
" 29年	100歳	50,000	135	16,804
	88歳	記念品	1,981	
" 30年	100歳	50,000	122	17,936
	88歳	記念品	2,292	
令和元年	100歳	50,000	121	16,492
	88歳	記念品	2,238	
" 2年	100歳	50,000	144	18,472
	88歳	記念品	2,376	
" 3年	100歳	50,000	161	19,326
	88歳	記念品	2,407	
" 4年	100歳	50,000	141	19,326
	88歳	記念品	2,247	
" 5年	100歳	50,000	173	14,757
	88歳	記念品	2,476	

(4)高齢者農園費（昭和48.4発足）

老人福祉センター併設農園

農園場所 老人福祉センター万寿苑、松寿荘および鶴寿園の隣接地

申込資格 金沢市内に住所を有する60歳以上の方

申 込 先 各老人福祉センター

(5)生きがいと創造の工房事業（昭和62.4発足）《公益財団法人金沢健康福祉財団へ委託》

高齢者の生きがいを高めるために、陶芸講座を開講

講座登録 予定人数	陶 芸 80人
開講日数	月4回×12月

(6)高齢者生きがい活動促進費補助（昭和61.4より補助）

高齢者の生きがい推進のため老人連合会主催の体育祭、演芸大会、作品展、健康づくり講座、スポーツ講習会、グラウンドゴルフ大会、老人の日・老人週間事業の開催の必要経費について一部助成する。

令和5年度予算額 2,150千円

(7) 全国健康福祉祭参加事業（平成元発足）

全国健康福祉祭に参加する金沢市の選手に、激励費を贈呈する。

1人当たり 5,000円

(8) いきいき金沢健康福祉祭開催費補助（平成2発足）

いきいき金沢健康福祉祭（ゲートボール、ペタンク、グラウンドゴルフ、囲碁、将棋等）の開催に補助するとともに、ゆーりんピックの金沢地区予選と位置づけて実施する。

(9) ふれあい入浴補助（平成7.5発足）

福祉の増進および一般公衆浴場施設の活性化を図るため、65歳以上の方に対し年22回160円で入場できる入浴補助券を交付する。

5 介護家族支援施策

(1) 介護手当金支給（平成元発足）

在宅のねたきり高齢者または重度の認知症高齢者を3か月以上常時介護する方に対し、介護手当金を支給することによりその労をねぎらうとともに、広く市民の高齢者に対する関心と理解を深める。

要介護者の状態が要介護4または5（重度の認知症の場合は3でも支給）の方

支給金額 5,000円（月額）

支給人員 245人（令和5年度末支給人数実績）

支給時期 4月、8月、12月

6 その他の在宅福祉施策

(1) 外国人高齢者福祉手当（平成7.4発足）

大正15年（1926年）4月1日以前生まれで昭和57年（1982年）1月1日前に外国人登録をし、申請日現在、金沢市に引き続き1年以上住民登録がある方で公的年金を受けていない方に月10,000円を年3回に分けて支給する。（所得制限あり）

7 地域支援事業

(1) 生活支援体制整備事業（平成30.実施）

生活支援コーディネーターを配置し、地域における高齢者の生活支援や健康づくりの担い手が協働する体制を整備する。

(2) 金沢市地域包括支援センター〔金沢市地域包括支援センター事業実施要綱〕

24時間対応の相談援助体制を整備し、虐待防止など高齢者の権利擁護に努め、高齢者の実態やニーズ把握、保健や福祉の情報提供および適切な介護予防マネジメントを行うとともに、高齢者への包括的・継続的なサービス提供が行われる体制の構築を支援する。

市内20箇所設置（平成18.4発足）

担当福祉健康センター	金沢市地域包括支援センター	住 所
元 町 (元町1-12-12)	き し か わ	岸川町ほ5 金沢朱鷺の苑内
	ふ く ひ さ	小坂町中83 浅ノ川総合病院内
	か す が	山の上町1番26号 ハイロードビル2階
	お お て ま ち	彦三町1-13-41

	さくらまち	桜町24-30 宗広病院内
	たがみ	田上本町カ45-1 ピカソ内
駅西 (西念3-4-25)	もろえ	沖町ハ15 金沢病院内
	くらつき	鞍月東1-6 シニアホームみらい鞍月内
	えきにしほんまち	駅西本町6-15-41 金沢西病院内
	ひろおか	広岡2-1-7 中央金沢朱鷺の苑内
	まぎら	間明町1-242
	きたづか	北塚町西440 ケアハウスあいびす内
泉野 (泉が丘1-2-22)	とびうめ	飛梅町2-1
	みつくちしんまち	三口新町1-8-1 陽風園内
	ながさか	長坂3-1-1
	いずみの	泉が丘2-1-12
	ありまつ	有松5-2-24
	やましな	山科町午40-1 シニアマインド21内
	ぬか	高尾南3-7 タカオビル101
	かみあらや	上荒屋1-39 やすらぎホーム内

令和5年度金沢市地域包括支援センター業務実績

相談件数			相談内容別件数(延べ)									
延件数	うち訪問	うち夜間	サービス利用	介護方法	介護保険	介護予防	認知症	虐待	権利擁護	医療	経済関係	その他
57,039	13,923	1,218	3,891	45,319	36,501	582	7,242	1,761	1,031	8,762	1,793	1,538
			対応内容別件数(延べ)									
高齢者実態把握			総合相談	情報提供	連絡調整	訪問等	ケース検討会	ケアマネ支援	その他			
3,804			51,067	31,978	16,524	13,923	11,041	1,887	623			

介護予防教室等の開催				
転倒予防	認知症予防	自立支援	地域自主活動	家族介護
336	232	303	236	68

地域ケア個別会議の開催
312

(3)紙おむつ支給(昭和56.4発足)

在宅の3か月以上ねたきりまたは重度認知症の高齢者に対し紙おむつを給付することにより、その世帯の経済的負担を軽減し、保健衛生の向上を図る。給付枚数は、本人、配偶者および扶養義務者のそれぞれの市民税所得割額が、それぞれ69,000円以下の場合に給付する。

市民税所得割額 34,200円以下

1日平型5枚またはテープ型2枚パッド4枚またはパンツ型2枚パッド4枚
34,201円以上69,000円以下

1日平型3枚またはテープ型1枚パッド2枚またはパンツ型1枚パッド2枚

令和5年度3月分支給者数 252人

(4)配食サービス(昭和61.6発足、平成12.4事業拡大、平成16.4「食」の自立支援事業へ、平成18.4再び配食サービス事業へ)

おおむね65歳以上の調理の困難なひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯を対象に、利用者の安

否確認も兼ねて、食事の宅配サービスを実施する。

配食サービス委託先 18事業者（令和6年4月1日現在）

実利用者 859人（令和6年4月現在）

(5) シルバーハウジング生活援助員派遣事業（平成12.10発足）

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に生活援助員を派遣し、生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応などサービスを提供する。

区分	名称	高齢者	身体障害者	計	委託先
市営	額新町住宅	18戸	9戸	27戸	公益財団法人 金沢健康福祉財団
	八日市住宅	17戸	3戸	20戸	
	粟崎町住宅	19戸	2戸	21戸	
	田上本町住宅	19戸	2戸	21戸	
県営	平和町住宅	30戸	—	30戸	社会福祉法人陽風園
計		103戸	16戸	119戸	

(6) 認知症サポーター養成事業（平成19.4発足）

認知症の高齢者と家族への応援者である認知症サポーターを養成するとともに、認知症サポーター養成講座を受講した小売店や金融機関等に、「認知症サポーター認定所」ステッカーを配布することで、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりをすすめる。

令和5年度末 認知症サポーター 43,261人、認定所 865箇所

8 入所施設

(1) 養護老人ホーム等入所判定委員会

老人福祉法の規定に基づき、養護老人ホーム等の入所に関し適正な措置の実施を図るため、医師、老人福祉施設の長、保健所長、金沢市地域包括支援センターの長および福祉政策課長で構成され、入所措置の要否等について審議する。

(2) 養護老人ホーム入所措置事業（昭和38.4発足）

被措置者数及び措置費の年次推移（各年度3月末時点）（単位：人・円）

区分 年度	金沢市		小松市			穴水町	措置人数 計	措置費 計
	向陽苑 崎浦	向陽苑 木曳野	松寿園	第二 松寿園	自生園	朱鷺 の苑		
令和元	103	91	4	—	12	—	210	391,782,689
〃 2	104	94	4	—	10	—	212	397,449,822
〃 3	104	92	4	—	14	—	214	400,647,304
〃 4	103	93	3	—	14	—	213	414,569,248
〃 5	103	95	5	2	14	—	219	420,801,935

(3) 敬寿金贈呈（昭和43.4発足）

金沢市が措置した養護老人ホーム入所者のうち無年金者に贈呈

月 額 2,000円 対象者 延12人（令和5年度実績）

9 利用施設

(1) 老人福祉センター等運営《公益財団法人金沢健康福祉財団へ管理委託》

①A型老人福祉センター〔金沢市老人福祉センター条例〕

高齢者の教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に提供し、さらに農園を併設し、趣味の園芸（草花栽培）を楽しみながら健康で明るい生活を営んでもらうことを目的として建設され、本市に3施設ある。（なお、千寿閣については別敷地に移転新築し、平成16年4月9日から老人福祉センター機能を兼ね備えた新しい形態の公園施設「卯辰山公園健康交流センター千寿閣」として子どもから高齢者まで幅広く利用されている。また、十一屋生きがい交流館については、旧福祉作業センター十一屋ことぶき作業場を廃止し、万寿苑分館として再編したものである。）

建物・敷地の概要

区 分	卯辰山公園健康交流センター 千寿閣	金沢市老人福祉センター 万寿苑	万寿苑分館 十一屋生きがい交流館
設置主体	金沢市	左に同じ	左に同じ
設置場所	東長江町辺2番1	大桑町ヤ1番地4	十一屋町4番地34
定員	一人	250人	一人
敷地面積	78,100 m ²	3,306 m ²	3,766 m ²
建物	1階 1,739.32 m ² 2階 707.01 計 2,446.33	1階 627.55 m ² 2階 576.37 3階 326.37 計 1,530.29	1階 673.05 m ² 2階 480.35 計 1,153.40
工期	着工 平成14年9月24日 竣工 平成15年12月25日 開館 平成16年4月9日	着工 昭和47年11月11日 竣工 昭和48年7月17日 開館 昭和48年7月18日	竣工 平成9年7月2日 (旧金沢市十一屋ことぶき作業場) 開館 平成27年10月1日
開館時間	午前9時から午後5時まで (入浴時間は午前10時から午後3時まで)	左に同じ	午前9時から午後9時まで (土日祝は、午後5時まで)
休館日	水曜日、*年末年始	第2および第4日曜日の翌日、第1・第3および第5日曜日、国民の祝日（敬老の日を除く）。ただし、上記に掲げる休館日と祝日が重なった場合は、その日とその翌日、年末年始	
使用料	無料（ただし健康温浴施設及び研修室の利用を除く。）	60歳以上の市民が対象で無料 (ただし特別室、農園の利用を除く。)	60歳以上の市民が対象で無料
事業	健康相談 年間 2回 教養講座 年間 36回 生花講座 年間 12回 日舞講座 年間 48回 民謡講座 年間 24回 謡曲講座 年間 24回 茶道講座 年間 24回 社交ダンス講座 年間 48回 大正琴講座 年間 48回 陶芸講座 年間 96回 陶芸講座(自主) 年間 48回 園芸講座 年間 15回 書道講座 年間 24回	健康相談 年間 2回 教養講座 年間 24回 生花講座 年間 24回 日舞講座 年間 48回 民謡講座 年間 24回 謡曲講座 年間 12回 茶道講座 年間 48回 詩吟講座 年間 48回 手芸講座 年間 24回 民舞講座 年間 48回 大正琴講座 年間 24回 陶芸講座 年間 96回 陶芸講座(自主) 年間 192回	陶芸講座 年間 48回 陶芸講座(自主) 年間 96回 介護予防体操 年間 48回

歌謡講座	年間 24回	太極拳講座	年間 24回
介護予防体操	年間 24回	介護予防体操	年間 24回
リズムダンス講座	年間 48回	リズムダンス講座	年間 48回
布ぞうりづくり講座	年間 24回	布ぞうりづくり講座	年間 24回
ヨガ講座	年間 24回	水墨画講座	年間 24回
写真講座	年間 24回	樹木剪定講座	年間 2回
		樹木雪吊り講座	年間 1回
		写真講座	年間 12回

区分	金沢市老人福祉センター 松寿荘	金沢市老人福祉センター 鶴寿園
設置主体	金沢市	左に同じ
設置場所	金石北3丁目3番33号	額谷町ヌ1番地
定員	250人	250人
敷地面積	2,500 m ²	14,550 m ²
建物	1階 720.18 m ² 2階 620.43 3階 285.11 計 1,625.72	1階 967.87 m ² 2階 690.68 計 1,658.55
工期	着工 昭和52年6月13日 竣工 昭和53年3月15日 開館 昭和53年4月5日	着工 昭和58年7月6日 竣工 昭和59年3月20日 開館 昭和59年4月10日
開館時間	午前9時から午後5時まで (入浴時間は午前10時から午後3時まで)	左に同じ
休館日	第2および第4日曜日の翌日、第1・第3および第5日曜日、国民の祝日(敬老の日を除く)。ただし、上記に掲げる休館日と祝日が重なった場合は、その日とその翌日、年末年始	第1および第3日曜日の翌日、第2・第4および第5日曜日、国民の祝日(敬老の日を除く)。ただし、上記に掲げる休館日と祝日が重なった場合は、その日とその翌日、年末年始
使用料	60歳以上の市民が対象で無料 (ただし特別室、農園の利用を除く。)	左に同じ
事業	健康相談 年間 2回 生花講座 年間 24回 日舞講座 年間 48回 民謡講座 年間 48回 謡曲講座 年間 12回 茶道講座 年間 24回 陶芸講座 年間 96回 陶芸講座(自主) 年間288回 書道講座 年間 48回 歌謡講座 年間 24回 太極拳講座 年間 24回 介護予防体操 年間 48回 筆ペン・ペン習字講座 年間 24回 リズムダンス講座 年間 36回 ヨガ講座 年間 24回	健康相談 年間 2回 教養講座 年間 24回 民謡講座 年間 24回 謡曲講座 年間 48回 茶道講座 年間 36回 詩吟講座 年間 48回 俳句講座 年間 24回 陶芸講座 年間 96回 陶芸講座(自主) 年間192回 書道講座 年間 24回 歌謡講座 年間 24回 詩舞講座 年間 48回 絵画講座 年間 24回 太極拳講座 年間 24回 リズムダンス講座 年間 36回 布ぞうりづくり講座 年間 24回 水墨画講座 年間 24回 樹木剪定講座 年間 2回

樹木剪定 講座	年間 2回	樹木雪吊り講座	年間 1回
樹木雪吊り講座	年間 1回		

卯辰山公園健康交流センター 千寿閣			万寿苑			万寿苑分館 十一屋生きがい交流館			松寿荘		
一階	事務室	1室	一階	事務室	1室	一階	事務室	1室	一階	事務室	1室
	談話室	1室		展示室	1室		作業室	5室		相談室	1室
軽運動室	1室	談話室		1室	電気炉室		1室	浴	3室		
食堂	1室	浴室		2室	材料室		1室	(男女特別浴室を含む)			
娯楽室	1室	工房		1室	倉庫		1室	休憩室	1室		
ふれあい工房	1室				検査室		1室	デイサービス室	1室		
健康温浴施設(浴室)	2室			荷下室	1室						
二階	大広間	1室	二階	大広間	1室	二階	休憩室	1室	二階	大広間	1室
	大実習室	1室		機能回復室	1室		和ふれあいミニホール	1室		娯楽室・PCサロン	1室
	研修室(和室)	4室		娯楽室	1室		作業室	1室	食	1室	
研修室(フローリング)	2室			研修室	1室			三階	研修室	1室	
		三階	和室	3室			図書室		2室		
				多目的室	1室				1室		

鶴寿園		
一階	事務室	1室
	相談室	1室
	浴	3室
	(男女特別浴室を含む)	
	娯楽室	1室
休憩室	1室	
図書室	1室	
サンルーム	1室	
二階	大広間	1室
	大研修室	1室
	和室	3室
	機能回復室	1室

年間延べ利用者数

年度	卯辰山公園健康 交流センター 千寿閣	金沢市老人 福祉センター 万寿苑	金沢市老人 福祉センター 松寿荘	金沢市老人 福祉センター 鶴寿園	合計
令和元	68,941人	37,322人	45,763人	49,723人	201,749人
〃 2	22,417人	21,938人	19,010人	24,160人	87,525人
〃 3	22,680人	19,203人	17,664人	22,053人	81,600人
〃 4	41,862人	27,640人	32,059人	32,309人	133,870人
〃 5	36,099人	20,897人	26,346人	27,166人	110,508人

②B型老人福祉センター〔金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例〕

A型老人福祉センターの機能を補完する目的で、地域の高齢者の活動の場として設置

名称	設置場所	定員	開館	摘要
金沢市小立野老人福祉センター	小立野4丁目7番51号	70人	昭和54年4月	公民館、児童館併設
金沢市栗崎老人福祉センター	栗崎町1丁目3番地	70人	昭和55年4月	公民館、児童館併設

(2) **老人憩の家**〔金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例〕

A型老人福祉センターの機能を補完する目的で、地域の高齢者の活動の場として設置。

名称	設置場所	定員	開館（移転）	摘要
金沢市中村町老人憩の家	中村町10番35号	30人	昭和54年4月	公民館、児童館併設
〃 小坂老人憩の家	小坂町北312番地	30人	昭和55年12月	公民館、児童館併設
〃 鞍月老人憩の家	直江南1丁目1番地	30人	平成24年2月	公民館、児童館併設
〃 瓢箪老人憩の家	彦三町2丁目10番5号	30人	昭和57年4月	公民館、児童館併設
〃 安原老人憩の家	福増町北1067番地	30人	昭和59年4月	市民センター、公民館 児童館併設
〃 森山老人憩の家	森山2丁目11番13号	30人	昭和59年4月	公民館、児童館併設
〃 馬場老人憩の家	東山3丁目9番35号	30人	昭和60年4月	公民館併設
〃 戸板老人憩の家	戸板1丁目2番地	30人	平成27年10月	公民館、児童館併設
〃 二塚老人憩の家	北塚町西98番地	30人	昭和60年4月	公民館併設
〃 弥生老人憩の家	弥生1丁目29番13号	30人	昭和61年4月	公民館、児童館併設
〃 浅野川老人憩の家	大河端西1丁目96番地	30人	昭和61年4月	公民館併設
〃 崎浦老人憩の家	小立野2丁目41番36号	30人	昭和62年4月	公民館併設
〃 松寺老人憩の家	松寺町丑42番地	30人	昭和62年4月	公民館併設
〃 新神田老人憩の家	新神田1丁目1番18号	30人	昭和62年4月	公民館、児童館併設
〃 浅野町老人憩の家	浅野本町2丁目13番12号	30人	昭和63年4月	児童館併設

(3) **いきいきギャラリー**

高齢者、障害のある方の社会参加促進と自立支援や生きがいつくり向上の場を提供する。

① 高齢者等の個性と真心のこもった手作り品（焼菓子、手工芸品、陶芸品等）の展示・販売

② 生きがい・福祉保健サービスに関する情報提供

設置場所 ・本店（平成10. 9. 19開設）横安江町商店街（安江町3番16号）
 ・アンテナショップ（平成17. 8. 1開設）
 金沢福祉用具情報プラザ1階内（本町1丁目10番1号）

(4) **パソコンサロン**

ITインストラクター等が配置されたパソコン利用の場を提供することで、対象となる方がパソコンにふれる機会を確保し、趣味や生きがいつくりに貢献する。

利用対象者 金沢市内に住所を有する60歳以上の方

金沢市内に住所を有する障害のある方（千寿閣・まちなか）

利用時間 午前9時～12時、午後1時～午後4時（まちなかは午前9時～午後4時）

（千寿閣 火・木・土、まちなか 月・水・金、金石・鶴寿園 月～金、ただし、老人福祉センター休館日を除く）

場所 ・千寿閣パソコンサロン（東長江町辺2-1、平成22. 7開設）

・まちなかパソコンサロン（此花町3-2ライブ1地下1階、平成23. 4開設）

・金石パソコンサロン（金石北3-3-33 松寿荘2階、平成27. 12開設）

・鶴寿園パソコンサロン（額谷町ヌ1、平成28. 10開設）

第3 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会

所在地：金沢市高岡町7番25号（金沢市松ヶ枝福祉館内）

コロナ禍において社会・経済活動が制限されてきた中、本会は、生活困窮者支援や地域のつながりを絶やさない取組み、包括的支援体制の整備、地域における総合的な権利擁護支援体制の構築などに取組んできた。

また、自然災害が頻繁に発生する中、本会は、積極的に災害支援活動に取り組んできた。特に、令和6年能登半島地震においては、「迅速な行動により被災した県民への生活支援を行い、金沢市社協としての役割を果たす」ことを基本方針として、被災した市民及び金沢市に避難している被災者への生活支援や被災地社協の支援を、行政、ボランティア、関係機関・団体等との連携・協力のもと行ってきた。

こうした中で、本会のこれまでの取組や法人の経営課題、社会情勢の変化等を踏まえ、令和6年3月に「金沢市社協中期経営計画」を策定し、本会の使命や目指すべき方向性、具体的な取組を明確にした。

令和6年度は、金沢市社協創設（法人化）70周年を迎える節目の年となることも踏まえ、本会の使命・経営理念・基本方針に基づき、「金沢市社協中期経営計画」の具現化に向けた取組を展開する。

1 使命

「誰もが支え合いながら 安心していきいきと心豊かに暮らせるまち 金沢」の実現

2 経営理念

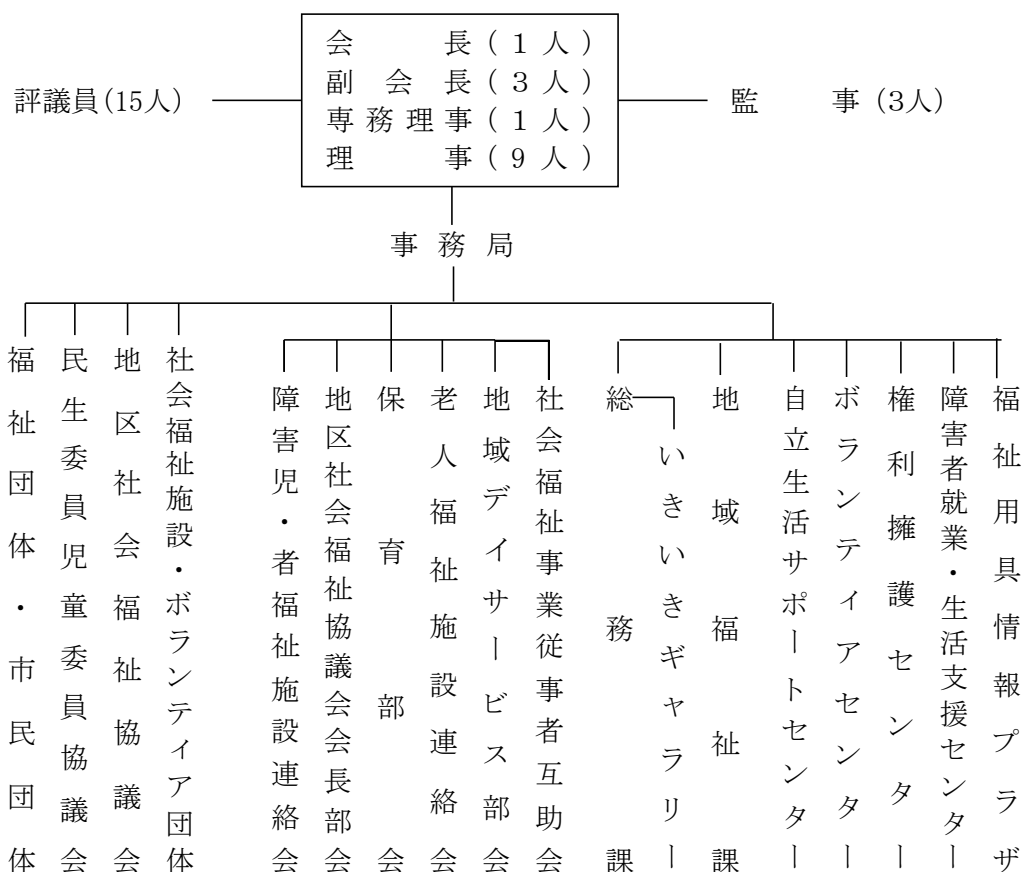
- (1) 地域住民及び福祉関係者、福祉以外の多様な関係者の協働・連携による包括的な支援体制の構築
- (2) 一人ひとりの人格と個性が尊重され、その人に合った役割や居場所を持ちながらその人らしい生活を送ることができる福祉サービス・活動の実現
- (3) 生活課題の解決に向けた先駆的・開拓的な取組の実践
- (4) 持続可能で責任ある自律した組織経営

3 基本方針

金沢市社会福祉協議会は、使命達成のため、次の基本方針により行動します。

- (1) 地域住民同士の支え合いの活動や生活課題の解決に向けた地域住民主体の取組を、積極的に応援します。
- (2) 事業の展開にあたって、「協働・連携の場」（プラットフォーム）としての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協力が得られるよう取り組みます。
- (3) 地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、地域社会の支持・信頼を得られるよう情報公開や説明責任を果たし、積極的な情報発信を行います。
- (4) すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守します。
- (5) 職員が、働きがいを持ち、いきいきと働くことができる職場環境づくりを進めます。

4 組 織



5 重点目標

- (1) 地域住民の支え合いによる福祉活動の推進及び地域住民の複合的な生活課題の解決を図ることができる体制の充実
- (2) 生活に困窮する人や判断能力の低下した人、障がいのある人、虐待や引きこもりに直面する人など、社会的に孤立している人々の自立に向けた相談支援体制の充実及び地域における総合的な権利擁護支援体制の構築
- (3) 地域住民及び福祉関係者等の多様な関係者との協働・連携による事業（地域福祉推進に関する調査研究、関係者の連絡調整、福祉人材の養成・確保・定着、福祉サービスの質の向上に取組等）の展開
- (4) 地域住民の福祉活動へのさらなる参加の促進及び災害時における支援体制の充実
- (5) 中期経営計画に基づく取組の着実な推進

6 事業内容

- (1) 地域住民の支え合いによる福祉活動の推進及び地域住民の複合的な生活課題の解決を図ることができる体制の充実
 - 生活支援コーディネーター4名（2ブロック1人体制）及び支え合いソーシャルワーカー8名（1ブロック1人体制）とすることにより、地域福祉活動を総合的に推進

①地区社会福祉協議会（地区社協）活動の支援

〔地区社協会長部会と連携して実施〕

ア 情報交換・課題協議

- ・地区社協会長部会役員会（8回）
- ・地区社協会長会議（4回）
- ・地区社協・民児協ブロック会議（ブロックごとに開催）
- ・地区社協事務担当者会議（必要に応じてブロックごとに開催）

イ 研修

- ・地区社協会長研修会
- ・地区社協職員研修会

ウ 活動支援

- ・相談対応・情報提供等(組織運営、会計等)



- ・地区社協の労務管理をサポートするため、社会保険労務士への相談体制を構築
- ・地区社協実施事業（市民・地域福祉関係者を対象とした講座、地域サロン、子育てサロン等）実施に係る支援
- ・地区社協活動の市民への紹介・PR（ホームページ等）

②民生委員児童委員活動の支援

〔市民生委員児童委員協議会（市民児協）と連携して実施〕

ア 情報交換・課題協議

- ・市民児協役員会（毎月）
- ・市民児協正副会長会議（随時）
- ・市民児協総会（2回）
- ・地区民児協会長定例会（8月を除く毎月）
- ・主任児童委員連絡会理事会（4回）
- ・主任児童委員連絡会全体会議（1～2回）
- ・ブロック別地区社協・民児協会議（ブロックごとに開催）

イ 研修

- ・地区民児協会長研修会（1回）
- ・民生委員児童委員実務研修会
 - （ア）新任研修【補充】（1回）
 - （イ）新任フォローアップ研修【1期目】（3回）
 - （ウ）中堅研修【2・3期目】（4回）
 - （エ）中堅研修【4期目以上】（1回）
 - （オ）リーダー研修【副会長】（1回）

- ・主任児童委員研修会（1～2回）
- ・子どもの見守り研修会（2回）



- ・テーマ別研修会（2回）
- ・ブロック別研修会（各ブロック1回）

ウ 活動支援

- ・市社協ブロック担当職員による相談対応・情報提供等
- ・民生委員児童委員活動の市民への紹介・PR（PR活動、パンフレット、ホームページ等）
- ・民生委員児童委員活動保険への加入

- ・全国民生委員児童委員互助共励事業
- ・対応困難ケースの検討
- ⑧・ICTを活用した地区民児協間の緊急連絡網の整備
- ⑨・令和6年能登半島地震の被災者へ適切な情報提供や相談窓口の紹介
- ⑩・被災地の民生委員を励ますための取り組み

③生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取り組みの推進

- ア 生活支援コーディネーターを配置し、多様な主体による多様な取り組みのコーディネート機能を担い活動を推進、包括的支援体制構築事業と一体的に実施
- イ 協議体を設置し、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取り組みを推進
- ウ フォーラムの開催（1回）
- エ 外部アドバイザーによる生活支援コーディネーター等の育成研修（2回）
- オ 生活支援コーディネーター養成研修の参加（1回）
- カ 介護予防の取り組みに関するワークショップを随時開催

④高齢者が生涯現役で活躍できる社会の実現に向けた取り組みの推進

- ア 公益活動（ボランティアポイント、有償ボランティア等）への参加を促進
- イ 高齢者が豊富な知識や経験、技能等を生かし、いきいきと活動している個人・グループの発掘・周知
- ウ 健康や運動などより元気になる為のセミナー開催および近隣住民の助け合いや身近なボランティア活動の紹介を実施

⑤地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築に向けた取り組みの推進

- ア 支え合いソーシャルワーカーを配置し、市民が抱える複合的・複雑化した福祉ニーズに対応
- イ 地域の身近な福祉相談窓口のバックアップ
- ウ 相談者本人および世帯全体が抱える課題の把握・整理・支援プラン作成
- エ 様々な相談支援機関等との連絡調整
- オ 相談支援機関等の支援実施状況の把握・指導・助言
- カ 住民と協働し、生活課題を抱える方が集う場の開催、ボランティアの組織化
- キ 公認心理士と連携し、相談者との関係構築・アセスメントの機能強化

⑥地域の見守り・相談・支援体制の充実

- ア 地域の身近な福祉相談窓口設置事業
 - ・市内全地区（54地区）において地域の身近な福祉相談窓口を開設し、地域住民による相談助言、情報の提供や、支援機関に迅速につなぐ相談支援体制を構築
- イ 地域福祉支援コーディネーターの配置
 - ・市内54地区において、地域生活課題の把握・整理・解決する機能を強化するための地域福祉支援コーディネーターを配置
- ウ 地域福祉座談会の開催
 - ・地区社会福祉協議会、地域包括支援センター等と協働し、住民の生活上の課題の把握及び対応策の検討を行うための会議の開催
- エ まちぐるみ福祉活動推進事業

- ・「まちぐるみ福祉活動ガイドブック」の作成、関係機関等への配布
- ・「すこやか長寿」（パンフレット）の作成、関係機関等への配布
- ・まちぐるみ福祉活動推進員のボランティア活動保険への加入
- ・各地区で実施するまちぐるみ福祉活動推進員研修会への支援（講師派遣・参加）・まちぐるみ福祉活動推進員・民生委員児童委員が対応する困難ケースへの助言、ケース検討会実施の支援等
- ・退任感謝状の贈呈

オ 地域サロン

- ・地域サロンの設置、新規開設の支援
- ・地域サロンの調査研究
- ・ふれあいいいきサロン全国研究交流集会への参加
- ・地域サロン運営担当者研修
- ・地域サロン運営支援（巡回訪問・広報・情報提供・課題に対する助言）

カ 子育てサロン

- ・子育てサロンの設置、新規開設の支援

キ 児童クラブの運営支援（地区社協実施の54クラブ）

- ・児童クラブ関係書類の電子化を推進
- ・会計、保険（傷害保険・損害賠償保険）に関する相談対応
- ・情報交換・研究協議（地区社協会長部会と連携して実施）

ク 子どもの見守り・支援活動

- ・スクールソーシャルワーカー活動への協力
- ・子どもの生活支援活動（子ども食堂、学習支援、居場所づくり等）実施団体のネットワークづくりの支援
- ・支援が届きにくい家庭へのアプローチ施策として「拠点型子ども宅食事業」を地区社協、子育て支援団体等と協力して実施

ケ 虐待防止、認知症等に関する市民への啓発・研修

- ・金沢市や児童相談所、地域包括支援センター等の関係機関と協力した虐待防止に向けた取組み
- ・社会福祉士会等の専門職団体と連携した地域福祉関係者等の研修会開催

コ 地域包括支援センターとの連携強化

- ・地域福祉関係者とのネットワークづくりの支援
- ・介護サービス事業者とのネットワークづくりの支援

⑦共同募金運動の支援（金沢市共同募金委員会と連携して実施）

ア 情報交換・課題協議

- ・地区共同募金委員会事務担当者会議（5月）

イ 研修

- ・地区共同募金委員会会長・事務担当者研修会（9月）

ウ 活動支援

- ・市社協ブロック担当職員による相談対応・情報提供等
- ・募金活動への協力

⑧自主財源確保のための取組みの推進（市・地区共同募金委員会と連携して実施）

ア 研修

- ・地域福祉活動に必要な財源を安定的に確保することを目的に、小地域での福祉活動の必要性や住民への必要性の伝え方、財源や人材を確保する方法について、具体的な方策を研究・協議

(2) 生活に困窮する人や、判断能力の低下した人、虐待や引きこもりに直面する人など、社会的に孤立している人々の自立に向けた相談支援体制の充実及び地域における総合的な権利擁護支援体制の構築

①金沢権利擁護センターの運営

- ア 高齢者等の権利擁護に関する相談・支援
 - ・成年後見制度の利用に関する相談・支援
 - ・日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の充実強化
- イ 権利擁護に関する人材育成
 - ・権利擁護セミナーの開催（2回）
 - ・講師派遣（随時）
- ウ 研究協議
 - ・法人後見・市民後見に関する情報収集
 - ・運営委員会の開催（2回）
 - ・法人後見の試行的な実施
- エ 広報
- オ 関係機関との連携強化
 - ・職能団体との連携
 - ・金沢市地域包括支援センター、金沢市障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所等との連携
 - ・金沢市関係部局、家庭裁判所との連携
 - ・介護支援専門員、相談支援専門員等との連携
- カ 職員の資質向上（研修会等への出席）

②成年後見制度の利用促進に向けた中核機関の運営

- ア 成年後見制度の広報、周知
- イ 成年後見制度について関係機関等からの相談
- ウ 成年後見制度利用促進協議会の運営
 - ・受任者調整会議
 - ・権利擁護支援会議
 - ・権利擁護支援アドバイザー（専門職）の派遣

③金沢自立生活サポートセンターの運営（生活困窮者自立支援制度）

- ア 自立相談支援事業の実施
 - ・令和6年能登半島地震の影響による相談の増加に対応
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響による相談の増加に対応
 - ・生活困窮者の包括的な相談・支援（電話・来所・訪問）
 - ・支援計画（プラン）の作成とそれに基づくサービスの提供
 - ・支援調整会議の開催
 - ・アウトリーチ支援員による自宅訪問および関係機関等への同行支援
 - ・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の受給終了者に対する支援

- イ 住居確保給付金の相談対応・申請受付
- ウ 家計改善支援事業の実施
 - ・生活困窮者で家計面に課題のある世帯に対する相談・支援
 - ・家計改善プランの作成、家計表等の作成支援、出納管理等の支援
 - ・滞納（家賃、税金、公共料金等）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
 - ・債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）
 - ・公的貸付制度等のあっせん 等
- エ 子どもの学習総合支援事業の実施
 - ・学習支援教室の開催（毎週金曜日、隔週土曜日他）
 - 中学生・高校生の学習支援と居場所づくり
 - 子どもと保護者に対する相談・支援
 - ・学習支援ボランティア（大学生）の研修の実施
 - ・企画・運営ミーティングの開催、子どもとボランティア等との交流イベントの開催
- オ 生活困窮者自立支援連絡協議会の開催
 - ・生活困窮者支援団体・関係機関等との連携・情報交換
 - ・地域の課題及びその対応、不足する社会資源等の検討
- カ 関係機関の会議等への出席
 - ・日本司法支援センター金沢地区地方協議会
 - ・金沢市多重債務問題対策庁内連絡会・合同研修会
 - ・刑務所出所者等福祉関係事務担当者連絡協議会 等
- キ 研修会等への講師派遣

④生活福祉資金貸付事業等

- ア 生活福祉資金の相談対応・申請受付
- ㊦** イ 能登半島地震の被災者への緊急小口資金特例貸付による支援
- ウ 新型コロナウイルス感染症対応緊急小口資金等特例貸付利用者へのフォローアップ支援
- エ 臨時特例つなぎ資金の相談対応・申請受付

⑤生活つなぎ資金貸付事務

- ア 貸付業務（随時）

⑥多重債務の未然防止や生活保護に至らないための相談活動

⑦裁判所職員OB等と連携した相談活動

- ア 民事・家事に関する法律相談（金曜日（年末年始、祝祭日を除く））
- イ 福祉なんでも相談（火・水・木曜日（年末年始、祝祭日を除く））

⑧フードバンクネットワーク組織の基盤づくり

関係団体と協力し、食品ロスに関心を持つ事業者や消費団体と食品を通じた支援を行う社会福祉施設団体等をつなぐネットワーク組織に参画

⑨社会福祉士会等専門職団体と連携した住居喪失者等支援活動

住居喪失や失業等による生活困窮者が生活している場に出向いての相談対応や資金貸付等による支援を、専門職団体が行う活動（見守り、安否確認、食糧・支援物資の提供等）と連携して実施

⑩金沢障害者就業・生活支援センターの運営（障害者雇用定着促進事業と一体的に実施）

ア 相談・支援の充実

- ・就職に向けた相談支援、準備支援（職場実習または職業準備訓練の斡旋等）
- ・就職活動の支援
- ・職場定着に向けた支援
- ・障害特性を踏まえた雇用管理に関する助言
- ・ジョブコーチ支援
- ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- ・住居、年金、余暇活動などの地域生活、生活設計に関する助言

イ 在職者の交流活動事業の実施（スッキリ会6回、ワイワイ会4回）

ウ 就職活動支援セミナーの開催（9月）

エ ピアサポート活動の実施（1回）

オ ネットワーク形成・セミナー等の開催（6回）

カ 関係機関との連携

- ・就労支援連絡会議の開催（1回）
- ・特別支援学校の生徒への支援
- ・普通高校に通学する障害のある生徒への一般就労に向けた相談・支援
- ・関連会議への出席
- ・講師派遣

⑪金沢福祉用具情報プラザ

ア 展示事業

- ・最新福祉用具と住宅改修モデルの展示（常設展示）

㊦ 誰も見やすく、体験しやすい展示方法についての調査・研究

- ・展示福祉用具選定部会の開催（11月）
- ・最新福祉用具展示会の開催（1月）

イ 相談事業

- ・福祉用具、住宅改修、介護、福祉制度に関する相談
- ・協力ボランティアと連携した衣服リフォームおよび自助具の作製に関する相談
- ・協力ボランティア（衣服や自助具等）の育成および活動支援
- ・訪問相談
- ・適切な選定のための展示福祉用具の無料試用貸出
- ・相談員としての質の向上を図るため、職員研修の実施および外部研修への参加
- ・難病者が使うコミュニケーション機器の情報・発信に関わる専門職のネットワークづくり
- ・関係機関と連携した医療的ケア児やその家族への相談、情報提供
- ・関係機関と連携した介護ロボットやICT機器に関する相談、情報提供

㊦ 障害のある方を対象としたスマートフォンやパソコンの使い方に関する相談会の

開催（毎月）

- ・行政と連携した障害のある方への情報提供・コミュニケーション支援についての研究協議

ウ 情報事業

- ・ホームページやSNS（Facebook、Instagram、YouTube）を活用した情報発信
- ・福祉用具開発のための無料試用貸出データの収集・発信
- ・福祉に関する図書の貸出
- ・ハンドル形電動車いすの普及に向けた課題についての調査・研究

エ 学習事業

- ・福祉用具専門相談員指定講習会の開催（5月）
- ・住宅改修基礎講習会の開催（6月）
- ・持ち上げない介護（ノーリフティング）の普及に向けた研修会の開催
- ・障害のある方を対象としたスマートフォン講座の開催

オ 市民交流事業

- ・プラザ祭りの開催（6月）
- ・市民を対象とした福祉教室や催事展示の開催
- ・体験学習器具（高齢者疑似体験セットや車いす等）の貸出

⑫介護保険住宅改修適正化事業

介護保険制度における住宅改修の適正化を図るため、金沢福祉用具情報プラザの専門職（作業療法士等）が、住宅改修の申請をした被保険者（利用者）宅に訪問し、現地確認やアドバイスを実施

- ア 利用者の身体状況に即した改修内容の確認
- イ 改修内容の改善アドバイス

⑬いきいきギャラリーの運営

- ア 高齢者・障がいのある方の手作り品の展示・販売
- イ 市民教室の実施（1回）
- ウ 研修室・展示室の貸出
- エ アンテナショップ（金沢福祉用具情報プラザ内）の管理・運営

⑭金沢メルシーキャブサービス（車いす使用者の送迎サービス）

- ア 利用会員への対応
 - ・予約の受付及び利用に関する相談（随時）
- イ 運転協力会員（ボランティア）への対応
 - ・ボランティア活動のコーディネート（随時）
 - ・新規運転協力会員への講習（随時）
 - ・カウンセリング付一般診断（70歳以上対象）の実施（随時）
 - ・安全運転講習（随時）
- ウ 広報
 - ・新規利用会員及び運転協力会員の募集等

(3) 地域住民及び福祉関係者等の多様な関係者との協働・連携による事業（地域福祉推進に関する調査研究、関係者の連絡調整、福祉人材の養成・確保・定着、福祉サービスの質の向上に取組等）の展開

①介護サービス事業者連絡会

〔金沢市と連携して実施〕

ア 事業者相互の情報交換・課題協議

- ・理事会（2回）
- ・総会（1回）
- ・部会会議（随時）
- ・正副部会長会議（随時）

イ 研修

- ・全体研修会（1回）
- ・部会別研修会（随時）

ウ 調査研究

- ・介護保険制度改正後の動向調査・研究
- ・事業所情報一覧の作成、アンケート調査等

エ 情報の提供

- ・行政情報の提供（随時）
- ・介護支援専門員および各事業者等への事業者情報の提供

オ 関係機関との連携

- ・金沢市医師会、金沢市歯科医師会、金沢市薬剤師会等の関係機関との連携強化

カ 介護職員人材定着・確保促進への協力

キ 運営体制等の見直しに向けた検討

②介護職員人材定着促進事業

ア 介護職員の相談・交流の場の設置

- ・出張ケアワーカーカフェの実施（密着特養、グループホーム、デイサービス等）

イ ケア・メンターの派遣（コロナ禍等で失業し、介護職へ転職した新採介護職員に対する個別サポートを石川県介護福祉士会会員の協力により実施、計6事業所）

ウ 介護人材の定着に関する電話相談

エ 介護人材の定着に関する専門相談（専門相談員：弁護士、社会保険労務士、臨床心理士）

オ SNS等を活用した広報活動

③介護職員人材確保促進事業

ア 介護職員イメージアッププロジェクトの開催（1回）

イ 介護の魅力発信パンフレットの発行

ウ 介護事業所の若手職員や石川県介護福祉士会による実行委員会の開催（4回）

④社会福祉事業従事者互助会の運営

ア 退職手当金の支給

イ 貸付

ウ 理事会（2回）、代議員会（2回）の開催

エ 法改正、制度改正についての調査及び研究

オ 資産運用

⑤介護サービス相談員派遣事業

ア 介護サービス相談員の養成

イ 介護サービス相談員の派遣

(特別養護老人ホーム、老人保健施設、医療療養型施設、認知症高齢者グループホーム)

ウ 受入事業所への事務局職員の訪問 (随時)

エ 介護サービス相談員連絡会・受入事業所との意見交換会の開催

(5回程度。内1回は受入事業所との意見交換会)

オ 研修

・介護相談員養成研修会の実施 (5日間)

・介護サービス相談員研修会の実施 (3回)

・介護サービス相談員現任研修への参加 (2名)

カ 調査・研究、広報

・介護サービス相談員活動について受入状況等調査を実施 (年2回)

・介護サービス相談員派遣等事業実態調査への協力

・広報 (受入事業所掲示用ポスターの作成)

・活動状況報告書の作成 (毎月)

⑥福祉人材の育成

社会福祉士養成課程「ソーシャルワーク実習」等の受け入れ

⑦専門部会 (保育部会、老人福祉施設連絡会、地域デイサービス部会、障害児・者福祉施設連絡会) 及び介護サービス事業者連絡会等の関係団体と協力しての調査研究、研修等の実施及び連絡調整

ア 保育部会

・理事会 (月1回)、総会 (2回)

・理事長・所長研修会 (3回)

・こどもすくすくウィーク (1回)

・専門委員会による調査、研究

・子ども・子育て支援制度等に関する調査・研究

イ 金沢市障害児・者福祉施設連絡会

・連絡会議 (2回)、幹事会 (2回) の開催

・職員研修会 (虐待防止の取組みなど)、レクリエーション

ウ 老人福祉施設連絡会

・役員会 (1回)、総会 (1回) の開催

・施設長等研修会 (1回)、職員研修会 (1回) の開催

・施設職員の自主研修費の助成

・2施設以上の会員施設で実施する研修費の助成

・地域貢献活動研究事業の実施 (地域包括支援センターの担当区域ごとに、生活支援コーディネーターや地域福祉活動関係者と協働)

エ 地域デイサービス部会

・部会会議 (2回) の開催

・実務担当者会議 (1回) の開催

・研修会 (2回) の開催

- ・職場訪問研修の実施
- ・デイサービス事業の実態調査
- ・利用者作品展の開催

(4) 地域住民の福祉活動へのさらなる参加の促進及び災害時における支援体制の充実

① ボランティアセンター機能の充実

ア 相談と調整

- ・個人や団体、企業からのボランティアに関する相談対応（活動先の仲介や情報提供）
- ・ICTを活用したボランティアマッチングシステムによるボランティアニーズへの対応

イ 活動支援

- ・金沢市内で主に福祉ボランティア活動を行う団体に対する活動費の助成（6月）
- ・ボランティア活動団体への助成情報の提供及び助成申請受付
- ・ボランティア活動保険やボランティア行事用保険等の加入受付
- ・ボランティア活動保険及びボランティア行事用保険加入掛金の助成（石川県社会福祉協議会と連携して実施）

ウ ボランティア意識の醸成

- ・ボランティア講座（年3回）、ボランティアカフェ（年6回）の実施
- ・ボランティア団体等への講師派遣（随時）
- ・福祉のつどい、ふれあいコンサートの実施（10月）
- ・児童・生徒のボランティア活動普及事業（県社会福祉協議会と連携して実施）
- ・ジュニアボランティア体験事業（県社会福祉協議会と連携して実施）

エ 新たなボランティアの掘り起こし

- ・介護支援ボランティアポイント事業
元気な高齢者の身近な介護施設でのボランティア活動に応じてポイントを付与、クーポンを交付することにより、自身の生きがいや健康づくりを促し、新たな担い手を生み出す環境を整備
- ・地域福祉活動ボランティアポイント事業
地域でのボランティア活動に応じてポイントを付与、クーポンを交付することにより、地域福祉活動への参加を促し、新たな担い手を生み出す環境を整備

オ ネットワークづくり

- ・金沢市福祉ボランティア連絡協議会の運営
- ・協働を進める市民会議への参加と協力
- ・金沢ボランティア大学校及び金沢市民活動サポートセンターとの情報交換

カ 「かなざわボランティア情報」の発行（6回）

キ ホームページによるボランティア情報等の提供

ク SNSを活用したボランティア情報の提供

② 金沢市社会福祉大会、福祉のつどい、ふれあいコンサートの開催

㊦ ア 第70回金沢市社会福祉大会の開催（特別企画）

- ・社会福祉事業関係者表彰

- ・日時 9月8日(日)
- ・場所 金沢市文化ホール
- イ 福祉のつどい金沢2024・ふれあいコンサートの開催
 - ・日時 10月6日(日)
 - ・場所 金沢市松ヶ枝福祉館、松ヶ枝緑地等

③こどもすくすくウィーク

未就園児の保護者に、金沢市内の保育所及び認定こども園の特色や活動等を知っていたくことによりスムーズな申し込み、入園へとつなげることを目的に、施設見学会を実施するとともに、ホームページで情報を発信する。

④ホームページ・情報誌等による情報発信機能の強化

- ア ホームページ等による情報発信
- イ 金沢市社協情報(かなざわボランティア情報)の発行(6回)

⑤金沢市松ヶ枝福祉館の管理運営

- ア 自主的活動の支援
 - ・市内のボランティアグループ、福祉・保健・医療等関係機関・団体の活動を支援するための会議室の貸し出し
- イ 管理運営
 - ・会館の効率的な管理運営
 - ・利用者の満足度を高め一層の利用促進につなげるための利用者アンケートの実施
- ウ 相談窓口の設置
 - ・福祉なんでも相談、ボランティアセンターなど、相談窓口を館内に設置し、市民からの福祉に関する悩みや相談ごとに対応
- エ ICT化の推進
 - ・無線LAN環境を活用し、地域福祉活動やボランティア活動を推進

⑥金沢福祉用具情報プラザの管理運営

- ア 自主的活動の支援
 - ・市内のボランティアグループ、福祉・保健・医療等関係機関・団体の活動を支援するための会議室の貸し出し
- イ 管理運営
 - ・会館の効率的な管理運営
 - ・利用者の満足度を高め一層の利用促進につなげるための利用者アンケートの実施

⑦金沢災害ボランティアセンターの体制強化

- ア 金沢災害ボランティアセンター構成団体の連携強化
 - ・金沢災害ボランティアネットワーク会議の開催(2回)
 - 平時における各団体の取組みや被災時の役割について情報共有及び避難行動要支援者や地域支援者への災害ボランティアセンターの周知
- イ 金沢災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施
 - 被災時の金沢災害ボランティアセンター運営方法を検証し、運営マニュアルや役

割分担を見直すとともに、金沢災害ボランティアセンターを広く市民へ周知

⑧ 能登半島地震の被災者への支援

- ア 被災者の見守り・相談支援及び生活支援
 - ・被災者見守り・相談支援事業の実施
 - ・被災者への支援物資提供と被災者同士の交流の場の運営、実施
 - ・金沢市避難所や金沢市へ避難している被災者のニーズに応じたボランティア活動のコーディネート
- イ 被災地社協の運営支援等
- ウ 令和6年能登半島地震対策本部の設置（本部長：会長）
 - ・支援の実施体制の検討、調整等

⑨ (5) 中期経営計画に基づく取組の着実な推進

① 法人組織体制の強化

- ア 金沢市社協紹介パンフレットの作成・提供
- イ 役職員研修の実施
- ウ 役員体制・組織構成・会員制度のあり方に関する調査研究の実施
- エ 法人設立70周年記念事業（地域福祉推進セミナー等）の実施
- オ 経営会議（会長・業務執行理事・事務局長）の定期開催（中期経営計画の進行管理等）

② 事務局組織体制の強化

- ア 人材確保・育成等に関する方針の策定
- イ 人材確保・育成等に関する方針に基づく研修計画の策定
- ウ 人事考課・目標管理制度の導入に向けた調査研究の実施
- エ 課長会議（会長・業務執行理事・事務局長、各課長）の定期開催（PTによる調査研究・計画立案の内容協議等）
- オ 課題対応プロジェクトチーム（PT）の設置及びPTによる調査研究・計画立案〔PTの設置〕
 - ・研修等企画
 - ・業務改善（業務効率化、DX化、事業評価の仕組みの整備等）
 - ・職場環境改善（働きやすい職場環境づくり等） ※衛生委員会が担当
 - ・相談支援部門・地域福祉推進部門間連携

③ 財務管理・業務改善・リスク管理・コンプライアンスに関する体制の充実

- ア 財務管理・分析及びコンプライアンスに関する研修受講
- イ 財務・法人組織運営に関する情報公開（金沢市社協紹介パンフレット、ホームページ等）
- ウ 業務効率化、DX化等に関する調査研究の実施
- エ 働きやすい職場環境づくりに関する調査研究の実施
- オ BCP計画（事業継続計画）の策定及び災害想定訓練等の実施

④ 行政とのパートナーシップの充実

- ア 金沢市との定期的な連絡会議の開催（会長・業務執行理事・事務局長、各課長出席）

市への政策提言、地域福祉推進拠点の検討等

イ 金沢市との職員交流

職員による意見交換会や合同研修の実施、市プロジェクトチームへの職員の参画等

⑤重点事業実施体制の充実

ア 組織内の相談支援部門と地域福祉推進部門の連携による地域福祉推進上の課題の共有・検討・協議・提案・解決を図る仕組みの整備

相談支援部門と地域福祉推進部門の連携強化（相談支援部門・地域福祉推進部門間連携PTの設置、相談支援部門と地域福祉推進部門の執務室と相談室の再配置を検討等）

イ 組織内の相談支援の総合化と住民主体の福祉活動支援体制の強化

相談支援部門・地域福祉推進部門間連携PTで、相談支援の総合化と住民主体の福祉活動支援体制の強化を図るための情報共有と連携・協働のあり方を協議

ウ 専門機関・専門職団体等との連携・協働体制の強化

福祉施設、福祉・介護サービス提供事業所、医療機関、教育機関、警察、家庭裁判所、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、児童相談所、福祉保健センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会、社会保険労務士会、行政書士会、ソーシャルワーカー協会、相談支援専門員協会、ハローワーク、保護観察所、公的相談支援機関等との連携・協働体制のさらなる強化に向けた方策を検討・協議

エ 個別支援と地域づくりを一体的に展開する仕組みの整備

重層的支援体制整備事業及び生活支援体制整備事業、生活困窮者自立支援事業、成年後見制度利用促進事業、日常生活自立支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、福祉用具情報プラザ運営事業、ボランティアセンター事業、地域の身近な福祉相談窓口設置事業、地域安心生活支え合い事業等の各事業と住民主体の福祉活動が、「誰もが支え合いながら 安心していきいきと心豊かに暮らせるまち 金沢」の実現のために一体的に展開できる仕組みを検討・整備

オ 相談支援教務のマネジメント体制の整備

職員の相談支援業務におけるマネジメント技術を高めるための研修受講、専門職団体の協力によるスーパービジョンの場を設定

7 令和6年度社会福祉事業会計資金収支予算

収 入		支 出	
費 目	金額 (千円)	費 目	金額 (千円)
事業活動収入	1,328,713	事業活動支出	1,317,994
会費	10,042	人件費	389,966
寄付金	300	事業費	128,010
補助金及び委託料	790,838	事務費	15,471
(補助金)	(64,774)	歳末たすけあい配分金	10,367
(委託料)	(681,882)	助成金	772,590
(共同募金配分金)	(44,182)	負担金	1,590
事業収入	516,794	施設整備等支出	3,000
(児童福祉事業)	(516,319)	その他の活動による支出	346,937
(その他の事業)	(475)		
負担金	6,504		
雑収入	2,386		
受取利息配当金	1,849		
その他の活動による収入	339,218		
合 計	1,667,931	合 計	1,667,931

※上記のほか、公益事業会計（予算額426,571千円）があり、法人全体では2,094,502千円の予算規模となる。

第4 健康政策課

1 健康増進

ア. 概要

メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、各医療保険者が40歳以上の加入者に対し実施している。

また、がんの早期発見・早期治療につなげるためのがん検診等については、健康増進法に基づき市が実施している。

市民の健康づくりを推進していくため、様々な健康教育などの取組を行っている。

イ. 健康診査

(ア) すこやか検診（医療機関委託の健康診査）

対象年齢(歳)	検診区分	検診に要する費用(円)	
		委託料	受診料金
40～74の国保加入者	特定健康診査(40～74の国保加入者には肝臓病リスク評価を同時実施)	10,000	1,000
75～			0
40, 45, 50, 55, 60	肝炎ウイルス検査	特定健康診査と同時実施	0
		単独実施	
55, 57, 59, 61, 63, 65, 67, 69, 71, 73, 75	前立腺がん検診(男性のみ)	特定健康診査と同時実施	400
		単独実施	
40, 45, 50, 55～74	肺がん検診 [65～74歳の結核検診含む]	胸部X線検査	800
		胸部X線検査	1,300
		喀痰検査	
55, 60, 65	肺がん検診	ヘリカルCT検査	1,500
		ヘリカルCT検査	2,000
		喀痰検査	
50, 55～70, 72, 74	胃がん検診	胃X線検査	1,500
		内視鏡検査	1,500
		ペプシノゲン検査	0

40, 45, 50, 55, 57, 59, 61～70, 72, 74	大腸がん検診	4,730	500
40～67の前年度未受診者	乳がん検診 (女性のみ)	1方向	5,180
		2方向	700
20～60の前年度未受診者	子宮頸がん検診	液状細胞検査	1,100
		液状細胞検査	1,100

	(女性のみ)	ヒトパピローウイルス検査		
20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65	歯科健診	口腔内診査	3,190	400
70, 73, 76		口腔内診査及び口腔機能検査	3,600	0
40, 45, 50, 55, 60, 65, 70	骨粗しょう症検診 (女性のみ)		3,370	400
50, 55, 60, 65	緑内障検診		3,660	500
65~74 前年度未受診者	聴力検診		4,080	500
70, 73, 76	もの忘れ健康診査	一次健診	1,040	0
		二次健診	2,620	0

(イ) 集団検診

対象年齢 (歳)	検 診 区 分	検診に要する費用(円)	
		委託料	受診料金
40~74 国保加入者	特定健康診査	8,600	800
75~			0
18~39	若年者健康診査	7,600	800
40, 45, 50, 55, 60	肝炎ウイルス検査	特定健康診査と同時実施	0
		単独実施	
55~	前立腺がん検診 (男性のみ)	特定健康診査と同時実施	400
		単独実施	
40~	肺がん検診 (65歳以上の結核検診含む)	胸部X線間接撮影検査	100
		喀痰細胞診検査	300
40~	胃がん検診	4,290	500
40~	大腸がん検診	1,760	300
20~ (前年度未受診者)	子宮頸がん検診 (女性のみ)	5,227	700
40~ (前年度未受診者)	乳がん検診 (女性のみ)	3,674	500
30, 35, 40, 45, 50	骨粗しょう症検診 (女性のみ)	2,304	300

※ 受診料金が免除される方は、70歳以上の方、65~69歳で障害者医療費助成対象の方、障害者医療費受給者証をお持ちの方、生活保護の適用を受けている方、市民税非課税世帯に属する方（窓口で申出が必要）

ウ 令和5年度検診実績

(ア) 特定健康診査 (国保) 見込 ・医療機関の受診者には訪問健康診査受診者を含む。

検診機関	対象者	受診者	受診率
医療機関 (個別)	人	人	%
受託機関 (集団)	54,787	23,741	43.3

(イ) 肝炎ウイルス検査

C型肝炎ウイルス検査

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精検者	精検受診者	肝炎発見数
医療機関 (40・45・ 50・55・60 歳)	人 26,896	人 1,330	% 4.9	人 0	人 0	人 0
受託機関 (40・45・ 50・55・60 歳)	-	535	-	0	0	0
合計	-	1,865	-	0	0	0

B型肝炎ウイルス検査

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精検者	精検受診者	肝炎発見数
医療機関 (40・45・ 50・55・60 歳)	人 26,896	人 1,330	% 4.9	人 4	人 4	人 0
受託機関 (40・45・ 50・55・60 歳)	-	535	-	2	0	0
合計	-	1,865	-	6	4	0

(ウ) 前立腺がん検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精検者	精検受診者	がん発見数
医療機関 (55～75歳 の奇数年 齢)	人 18,079	人 4,421	% 24.5	人 422	人 305	人 42
受託機関 (55歳～)	-	715	-	116	63	1
合計	-	5,136	-	558	368	43

(エ) 肺がん検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精検者	精検受診者	がん発見数
医療機関 (40・45・ 50・55～74 歳)	人 86,430	人 21,624	% 25.0	人 297	人 278	人 20
受託機関 (40歳～)	-	3,397	-	48	36	0
合計	-	25,021	-	345	314	20

(オ) 胃がん検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精検者	精検受診者	がん発見数
医療機関 (50・55～ 70・72・74 歳)	人 70,893	人 13,029	% 18.4	人 450	人 436	人 28
ペプシノゲ ン検査のみ (75歳)	7,012	2,440	34.8	367	285	2
受託機関 (40歳～)	-	1,988	-	156	105	3
合計	-	17,457	-	973	862	33

(カ) 大腸がん検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精検者	精検受診者	がん発見数
医療機関 (40・45・ 50・55・ 57・59・61 ～70・72・ 74歳)	人 67,398	人 14,176	% 21.0	人 785	人 611	人 43
受託機関 (40歳～)	-	3,183	-	150	98	3
合計	-	17,359	-	935	709	46

(キ) 乳がん検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精検者	精検受診者	がん発見数
医療機関 (40～67歳 前年度未 受診) ※下段は2カ年 累計受診率	人 50,024 (61,367)	人 5,075 (9,931)	% 10.1 (16.2)	人 206	人 205	人 27
受託機関 (40歳～ 前年度未 受診)	-	2,434	-	183	165	6
合計	-	7,509	-	389	370	33

(ク) 子宮頸がん検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精検者	精検受診者	がん発見数
医療機関 (20～60歳 前年度未 受診) ※下段は2カ年 累計受診率	人 66,260 (83,715)	人 5,979 (11,706)	% 9.0 (14.0)	人 202	人 189	人 1
受託機関 (20歳～ 前年度未 受診)	-	2,238	-	32	22	2
合計	-	8,217	-	234	211	3

(サ) 聴力検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	軽度難聴	中程度難聴	高度難聴
医療機関 65～74歳 前年度未 受診	人 46,510	人 1,415	% 3.0	人 444	人 74	人 0

(シ) 緑内障検診

検診機関	対象者	受診者	受診率	要精検者	精検受診者	緑内障
医療機関 50・55・ 60・65歳	人 13,357	人 1,411	% 10.6	人 272	人 223	人 68

(ス) 若年者健康診査（18～39歳）
健康診査（受診者数）1,473人

(セ) もの忘れ健診（70・73・76歳）

対象者	受診者	二次対象	二次受診	要精検者	認知症
人 15,510	人 4,737	人 1,147	人 735	人 88	人 8

エ 介護予防事業

65歳以上の方の生活機能の低下を早期に把握し、速やかに介護予防につなげるため、筋力トレーニング、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防事業等を実施している。

オ その他、健康推進事業

(ア) 金沢・健康を守る市民の会活動費補助

「自分の健康は自分で守る」という意識の啓発と健康づくりの実践活動を通して、健康的な市民生活の実現を目指す目的で、昭和48年度より補助

- ・いきいき健康教室の開催
- ・健康推進委員及び運動普及推進員の育成
- ・健康づくりフェアの開催、フレイル予防事業などを実施

(イ) (公財) 金沢健康福祉財団健康増進事業委託

- ・からだところのリラックス教室
- ・からだかろやか塾
- ・ヘルシークッキング
- ・未病をすっきり改善運動
- ・わたしの健康ポイント事業
- ・専門職員派遣事業 などを実施

2 医療費助成

ア 未熟児等養育医療

入院治療を要する未熟児等の医療を給付

R6年度予算 19,230千円

イ 子育て支援医療助成事業

入院について医療費（保険診療に係る自己負担額）の全額を支給

通院について1か月にかかる医療費（保険診療に係る自己負担額）の合計のうち1,000円を超える額を支給

平成26年9月診療分までは、通院は小学3年生まで、入院は中学3年生まで助成対象

平成26年10月診療分から、通院分については中学3年生まで助成対象拡大

平成20年10月診療分より、自動償還払制度導入

平成27年度7月診療分より、現物給付制度導入

令和5年度10月診療分より、入院分について18歳になった後の最初の3月31日まで対象拡大し、保険診療にかかる自己負担額を無料化

R6年度予算 1,276,323千円

助成実績

年 度 区 分	件数（延月）	支 給 額 （円）
R3	625,892	1,090,900,546
R4	666,758	1,192,029,961
R5	750,171	1,351,417,750

ウ 不妊治療費助成

保険適用後（令和4年4月1日以降）の不妊治療に要する費用の一部を助成

不妊治療（タイミング療法、人工授精、体外受精及び顕微授精等）

- ・自己負担額の2分の1で1年間5万円限度、連続する2年間助成
先進医療

- ・自己負担額の10分の7で1回の治療につき15万円限度

R6年度予算 21,750千円

エ ひとり親家庭等医療費助成制度〔高齢者等の医療費の助成に関する条例〕

この制度は、ひとり親家庭の母・父及びその児童、父母のいない児童、父または母が重度の障害にある児童及び父又は母の通院及び入院に係る医療費の一部または全部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図ることを目的とする。

平成20年10月診療分より自動償還払制度導入

平成27年7月診療分より、現物給付方式を導入（児童のみ）

令和5年10月診療分より、児童については入通院ともに自己負担を無料化

制 度 の 開 始 平成15年1月（旧ひとり親家庭医療費助成 平成14年12月廃止）

助成の対象者 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養しているひとり親家庭の母・父及びその児童、父母のいない児童、父又は母が重度の障害にある

児童及び父又は母（*所得制限有り）

※中程度以上の障害のある児童は20歳未満まで

助 成 額 親については、通院及び入院に係る医療費の自己負担額から高額療養費や付加給付の額及び一部負担金（月額1,000円）の額を差し引いた額
 児童については、通院及び入院に係る医療費の自己負担額から高額療養費や付加給付の額を差し引いた額

助 成 実 績

年度	区分	申 請 件 数	支 給 額 (円)
令和3		20,615	95,405,952
令和4		20,333	97,845,545
令和5		34,277	132,709,206

オ 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

疾病のために必要となる特殊な日常生活用具を給付

R 6 年度予算 200千円

カ 小児慢性特定疾病医療

長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要する小児慢性特定疾病の医療費を支給する。

対 象 疾 病……国の対象16疾患群（788疾病）

対 象 者……対象疾病に罹患している18歳未満の児童（20歳未満まで延長可能）

平成27年10月より、中学生までの市単独事業を子育て支援医療費へ移行
 金沢市小児慢性特定疾病審査会を設置（委員4名）

R 6 年度予算 89,798千円

1	悪 性 新 生 物	9	血 液 疾 患
2	慢 性 腎 疾 患	10	免 疫 疾 患
3	慢 性 呼 吸 器 疾 患	11	神 経 ・ 筋 疾 患
4	慢 性 心 疾 患	12	慢 性 消 化 器 疾 患
5	内 分 泌 疾 患	13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
6	膠 原 病	14	皮 膚 疾 患 群
7	糖 尿 病	15	骨 系 統 疾 患
8	先 天 性 代 謝 異 常	16	脈 管 系 疾 患

キ 自立支援医療（育成医療）

身体に障害のある児童に対し、障害の除去又は軽減をするため、手術等による確実な治療の効

果が期待できる場合に医療費を支給する。

対 象……肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、内臓障害（心臓、腎臓、小腸、肝臓等）免疫機能障害

R 6 年度予算 7,170千円

ク 障害者自立支援医療給付事業

（昭和29. 更生医療給付事業発足、平成18. 4 制度改正）

〔障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律〕

自立した日常生活または、社会生活を営むことを促進するため、障害を除去または軽減し身体障害者の更生のために必要な医療を給付する。

対 象 医 療 人工血液透析、心臓疾患に対する手術
給 付 方 法 現物給付（原則医療費の1割を自己負担）
受 給 者 数 1,274人（令和6年4月1日現在）
R 6 年度予算 563,560千円

ケ 心身障害者医療助成事業〔高齢者等の医療費の助成に関する条例〕

① 65歳未満（昭和49年7月実施）（精神障害者保健福祉手帳1級……令和2年10月実施）

対 象 者 身体障害者1～3級、精神障害者保健福祉手帳1級、および療育手帳A、B（入院のみ）の所持者もしくはIQ35以下の者（所得制限有）

助 成 額 医療保険による医療費の自己負担額

助 成 方 法 現物給付方式（一部償還方式）

助成対象者 4,567人（令和6年4月1日現在）

② 65歳以上（昭和58年2月実施）（精神障害者保健福祉手帳1級……令和2年10月実施）

対 象 者 身体障害者1～3級、4級の言語障害・音声障害、4級の下肢障害の一部、精神障害者保健福祉手帳1級及び療育手帳A、B（入院のみ）の所持者並びにIQ35以下の者（所得制限有）

助 成 額 医療保険による医療費の自己負担額

助 成 方 法 現物給付方式（一部償還方式）……令和2年10月改正

助成対象者 7,101人（令和6年4月1日現在）

③ 令和6年度予算額 1,729,517千円

コ はり・きゅう・マッサージ施術助成

① 70歳以上の者、65歳以上で一定の障害を持った者を対象に、施術1回当たり1,200円の助成を行う。

② 令和5年度助成件数 30,976件

③ 令和6年度予算額 36,480千円

3 救急、休日診療対策

金沢広域急病センター運営事業

金沢広域急病センターで夜間の診療を実施

診療科目 小児科、内科

診療時間 午後7時30分～午後11時（毎日）

医療機関案内 午後7時30分～翌朝午前9時（診療時間終了後は自動応答）

小児科の休日昼間診療を以下のとおり実施

診療日 GW（5/3～5/6）、年末年始（12/30～1/3）、
インフルエンザ流行期（1/5、1/12、1/13、1/19、1/26）、
毎月最終日曜（4/28、5/26、6/30、7/28、8/25、9/29、10/27、11/24、
12/29、2/23、3/30）の25日間

診療時間 小児科 午前9時～午後6時

金沢健康福祉財団へ委託

休日当番医制度

日曜、祝日及び年末年始に休日当番医による救急医療体制を確保（8科11～14医院）

診療科目 内科、小児科、産婦人科、皮膚・泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、
外科、整形外科

※内科のみ通年4医院、その他1医院

受付時間 午前9時～午後6時（産婦人科は午前9時～正午）

金沢市医師会で実施

休日歯科診療医制度

日曜、祝日及び年末年始の歯科救急医療体制を確保 2又は3医院

診療時間 午前9時～午後5時

金沢市歯科医師会で実施

休日保険薬局制度

日曜、祝日及び年末年始の薬剤処方箋の応需体制を確保 3薬局、基幹薬局1

開局時間 午前9時～午後6時

金沢市薬剤師会で実施

二次救急医療体制整備事業

金沢広域急病センター及び休日当番医が担当する一次救急医療体制の後方支援として市内22の医療機関が二次救急医療体制を確保

4 在宅医療・介護連携推進事業

(公財)金沢健康福祉財団に在宅医療・介護連携支援センターを設置。医療・介護連携推進のための各種調査及び多職種研修や地域住民への在宅医療の普及啓発を行うほか、相談支援・情報提供を実施。

(令和5年度活動実績)

区 分	件数	参加者
医療・介護関係者向け研修	5件	445人
地域住民への在宅医療の普及啓発講座	12件	312人
相談支援・情報提供	41件	—

5 金沢健康プラザ大手町

所 在 地	大手町3番21号、23号	
開 設 年 月 日	平成17年11月27日(東館)、昭和57年5月26日(西館)	
敷 地 面 積	824.26㎡(東館)	1,158.71㎡(西館)
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造4階建・地下1階	鉄筋コンクリート造4階建・地下1階
延 床 面 積	1,752.00㎡	2,515.663㎡
建 設 費	改修費 219,529千円	建設総事業費 698,000千円 (初度調弁費 139,667千円を含む)
施 設 内 容	(東館) 1階 情報ルーム、健康スタジオ1、健康スタジオ2、スタッフルーム 2階 (公社)金沢市医師会 3階 第1研修室、第2研修室、健康相談室1、健康相談室2 4階 大研修室 (西館) 1階 金沢・健康を守る市民の会事務室、基幹相談支援センター、障害支援区分認定調査事務所 2階 (公財)金沢健康福祉財団事務室、相談支援事業所、金沢市在宅医療・介護連携支援センター、金沢栄養ケアセンター、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、健康教育ホール 3階 カウンセル室、学校環境衛生室、耳鼻科室、眼科室他 4階 第3研修室、第4研修室、栄養研修室	
開 館 時 間	午前9時～午後5時	午前8時30分～午後5時
休 館 日	祝日、年末年始(12/29～1/3)	
令 和 5 年 度 利 用 状 況 等	東館来館者数	20,877人
	西館来館者数	9,169人
管 理 運 営	公益財団法人 金沢健康福祉財団	

第5 福祉健康センター総務課

1 母子保健

ア 概要

母子保健においては、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、健診・相談・訪問などにより、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行っている。核家族化の進展に伴う家庭の孤立化、家庭や地域における子育て機能の低下等の社会情勢に対応した事業の展開が求められており、多胎・若年・育児不安・産後うつ等により支援が必要な妊婦や乳幼児の保護者に対し、きめ細やかな心理的サポートや育児支援を実施している。平成11年度には育児上の悩みに対応する子育てほっとラインを開設し、平成19年度からは「元気に育て！赤ちゃん訪問事業」として全出生世帯に保健師・助産師が家庭訪問を行っている。また、平成28年度から、妊婦及び産婦を対象に安心して過ごせる場を提供し助産師に相談することで、家庭や地域での孤立感の解消を図るベビースペース『h u g』を3福祉健康センター内で開設した。平成30年度からは産後4か月未満の産婦を対象として心身のケア等の支援を行う産後ケア事業を開始し、令和元年度から石川中央都市圏域で実施している。令和3年度には対象を産後6か月未満に、令和4年度には産後1年未満に拡大した。令和4年度から妊婦や子育て家庭への支援のための伴走型妊産婦支援事業を開始するとともに、妊娠期から切れ目なく妊娠や育児に関する相談に対応するため、助産師・栄養士・保健師による個別相談を開始した。令和5年度からは「まちの子育て保健室」として、より身近な小学校下単位において、妊婦や保護者等の相談に応じたり、参加者同士が子育ての悩みを共有できる場を開設している。令和6年度から改正児童福祉法により全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援を行う「こども家庭センター」の運用を開始し、母子保健と児童福祉の一体的相談支援体制を強化した。

イ 令和5年度母性保健活動実績

妊産婦健康診査

区 分		妊娠届出数	助成者数 ※転入者含む	備 考
妊婦	1回目	2,724人 ※転入者含まず	2,724人	昭和48年度から実施
	2回目		2,643	
	3回目		2,627	
	4回目		2,662	
	5回目		2,633	
	6回目		2,559	
	7回目		2,574	
	8回目		2,581	
	9回目		2,486	
	10回目		2,373	
	11回目		2,399	
	12回目		2,264	

区 分		妊娠届出数	助成者数 ※転入者含む	備 考
	13回目		1,904	
	14回目		1,285	
	15回目		304	
	多胎		30	
産婦		2,691人	2,568	昭和49年度から実施

注1) 平成19年7月より妊婦健診の回数を2回から5回に拡大

注2) 平成21年4月より妊婦健診の回数を5回から14回に拡大

注3) 平成30年4月より予定日以降の妊婦健診(15回目)を助成。

注4) 令和3年4月より多胎児の妊婦が追加で受診した健診5回分を助成

注5) 医療機関委託の妊産婦・乳幼児健康診査受診票は「母子保健のしおり」にとじこみ。

ウ 令和5年度乳幼児保健活動実績

(ア) 乳幼児健康診査

区 分		実施機関	対象者数	受診者数	受診率	備 考
乳児	1 か 月 児	医療機関 (委託)	2,723人	2,554人	93.8%	昭和48年度から実施
	6 か 月 児		2,875	2,765	96.2	
	3 か 月 児	福祉健康 センター	2,875	2,840	98.8	昭和55年4月から実施 (健診は個人通知)

区 分		実施機関	対象者数	受診者数	受診率	備 考
幼児	1 歳 児	医療機関 (委託)	2,981人	2,590人	86.9%	昭和48年度から実施
	2 歳 児		2,986	1,660	55.6	
	1歳6か月児	福祉健康 センター	2,986	2,958	99.1	昭和53年1月から実施 (健診は個人通知)
	3 歳 児		3,217	3,171	98.6	昭和36年から実施 (健診は個人通知)

(イ) 歯科健康診査

区 分		実施機関	対象者数	受診者数	受診率	備 考
幼児	1歳6か月児	福祉健康 センター	2,986人	2,957人	99.0%	昭和53年1月から実施
	3 歳 児		3,217	3,169	98.5	昭和36年から実施

(ウ) 健康相談

区分	相談者数
妊婦相談	195人
幼児発達相談	98
遺伝相談	5
5歳児就学前相談	31
子育てほっとライン	168
栄養ほっとライン	135
乳幼児健康相談	302

(エ) 健康教育

区分	参加組数
育児教室	271
しっかり食べよう教室	29

(オ) まちの子育て保健室

開催地区数	参加組数
11地区、1施設	558組

(カ) B型肝炎母子感染防止事業

区分	HBs抗原検査		
	受診者数	抗原陰性者数	抗原陽性者数
令和5年度	2,720人	2,718人	2人

* 医療機関委託（妊婦健診に併せて実施）

エ 妊産婦・乳幼児保健医療連携システム（安心「妊娠・出産・育児」支援ネットワーク事業）等による支援

医療機関連携による早期支援、開業助産師による乳房ケア等（すくすく母乳育児支援事業）により、若年・産後うつ・未熟児などのハイリスク者に対し、育児不安や育児困難の解消、乳幼児に対する虐待予防を図っている。さらに、令和3年4月からは多胎児支援の強化として多胎妊産婦サポート事業、令和4年4月からは産後の心身の不調への支援として、産婦のための心理士相談を開始。また、連絡会等の開催により関係機関との連携強化を図っている。

(令和5年度実績)

保健医療連携 支援件数

妊産婦	383件
乳児	95件
計	478件

すくすく母乳 育児支援件数

実件数	21件
延べ件数	22件

多胎妊産婦 サポート事業

件数	4件
----	----

産婦のための 心理士相談

件数	7件
----	----

支援ネットワーク 会議

開催回数	2件
------	----

オ 乳児家庭全戸訪問事業

平成19年4月より生後3か月までの間に、全出生世帯に保健師・助産師が家庭訪問し、一般的な育児相談や育児不安、産後うつ等の母の健康相談を実施している。

(令和5年度実績)

区分	訪問件数
元気に育て！赤ちゃん訪問事業	2,671件

カ 産前・産後サポート事業（ベビースペース『hug』）

妊婦および産婦を対象に、家庭や地域での孤立感及び育児不安の解消を図るため、安心して過ごせる場の提供、助産師による相談支援を実施している。

（令和5年度実績）

開設数	174
延べ人数	1,362

キ 産後ケア事業

(ア)主旨 出産後の支援者不足により、心身の不調や支援を必要とする産後1年未満の方に対し助産師等によるサポートを行う。

(イ)内容 デイサービス型・宿泊型・訪問型により乳房ケアや育児相談等を実施

(ウ)回数 デイサービス型・宿泊型・訪問型を通算して7回まで

（令和5年度実績）

	デイサービス型	宿泊型	訪問型
実人数	27人	10人	3人
延べ人数	73人	29人	8人

ク かかりつけ助産師推進事業

出産後1年未満の方を対象に、医療機関や助産院における助産師によるケア（授乳指導・乳房ケア・心身の不調や育児に関する相談・栄養相談）に係る費用の一部を助成する。

(ア)事業開始 令和4年11月1日

(イ)助成額 3,000円

(ウ)令和5年度実績 559件

ク 伴走型妊産婦支援事業

妊娠・出産・子育て期の育児不安等を軽減することを目的に保健師等による伴走型相談支援を行うとともに、出産や育児に係る費用負担の軽減を図るための経済的支援を一体的に実施する。

(ア)事業開始 令和5年2月15日

（令和4年4月1日以降に妊娠・出生した方は、遡及対象とする）

(イ)伴走型相談支援 妊娠届時の面談

妊娠8か月頃のアンケート及び面談

出産後の「元気に育て！赤ちゃん訪問」等

(ウ)経済的支援 妊娠届を提出した方 50,000円（出産応援給付金）

出生した児を養育している方 50,000円（子育て応援給付金）

(エ)令和5年度実績 （通常分）出産応援給付金 2,753件

子育て応援給付金 2,612件

（遡及分）出産応援給付金 2,210件

子育て応援給付金 604件

2 健康増進

ア. 概 要

メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査の結果に基づき、生活習慣病の発症のリスクがある方に対し、特定保健指導として生活習慣改善のための動機づけ支援、積極的支援を行う。

また、市民の健康づくりを推進していくため、様々な健康教育や健康相談などの取組を行っている。

イ 健 康 教 育

(ア) かなざわ健康塾

生活習慣病の予防に関する正しい知識の普及と生活習慣の改善等の実践ができるよう出前健康教室等を実施している。また、厚生労働省が定める週間・月間行事等に併せて、広く市民に健康情報を提供する移動健康情報コーナーを開設している。

事業内容	令和5年度実績	
	開催回数	延べ人数
地域健康学習会等	75	1,662
移動健康情報コーナー（図書館、公民館等）	3会場	—

(イ) いきいき健康教室

市民の健康づくりを推進するため、健康推進委員や運動普及推進員など地域の方と、保健師や金沢・健康づくり栄養士等が協力し、市内の校下（地区）にて開催。

ウ 健 康 相 談

健康に関する個々の相談に応じ、生活習慣病の予防や健康の保持増進が図られるよう、保健師・管理栄養士による各種健康相談を実施している。

福祉健康センターの健康相談（令和5年度実績）

「ほっと健」健康相談	開設回数	延べ人数
生活習慣病予防相談	136	1,924
ヘルシー食生活相談	72	48
喫煙習慣改善相談	25	134
その他の健康相談	—	922

カ 訪 問 指 導

生活習慣の改善や健康管理に関して保健指導が必要な方に対し、個々に応じた健康の保持増進が図られるよう、保健師が訪問指導を実施している。

3 精神保健福祉

精神に障害のある人の社会復帰の促進を図るとともに、ストレス社会高齢化社会に伴う市民のこころの健康づくりやこころの健康相談等のため、各種健康相談、教室、広報活動等を実施している。

(令和5年度実績)

訪問指導					
実	延				
	老人精神	社会復帰	アルコール	こころの健康づくり	その他
180	13	323	17	39	132

面談相談						電話相談	メール相談
実	延					延	延
	老人精神	社会復帰	アルコール	こころの健康づくり	その他		
288	11	184	9	177	143	5,041	24

精神障害者社会復帰支援事業	
自立支援相談会	
開設数	参加数
1	3

こころの健康づくり事業							
こころの健康づくり講演会		地域こころの健康づくり研修会		依頼教室など		自殺予防研修会 (ゲートキーパー研修)	
開設数	参加数	開設数	参加数	開設数	参加数	開設数	参加数
1	64	3	69	23	1,554	40	1,747

こころの健康づくり講演会は、後日オンデマンド配信を実施（視聴数279回）

	組織育成				計
	家族会	地域活動支援センター等	当事者会等	支援団体・ボランティア等の活動支援等	
支援回数	5	3	0	18	26

4 難病支援

在宅の難病患者に対し、在宅療養上の相談・支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と生活の質（QOL）の向上に資することを目的として、講演会・療養相談会の開催及び訪問・面接・電話相談や自助グループ（友の会）支援を実施している。

（令和5年度活動実績）

区 分	参加者又は相談者
自助グループ支援	1
訪問指導	6
面接・電話相談	123

5 保健所・福祉健康センター

区 分	金 沢 市 保 健 所 駅西福祉健康センター	泉野福祉健康センター	元町福祉健康センター
所 在 地	西念3丁目4番25号	泉が丘1丁目2番22号	元町1丁目12番12号
人 口 ・ 世 帯 数 (令和6年1月1日現在)	159,752人 74,322世帯	162,384人 79,372世帯	122,860人 59,819世帯
敷 地 面 積	5,713.38㎡	3,510.00㎡	1,968.00㎡
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造 5階建・地下1階	鉄筋コンクリート造 3階建・地下1階	鉄筋コンクリート造 3階建
延 床 面 積	10,464.00㎡	4,822.16㎡	2,428.32㎡
開 設 年 月 日	平成6年10月24日	昭和49年4月1日	昭和53年4月10日
改 修 年 月 日	平成30年1月1日	令和4年8月1日	平成10年11月1日
建 設 費	改修 282,877千円 当初 5,517,792千円	改修 2,122,067千円 当初 195,695千円	改修 767,970千円 当初 311,330千円

第6 公益財団法人金沢健康福祉財団

事務局 所在地 金沢市大手町3番 23 号

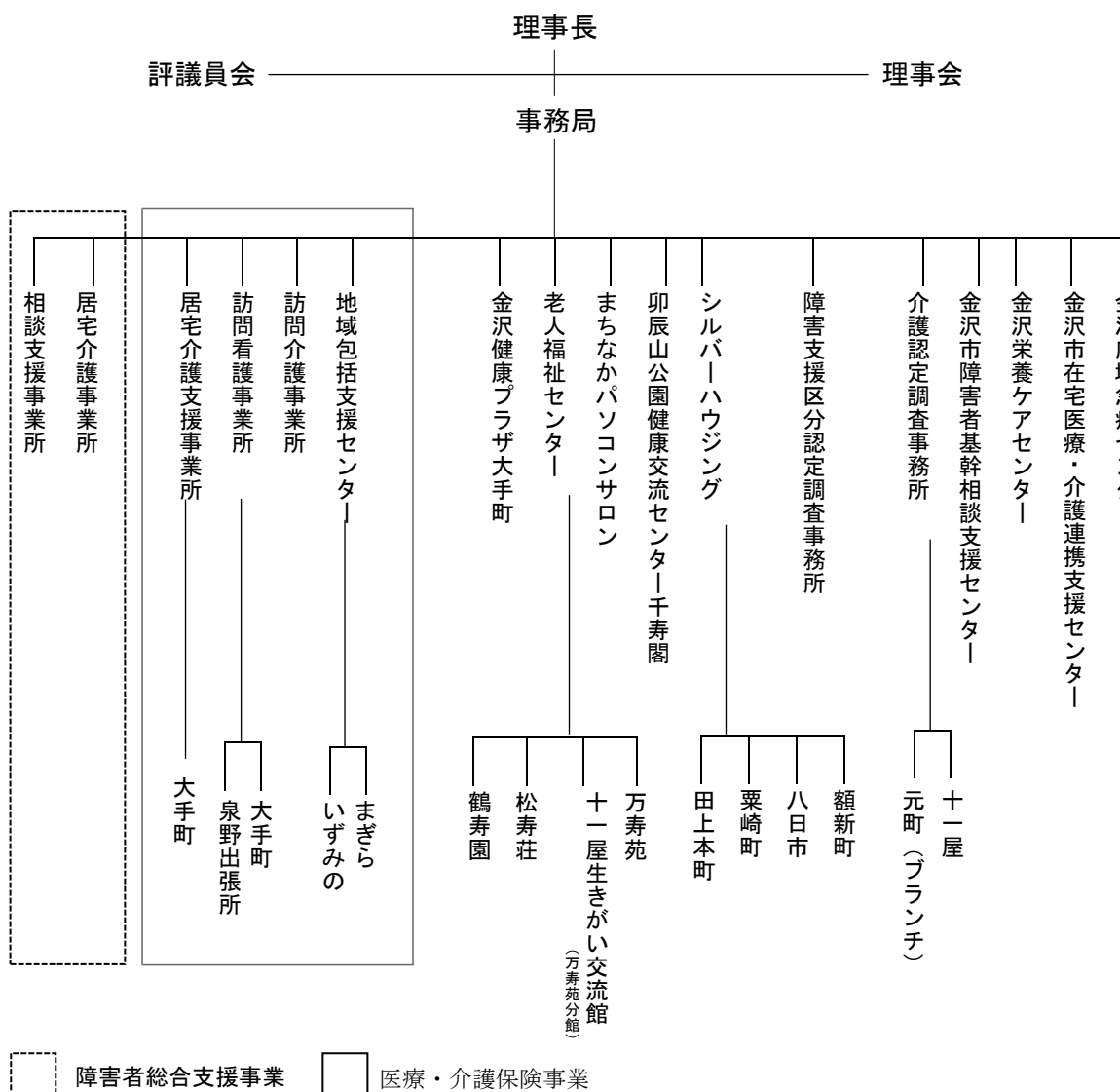
基本方針

本市において人口動態の大きな変化による急速な超高齢社会の進展により、持続可能な社会保障制度の確立に適切に対応するため、在宅医療と介護のさらなる連携を機軸とした地域包括ケアシステムの推進が大きな課題である。

このような課題に対し、金沢総合健康センターと金沢市福祉サービス公社が母体となり、在宅医療と介護の連携により両団体が有する高い専門性や業務ノウハウを相互に活用することで先駆的かつ専門的な医療・福祉サービスが効率的に提供されるよう、公益財団法人金沢健康福祉財団が設立された。

これにより、医療及び福祉サービスの提供及び健康教育の普及啓発を行うことで、医療及び福祉に関する総合的なサービスの向上を図り、もって市民の健康増進と福祉の向上に寄与することを目的とする。

公益財団法人金沢健康福祉財団の組織



1 事業概要

(1) 受託事業

① 金沢広域急病センターの運営事業

駅西福祉健康センターにおいて、内科を金沢市単独運営、小児科を4市2町で広域運営

② 救急医療体制整備事業

夜間や日祝日の日中における救急医療体制の整備として、医療機関情報を集約し、電話やHPで市民に情報を提供

③ 学校保健事業

児童生徒が心身ともに健康で安全な学校生活が送れるようカウンセリングによる健康相談や、専門家の派遣による保健教育、心臓2次検診等を実施

④ 健康増進事業

ア 介護予防事業

出前フレイル予防運動教室の他、各種健康教室の開催、健康スタジオ開放など

イ 健康増進事業

からだかるやか塾、わたしの健康ポイント事業など

ウ 情報提供交流事業

栄養ケアセンター

地域や医療機関に対して栄養支援を行う拠点として、診療所への栄養士の派遣を行う他、フレイル予防のための研修会を実施

⑤ 金沢市地域包括支援センターの運営

高齢者の実態把握や権利擁護、介護支援専門員の相談、地域サロン等での家族介護者教室の実施、介護予防サービス計画の作成、認知症地域推進事業の実施

⑥ 介護保険認定調査適正化推進事業

介護保険における要介護、要支援認定の基礎となる訪問調査を実施

⑦ 障害支援区分認定調査事業

障害福祉サービス利用における障害支援区分の認定調査を実施

⑧ シルバーハウジング生活援助派遣事業

高齢者世話付住宅に生活援助員を派遣

・額新町住宅 ・八日市住宅 ・粟崎町住宅 ・田上本町住宅

⑨ 金沢市障害者基幹相談支援センター管理運営事業

地域における障害福祉の相談支援の中核を担う機関として、障害者等や相談支援事業所の総合的な相談業務や地域の相談体制強化の取組を実施

専任職員を配置

⑩ 金沢市在宅医療・介護連携支援センター管理運営事業

医療・介護サービス関係者等に対し、在宅医療及び介護連携に関する相談対応や情報提供を行うほか、連携推進のための研修会を実施

⑪ 訪問介護サービス事業

産前・産後やヤングケアラー等養育支援を必要とする家庭に対して、家事援助などのサービスを提供するヘルパーを派遣

子育て支援員養成研修の実施

⑫ 市有施設の管理運営事業

- ア 金沢健康プラザ大手町（指定管理者）
- イ 老人福祉センター（分館含む）4カ所（指定管理者）
- ウ 卯辰山公園健康交流センター千寿閣（指定管理者）
- エ まちなかパソコンサロン

⑬ 総合事業推進事業

「かなざわケアサポーター」の就労促進を図るため、事業者と修了者の就職面談会を実施

(2) 医療・介護保険事業

① 居宅介護支援事業

介護支援専門員が介護認定調査及びケアプランの作成業務を実施

② 訪問介護・日常生活支援総合事業

介護や日常生活支援が必要な方に、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう介護・家事援助サービスを提供

③ 訪問看護・介護予防訪問看護事業

在宅看護が必要な要介護・要支援者及び医療保険受給者に医師の指示の下で医療的サービスを提供

(3) 障害者総合支援事業

① 居宅介護事業

障害者総合支援法に基づき、介護や生活支援が必要な方に、訪問介護サービスを提供

② 相談支援事業

障害者等に対し相談支援を行うとともに、障害福祉サービス等の利用計画を作成

(4) その他の事業

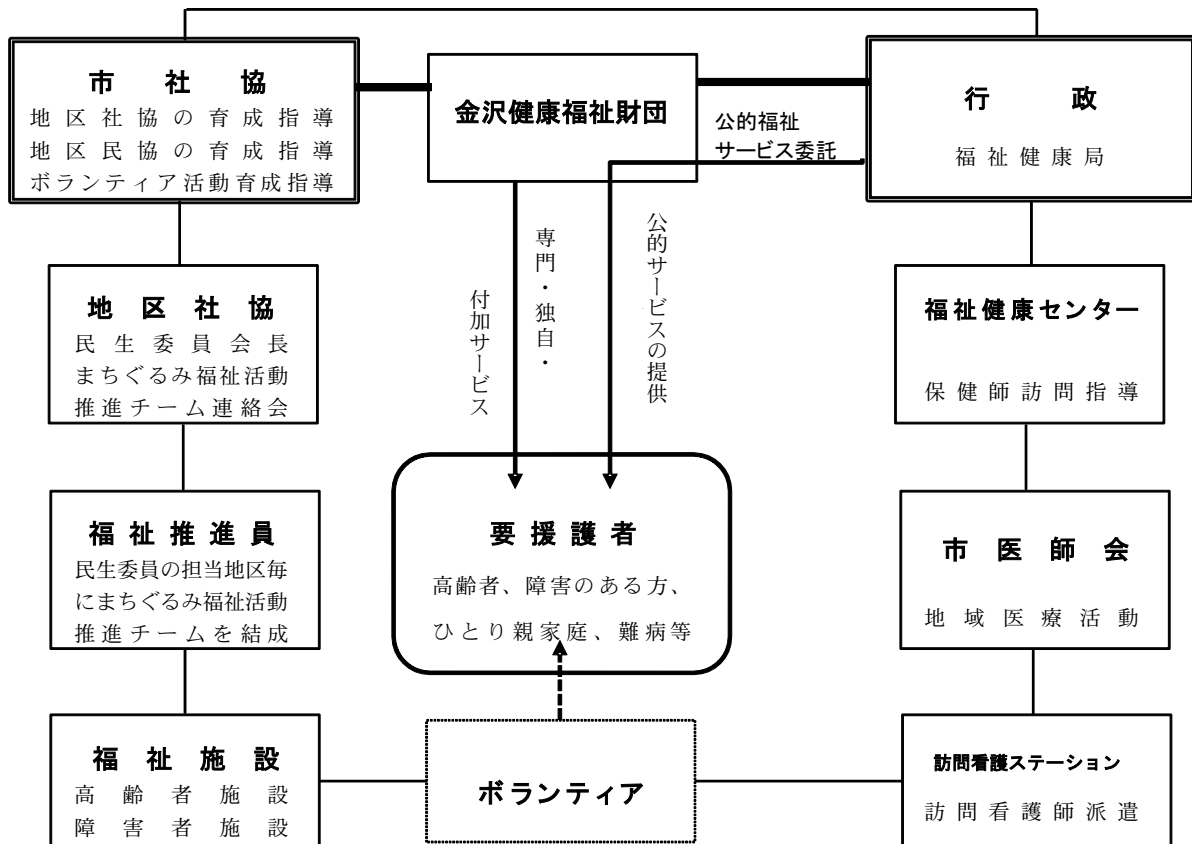
① 自由契約ホームヘルプサービス

介護保険制度範疇外等のニーズに適応した自由契約ホームヘルプサービスを実施

② 福祉人材養成事業

総合事業ヘルパー（かなざわケアサポーター）養成研修の実施

2 地域福祉ネットワークにおける財団の関わり



3 令和6年度予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
基本財産運用収入	5	事務局費	54,332
受託事業収入	583,265	受託事業費	599,906
医療・介護保険事業収入	292,245	医療・介護保険事業費	258,636
障害者総合支援事業収入	50,543	障害者総合支援事業費	34,165
自主事業収入	1,671	自主事業費	1,468
利用料収入	3,906	固定資産取得支出費	1,550
補助金等収入	26,802		
雑収入	226		
減価償却引当預金収入	550		
合 計	958,493	合 計	949,247

第7 生活支援課

I 生活保護

生活保護は、生活に困窮する市民に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を援助することを目的としている。

1 被保護世帯数・人員・保護率の年次推移

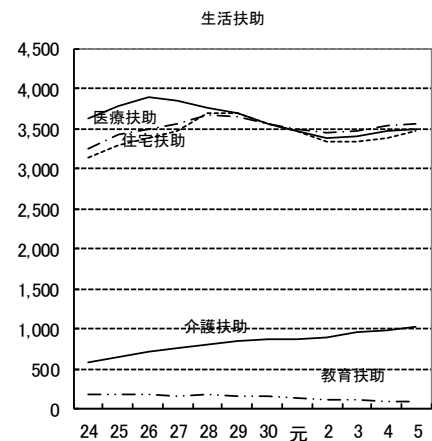
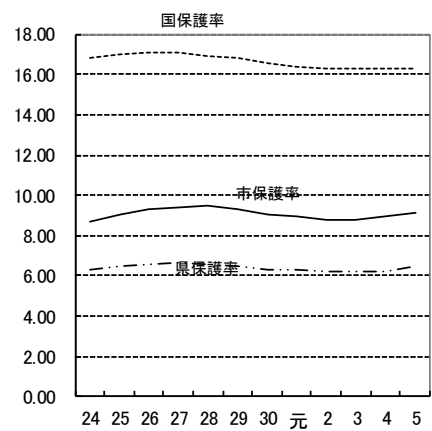
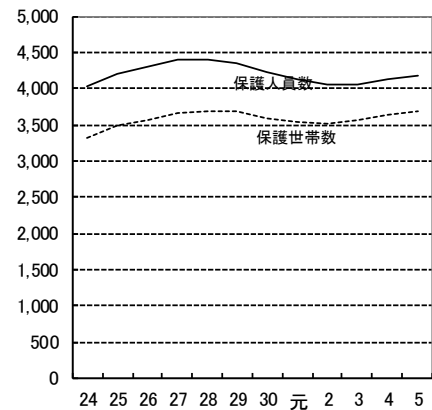
年度	管内人口	保護世帯数	保護人員	保護率(%)		
				当市	県	国
24	463,291	3,318	4,027	8.69	6.28	16.8
25	463,617	3,480	4,195	9.05	6.48	17.0
26	464,437	3,572	4,304	9.27	6.59	17.1
27	465,652	3,658	4,397	9.44	6.66	17.1
28	466,125	3,692	4,406	9.45	6.59	16.9
29	465,977	3,683	4,341	9.32	6.50	16.8
30	465,166	3,592	4,222	9.08	6.33	16.6
元	463,843	3,552	4,137	8.92	6.26	16.4
2	462,737	3,529	4,062	8.78	6.19	16.3
3	461,860	3,556	4,061	8.79	6.20	16.3
4	459,811	3,645	4,130	8.98	6.24	16.3
5	457,769	3,695	4,181	9.13	6.44	16.3

※ 保護率=年度平均

2 扶助別人員年次推移

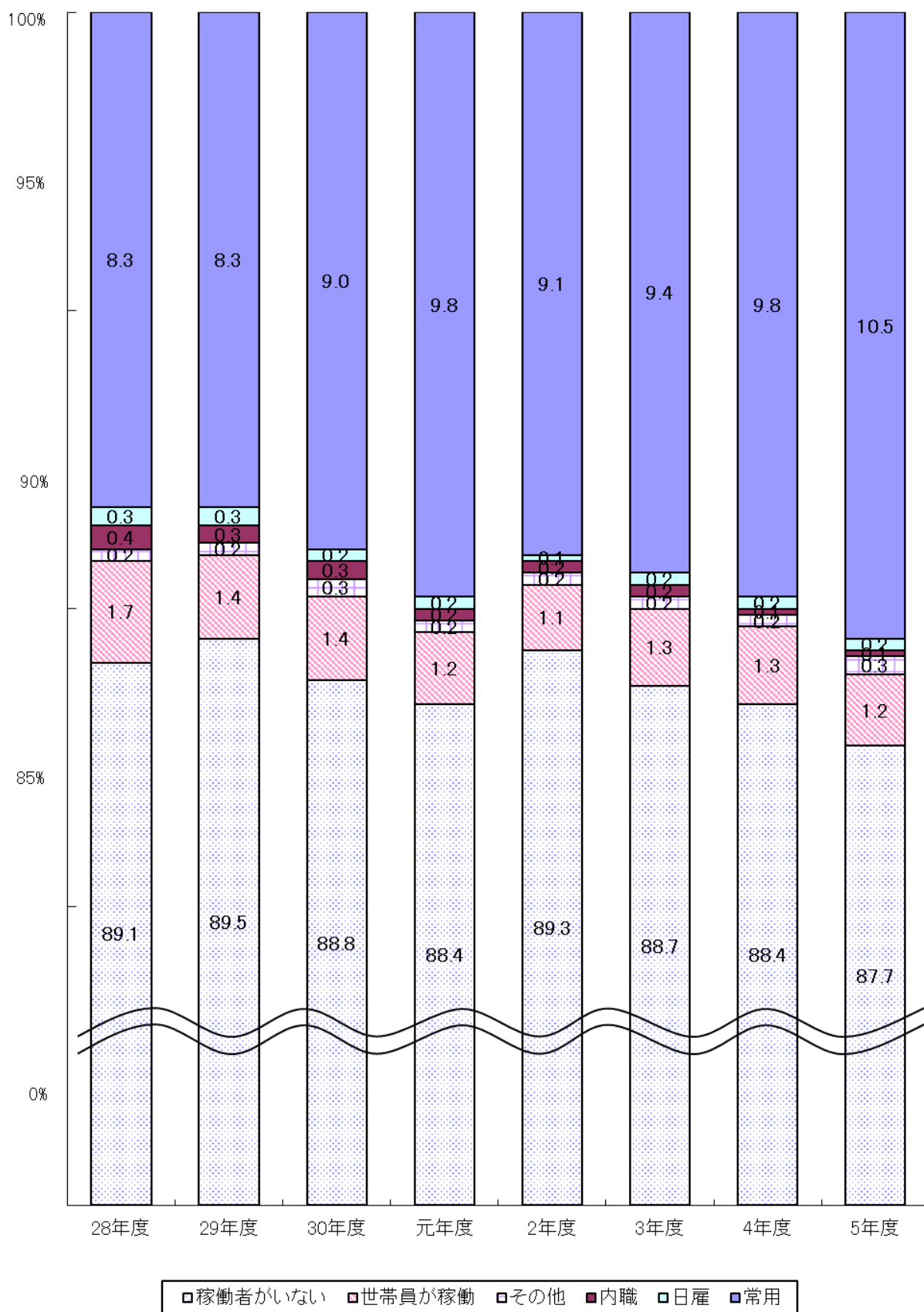
年度	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	生業扶助	出産扶助	葬祭扶助
24	3,632	3,248	179	588	3,150	462	1	110
25	3,786	3,424	183	652	3,296	481	2	114
26	3,890	3,500	182	720	3,394	485	5	105
27	3,846	3,557	170	753	3,471	678	1	159
28	3,760	3,678	178	796	3,685	775	2	115
29	3,685	3,650	166	855	3,684	670	1	135
30	3,567	3,555	155	862	3,572	720	2	112
元	3,474	3,489	140	869	3,481	760	2	127
2	3,380	3,445	121	898	3,331	673	2	123
3	3,401	3,473	108	950	3,347	667	0	125
4	3,464	3,537	100	992	3,377	563	0	132
5	3,491	3,570	91	1025	3,469	586	3	91

※ 生活、住宅、教育、介護、医療は月平均人員
生業、出産、葬祭は年度延べ人員



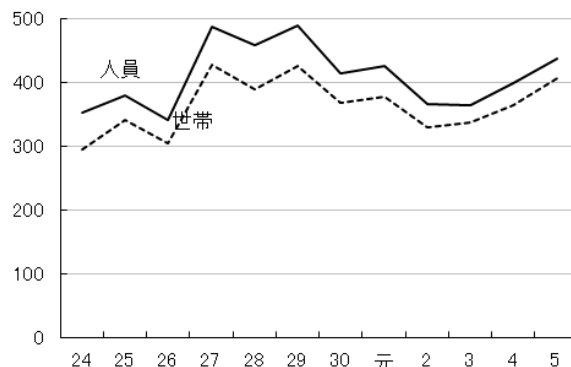
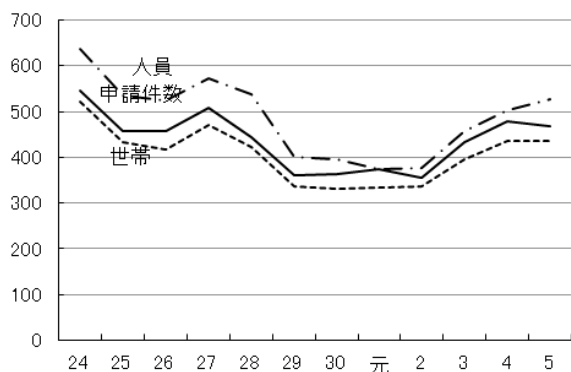
3 労働力類型年次推移

10世帯のうち約9世帯は稼働者のいない世帯である。



4 保護開始・廃止の世帯員の推移および開始・廃止の理由別構成

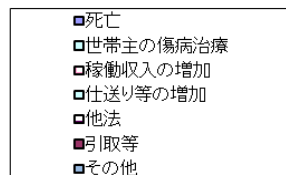
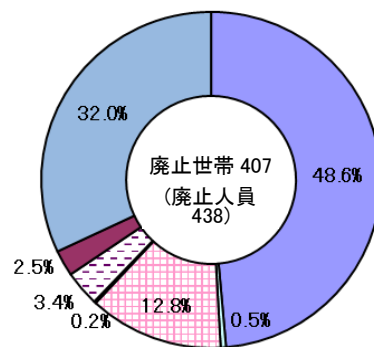
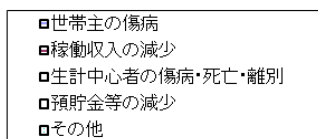
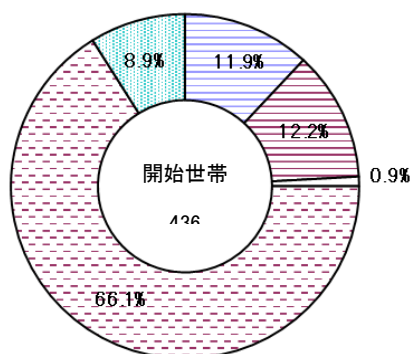
○ 保護開始・廃止の世帯人員の推移



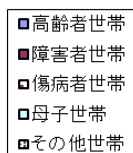
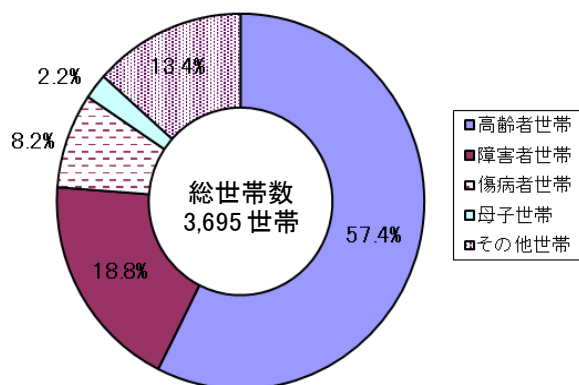
開 始

廃 止

○ 開始・廃止の理由別構成（令和5年度）



5 世帯類型構成比（令和5年度）

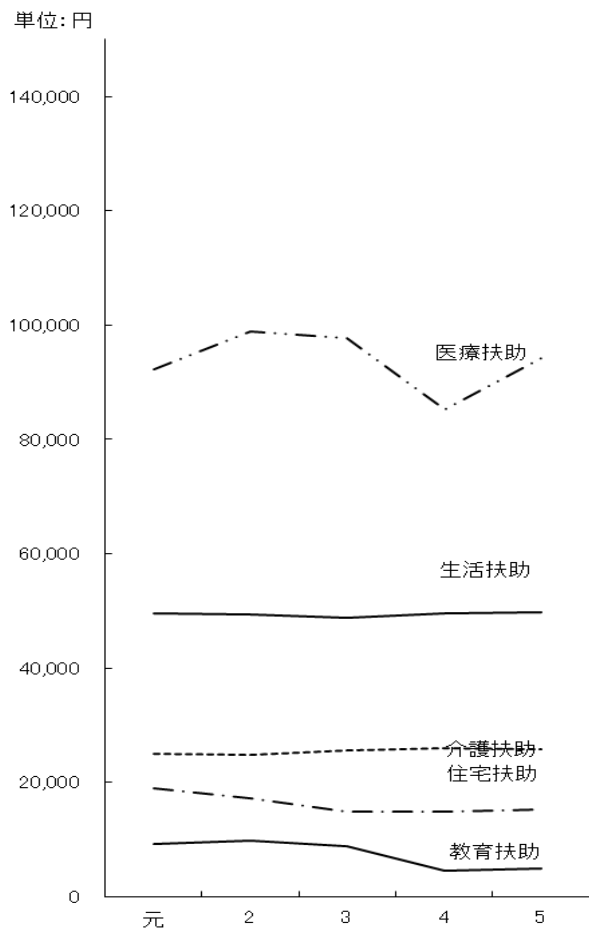


6 生活保護基準額の推移

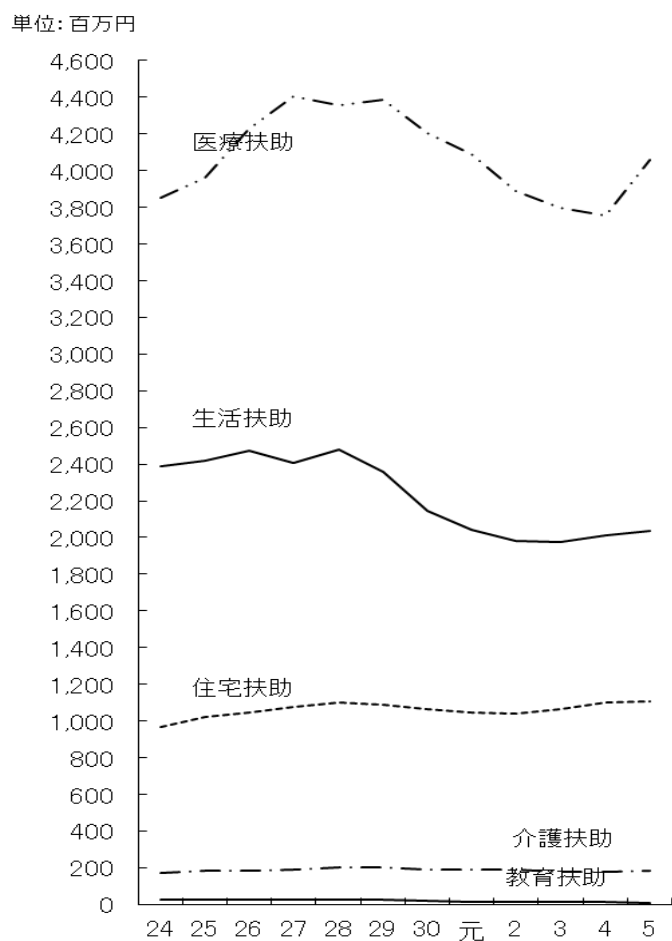


7 扶助費構成の年次推移

1月分の1人当りの扶助費の年次推移



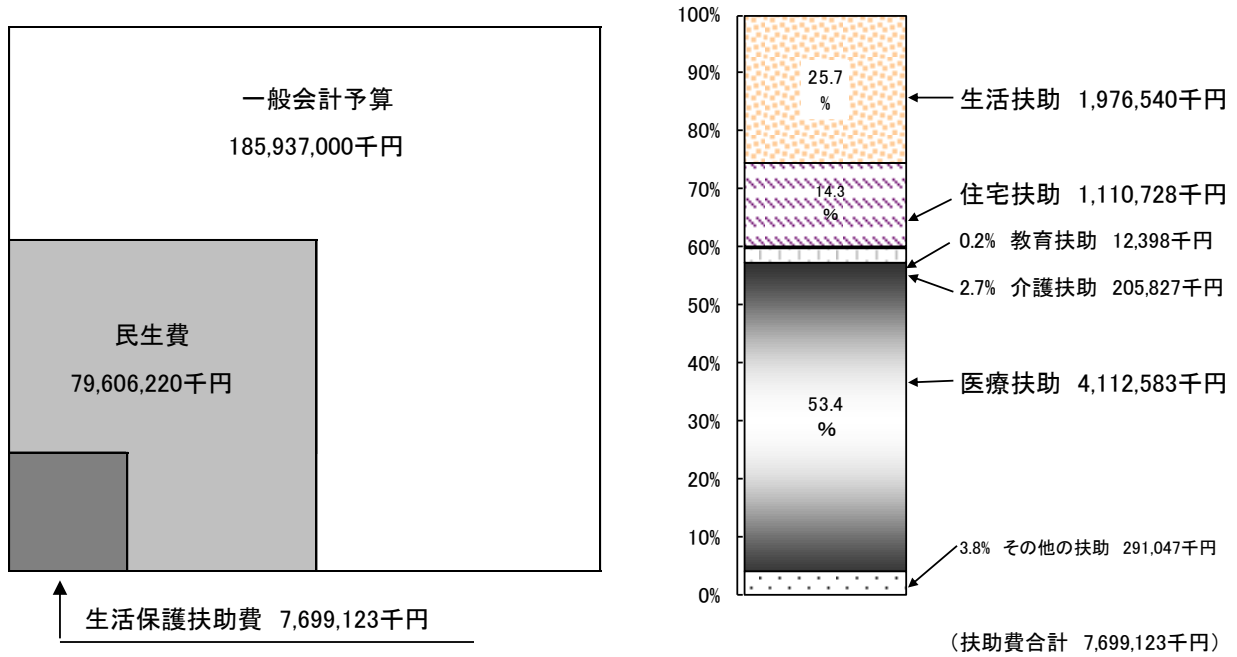
扶助費年次推移



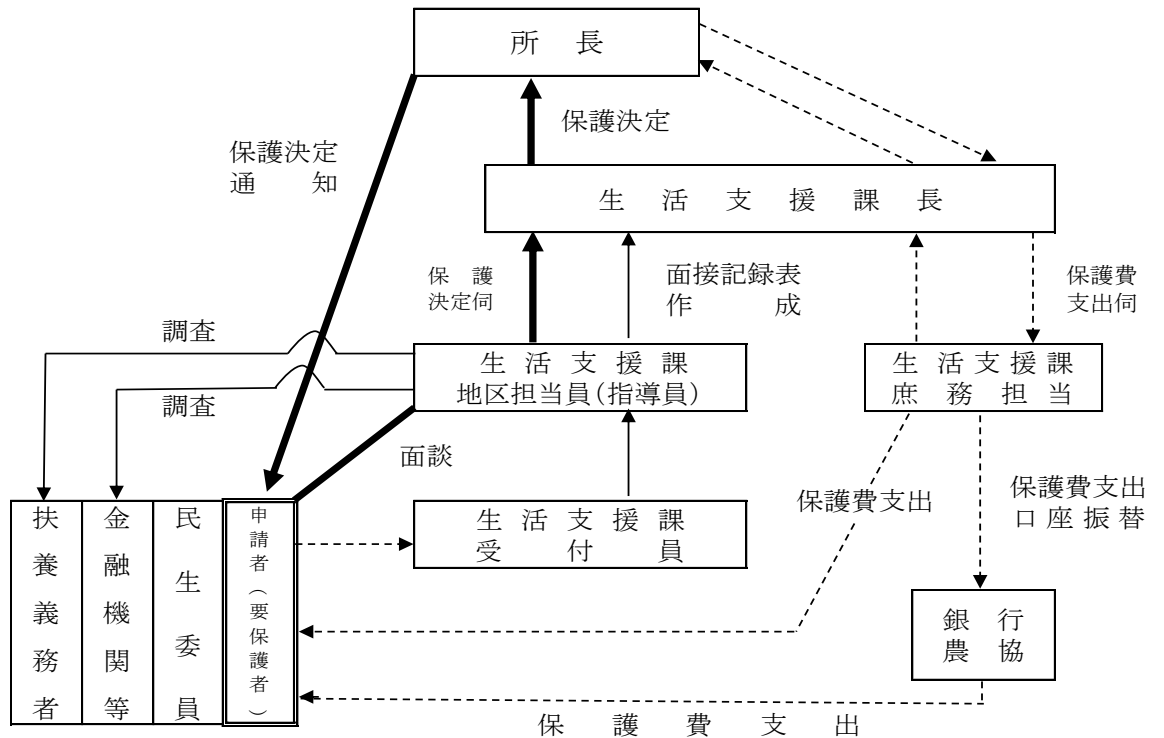
(単位: 千円)

区分 年度	生活扶助費	住宅扶助費	教育扶助費	介護扶助費	医療扶助費	その他扶助費等	計
24	2,390,603	965,454	24,460	169,110	3,852,842	276,365	7,678,515
25	2,416,384	1,022,744	23,892	181,207	3,963,987	278,075	7,886,289
26	2,471,155	1,049,055	26,218	184,544	4,227,389	277,789	8,236,150
27	2,416,638	1,077,252	23,843	189,170	4,402,363	303,619	8,412,885
28	2,481,303	1,098,148	25,648	198,731	4,353,763	305,944	8,463,537
29	2,359,180	1,088,939	23,979	203,971	4,388,927	302,360	8,367,356
30	2,145,680	1,063,476	19,987	192,255	4,205,728	294,636	7,921,762
元	2,043,732	1,044,403	16,221	189,972	4,090,903	300,484	7,685,715
2	1,980,335	1,038,778	14,770	188,453	3,885,642	280,765	7,388,743
3	1,975,282	1,061,535	12,969	179,692	3,799,636	277,191	7,306,305
4	2,014,241	1,098,222	11,343	175,084	3,756,699	294,342	7,349,931
5	2,037,949	1,103,667	10,278	182,490	4,056,939	297,307	7,688,630

8 金沢市の予算と生活保護扶助費（6年度）



9 生活保護ケースおよび保護費取扱表



- 《備考》
- 生活保護費の支給は原則として、地方自治法施行令第165条の2による口座振替の方法によるものとする。
 - 保護費は口座振替の方法によるものについて、毎月概ね4日、窓口で支払うものについては、毎月概ね5日に支給している。その他、月に3回の支給日を定めている。

Ⅱ 法外援護等

1 金沢市援護規則抜粋

第1条 この規則は、金沢市に住所を有し、生活に困窮して生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けるに至らないもの（教育援護及びその他の援護については被保護者を含む。）及び心身障害者に対し必要な援護を行い、その自立を助長することを目的とする。

2 援護の種類

- (1) 教育援護は、義務教育に係る修学旅行又はこれに準ずる校外活動の支度金の一部を補給するものとする。
- (2) 療養援護は、医療費（看護料を含む）の支払により生活に困窮している世帯に対し、療養費の全部又は一部を補給するものとする。
- (3) 新規就労援護は、生活に困窮している世帯の子弟が中学校を卒業し、新規に就労する場合であつて、かつ、その世帯が支度資金に窮する時その一部を補給するものとする。
- (4) その他の援護は、生活に困窮している世帯の自立助長に特に効果的に役立つと認められる時、必要とする経費の全部又は一部を補給するものとする。

3 法外援護費

（単位：円）

区分 年度	援 護 の 種 類					計
	教育援護費	療養援護費	新規就労 援 護 費	その他の 援 護 費	夏季・歳末見舞金	
24	3,184,000	6,662,544	90,000	18,500	夏 8,046,000 冬 27,714,000	45,715,044
25	3,404,000	5,467,189	30,000	37,000	夏 7,920,000 冬 27,495,000	44,353,189
26	3,496,000	5,390,012	60,000	47,400	夏 8,187,000 冬 27,465,000	44,645,412
27	3,316,000	4,330,705	90,000	45,000	夏 1,746,000 冬 26,424,000	35,951,705
28	2,972,000	4,330,705	90,000	34,700	夏 1,722,000 冬 26,121,000	36,236,862
29	2,944,000	3,226,281	30,000	100,000	夏 1,716,000 冬 26,058,000	34,074,281
30	2,700,000	3,212,586	90,000	26,500	夏 1,722,000 冬 19,140,000	26,891,086
元	2,428,000	4,559,848	0	36,200	夏 1,341,000 冬 18,858,000	27,223,048
2	2,368,000	3,892,595	0	108,000	夏 1,305,000 冬 18,480,000	26,153,595
3	2,052,000	4,179,852	0	8,000	夏 1,317,000 冬 18,066,000	25,622,852
4	2,176,000	3,283,585	0	8,000	夏 1,326,000 冬 17,553,000	24,346,585
5	2,164,000	5,369,557	90,000	9,000	夏 1,356,000 冬 17,121,000	26,109,557

4 夏季・歳末見舞金支給状況

	支給対象者	支給金額(1世帯当り)
夏季見舞金	(1) 障害者支援施設入所者	3,000 円
	令和5年度支給対象者	452人 1,356,000 円
歳末見舞金	上記(1)	
	(2) 特別児童扶養手当受給者	3,000 円
	(3) 身体障害者手帳1・2級、療育手帳「A」所持者	3,000 円
	(4) 児童福祉施設入所者	3,000 円
	令和5年度支給対象者	5,707人 17,121,000 円

5 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付制度

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金等の支給に関する法律施行令に基づいて、災害により死亡した市民（災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。）の遺族に対する弔慰金の支給及び災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給並びに被害を受けた世帯の世帯主に対する援護資金の貸付を行い、市民の福祉の増進に資することとしている。

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金について

	災害弔慰金	災害障害見舞金
対象者	災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者	
対象災害	自然災害により市内において住居が5世帯以上滅失する等で、災害弔慰金の支給等に関する法律が適用された災害	
受給者	災害により死亡した方の遺族 ※支給順位 ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ. 上記のいずれもない場合は兄弟姉妹（同居又は生計同一者）	災害により重度障害を受けた方 1. 両目の失明 2. 咀嚼および言語機能の喪失 3. 要常時介護 4. 両上肢でひじ関節以上の切断 5. 両下肢でひざ関節以上の切断 6. 両上肢または両下肢の用の全廃 7. その他これらの障害と同程度以上と認められるもの
金額	生計維持者の場合 500万円 その他の者の場合 250万円	生計維持者の場合 250万円 その他の者の場合 125万円

(2) 災害援護資金貸付について

対 象 者	災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者		
対 象 災 害	自然災害により、県内において災害救助法が適用された災害		
受 給 者	以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主（※所得制限があります）		
	1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1ヶ月以上		
	2. 家財の1/3以上の損害		
	3. 住居の半壊又は全壊・流出		
	<所得制限額>		
	世帯人員	市税における前年の総所得金額	
1人	220万円		
2人	430万円		
3人	620万円		
4人	730万円		
5人以上	730万円に一人増すごとに30万円加算		
	※ただし、住居が滅失した場合は1270万円		
貸付内限度額	状況	世帯主に1ヶ月以上の負傷あり	世帯主に1ヶ月以上の負傷なし
	1. 世帯主の1ヶ月以上の負傷	150万円	
	2. 家財の1/3以上の損害	250万円	150万円
	3-1. 住居の半壊	270万円	170万円
	3-2. 住居の全壊	350万円	250万円
	3-3. 住居全体の滅失又は流出	350万円	
貸付利率	保証人を立てる場合は無利子 保証人を立てない場合は年1.5%		
措置期間	3年		
償還期限	10年（措置期間を含む）		
償還方法	年賦、半年賦又は月賦		

第8 介 護 保 険 課

1 制度のあらまし

(1) 保険に加入する方

65歳以上の方（第1号被保険者）および40歳から64歳までの医療保険に加入している方（第2号被保険者）

(2) 給付の対象となる場合

寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態（要介護状態）または、要介護状態にならないように支援が必要な状態（要支援状態）になったとき。

（ただし、第2号被保険者の場合、初老期認知症、脳血管疾患など特定疾病が原因とされる病気により介護等が必要になった方のみ）

(3) 利 用 料

- 利用料は、原則としてかかった費用の1割。ただし、65歳以上の一定以上所得者は、2割又は3割。
- 在宅サービスは、要介護度ごとの利用限度額の範囲内で利用できる。
- 施設サービス、ショートステイ等は、上記の利用料のほかに食費と居住費等の負担も必要。

(4) 保 険 料

第1号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料は市町村が設定 ● 所得に応じた保険料（13段階区分） ● 原則、老齢・退職年金や遺族年金・障害年金から天引きにより徴収 	第2号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料の計算方法や金額は加入している医療保険によって異なり、医療保険料と一括して納入する。
---------	---	---------	---

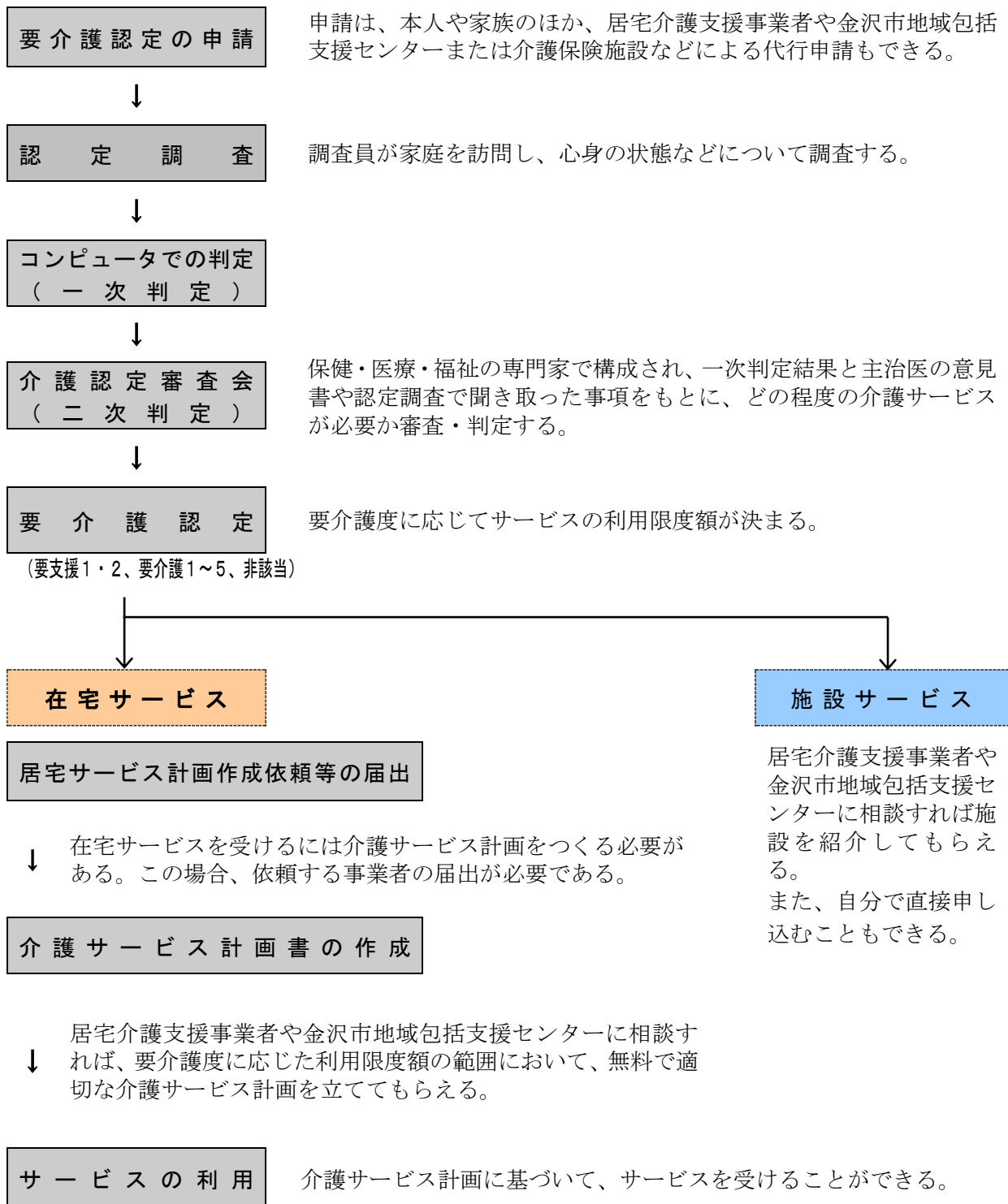
2 介護保険サービス

(1) サービスの種類

在宅サービス	訪問サービス ◆訪問介護（ホームヘルプサービス） ◇訪問入浴介護 ◇訪問看護 ◇訪問リハビリテーション ◇居宅療養管理指導	施設サービス	◆介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ◆介護老人保健施設 ◆介護医療院
	通所サービス ◆通所介護（デイサービス） ◇通所リハビリテーション（デイケア） 短期入所サービス（ショートステイ） ◇短期入所生活介護 ◇短期入所療養介護 その他 ◇特定施設入居者生活介護 ◇福祉用具貸与 ◇福祉用具購入 ◇住宅改修	地域密着型サービス	◇認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者のグループホーム） ◇認知症対応型通所介護 ◇小規模多機能型居宅介護 ◆地域密着型通所介護 ◆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模な特別養護老人ホーム） ◆地域密着型特定施設入居者生活介護 ◆夜間対応型訪問介護 ◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ◆看護小規模多機能型居宅介護

◇印については、介護予防を目的としたサービスも提供している。

(2) 要介護認定からサービス利用までの手続き



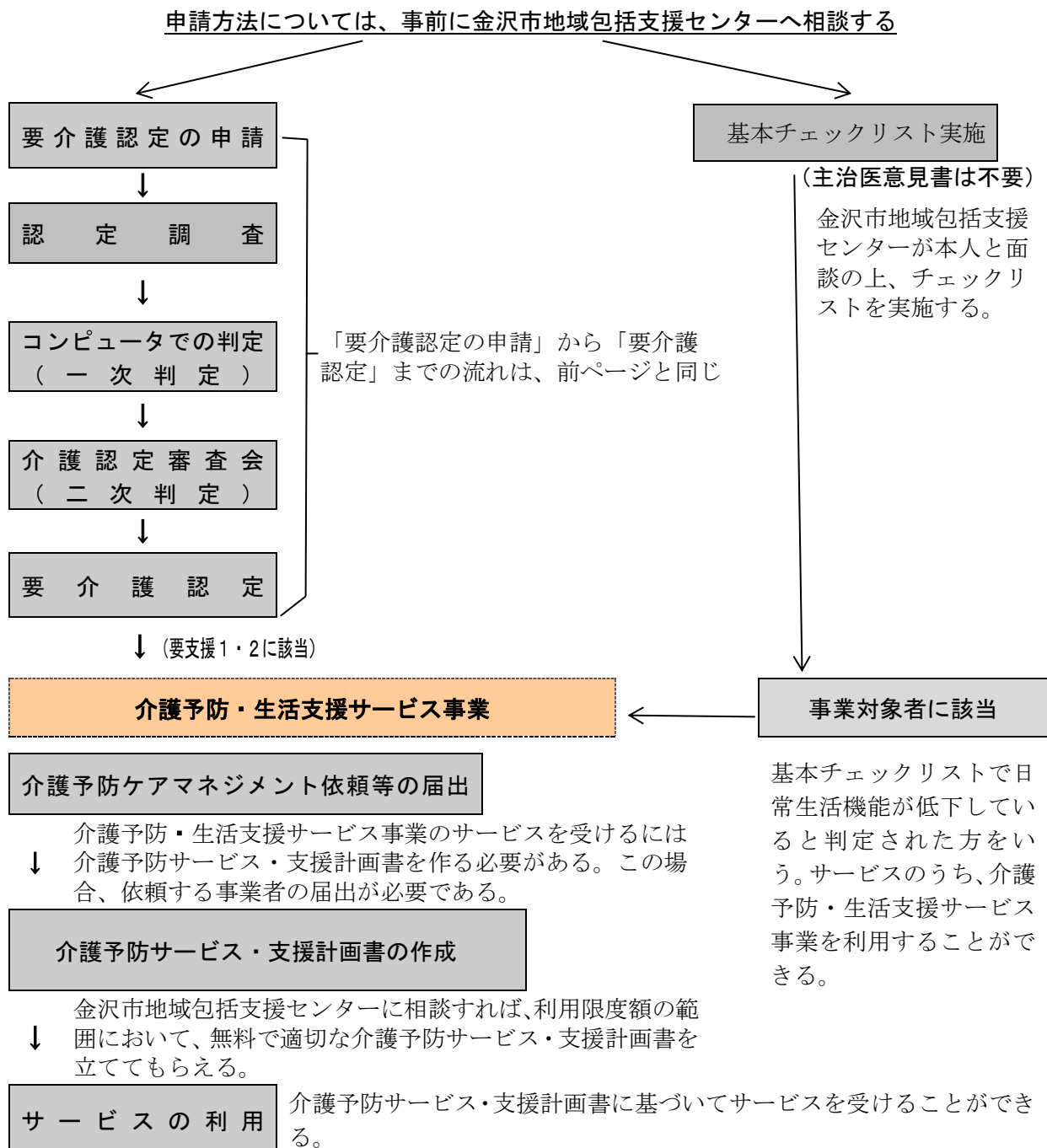
※非該当となった場合は、介護保険サービスは受けられないが、金沢市が実施する一般介護予防事業への参加を勧めている。

3 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) サービスの種類

介護予防・生活支援サービス事業	
訪問サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防型訪問サービス ・短期集中型訪問サービス（栄養改善） ・基準緩和型訪問サービス
通所サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防型通所サービス ・短期集中型通所サービス（運動器機能向上） ・基準緩和型通所サービス ・短期集中型通所サービス（口腔機能向上）

(2) サービス利用までの手続き



4 要介護認定の状況

金沢市介護認定審査会が、64合議体、192人の委員により審査・判定を実施

(1) 要介護認定申請者数

区 分	新規申請	更新申請	変更申請	計
令和3年度	4,973	10,027	3,039	18,039
令和4年度	5,192	11,238	3,078	19,508
令和5年度	5,400	7,795	3,321	16,516

(2) 要介護認定者数（実人数）

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
令和3年度	3,263	3,449	5,226	4,363	3,170	2,608	1,733	23,812
令和4年度	3,228	3,506	5,231	4,318	3,257	2,649	1,899	24,088
令和5年度	3,352	3,614	5,387	4,453	3,298	2,708	1,771	24,583

※ 各年度末の状況

5 事業者の指定状況

(1) 介護保険サービス

※ 市内に所在する事業者のみ。（ ）内は、介護予防サービス

区 分	サービスの種類	令和4年3月 事業所数	令和5年3月 事業所数	令和6年3月 事業所数
在宅サービス	訪問介護	146	151	157
	訪問入浴介護	3(3)	3(3)	2(2)
	訪問看護	221(210)	227(216)	231(220)
	訪問リハビリテーション	98(96)	101(99)	102(100)
	居宅療養管理指導	631(622)	645(636)	655(646)
	通所介護	106	106	105
	通所リハビリテーション	122(125)	122(125)	122(125)
	短期入所生活介護	45(44)	46(45)	44(43)
	短期入所療養介護	13(13)	13(13)	13(13)
	特定施設入居者生活介護	16(11)	14(9)	14(9)
	福祉用具貸与	41(41)	39(39)	36(36)
	福祉用具販売	37(37)	35(35)	31(31)
居宅介護支援	居宅介護支援	153(19)	152(19)	151(19)
地域密着型 サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	24	24	24
	認知症対応型共同生活介護	54(54)	55(55)	55(55)
	認知症対応型通所介護	7(7)	7(7)	7(7)
	小規模多機能型居宅介護	24(24)	24(24)	24(24)
地域密着型	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	1

サービス	看護小規模多機能型居宅介護	10	11	11
	地域密着型通所介護	78	73	71
施設サービス	介護老人福祉施設	20	20	20
	介護老人保健施設	12	12	12
	介護療養型医療施設	1	0	0
	介護医療院	4	5	5
計 (延べ事業所数)		1,867 (1,306)	1,886 (1,325)	1,893 (1,330)

※訪問介護及び通所介護のうち介護予防サービスは、平成29年4月より介護予防・日常生活支援総合事業に移行

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業サービス

*市外の事業所含む

介護予防・生活支援サービス事業	介護予防型訪問サービス	123	123	132
	介護予防型通所サービス	194	195	161
	基準緩和型訪問サービス	69	67	67
	基準緩和型通所サービス	119	111	86
計 (延べ事業所数)		505	496	446

6 介護保険サービスの利用状況

(1) サービス毎の利用者数等

① 介護保険サービス

区分	サービスの種類	令和5年3月審査分(2月利用分)		令和6年3月審査分(2月利用分)	
		件数(人数)	日数・回数	件数(人数)	日数・回数
在宅サービス	訪問介護	4,170	66,932	4,518	76,538
	訪問入浴介護	81	310	74	289
	訪問看護	2,725	15,356	3,055	16,549
	訪問リハビリテーション	144	770	166	892
	居宅療養管理指導	6,591	12,912	7,141	14,327
	通所介護	4,096	40,767	4,490	44,538
	通所リハビリテーション	1,562	11,797	1,555	11,845
	短期入所生活介護	1,218	18,792	1,150	18,161
	短期入所療養介護	21	206	10	113
	特定施設入居者生活介護	577	15,262	588	16,243
	福祉用具貸与	8,828		9,420	
	福祉用具購入	93		93	
	住宅改修	78		78	
居宅介護支援	居宅介護支援	12,692		13,200	

区 分	サービスの種類	令和5年3月審査分(2月利用分)		令和6年3月審査分(2月利用分)	
		件数(人数)	日数・回数	件数(人数)	日数・回数
地域密着型サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	685	18,358	649	18,081
	認知症対応型共同生活介護	984	26,605	1,604	45,720
	認知症対応型通所介護	128	1,310	125	1,308
	小規模多機能型居宅介護	505	10,407	885	19,737
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	32	672	32	733
	看護小規模多機能型居宅介護	198	4,692	241	5,561
	地域密着型通所介護	1,492	12,507	1,581	12,715
施設サービス	介護老人福祉施設	1,454	38,718	1,407	39,035
	介護老人保健施設	1,148	30,565	1,118	31,347
	介護療養型医療施設	0	0	0	0
	介護医療院	195	5,220	204	5,712

② 介護予防・日常生活支援総合事業サービス

介護予防・生活支援サービス事業	介護予防型訪問サービス	512	3,115	587	3,759
	介護予防型通所サービス	1,667	9,798	1,735	10,409
	基準緩和型訪問サービス	701	3,508	609	3,111
	基準緩和型通所サービス	2,094	11,023	2,199	11,885
	介護予防ケアマネジメント	2,962	—	2,969	—

(2) 介護保険給付費の状況

① 介護保険サービス

(単位：千円)

区 分	令和4年度	令和5年度
在宅サービス	17,655,072	18,598,155
地域密着型サービス	8,378,028	8,576,912
施設サービス	9,077,790	9,179,046
その他(高額サービス費、審査支払手数料等)	1,758,602	1,769,379
合 計	36,869,492	38,123,492

② 介護予防・日常生活支援総合事業サービス

(単位：千円)

区 分	令和4年度	令和5年度
介護予防型サービス(訪問・通所)	738,561	770,856
基準緩和型サービス(訪問・通所)	673,049	688,682
介護予防ケアマネジメント	164,669	165,771
その他(高額サービス費、審査支払手数料等)	9,460	9,169
合 計	1,585,739	1,634,478

7 介護保険料の状況

(1) 年度別保険料

(単位：円)

所得段階区分		令和6年度
①・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額※（課税年金収入額に係る所得を除く）の合計が80万円以下の方 ・生活保護を受給されている方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方		19,770
②世帯全員が市民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額※（課税年金収入額に係る所得を除く）の合計が80万円を超え120万円以下の方	31,632
③世帯全員が市民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額※（課税年金収入額に係る所得を除く）の合計が120万円を超える方	51,402
④世帯に市民税課税者がいて、本人は市民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額※（課税年金収入額に係る所得を除く）の合計が80万円以下の方	67,218
⑤世帯に市民税課税者がいて、本人は市民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額※（課税年金収入額に係る所得を除く）の合計が80万円を超える方	79,080
⑥本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が120万円未満の方	90,942
⑦本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が120万円以上210万円未満の方	98,850
⑧本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が210万円以上320万円未満の方	110,712
⑨本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が320万円以上500万円未満の方	118,620
⑩本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が500万円以上800万円未満の方	138,390
⑪本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が800万円以上1,000万円未満の方	158,160
⑫本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が1,000万円以上1,500万円未満の方	170,022
⑬本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が1,500万円以上の方	181,884

※ 土地建物等の譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額を用いる。

- ・ 年度の途中で65歳に達した方、転入された方など、上記と異なる金額となる場合がある。

(2) 所得段階別人数

(単位：人)

所得段階区分		令和4年度	令和5年度
①・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額※（課税年金収入額に係る所得を除く）の合計が80万円以下の方 ・生活保護を受給されている方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方		16,230	15,991
②世帯全員が市民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額※（課税年金収入額に係る所得を除く）の合計が80万円を超え120万円以下の方	11,445	11,616
③世帯全員が市民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額※（課税年金収入額に係る所得を除く）の合計が120万円を超える方	10,940	10,912
④世帯に市民税課税者がいて、本人は市民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額※（課税年金収入額に係る所得を除く）の合計が80万円以下の方	10,668	10,460
⑤世帯に市民税課税者がいて、本人は市民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額※（課税年金収入額に係る所得を除く）の合計が80万円を超える方	17,588	17,446
⑥本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が120万円未満の方	19,247	19,688
⑦本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が120万円以上210万円未満の方	17,682	17,736
⑧本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が210万円以上320万円未満の方	8,211	8,564
⑨本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が320万円以上500万円未満の方	4,688	4,904
⑩本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が500万円以上800万円未満の方	2,121	2,295
⑪本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が800万円以上1,000万円未満の方	715	708
⑫本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が1,000万円以上1,500万円未満の方	830	917
⑬本人が市民税課税	本人の合計所得金額※が1,500万円以上の方	1,112	1,174
計		121,477	122,411

8 在宅介護の推進

在宅サービス利用料助成事業

在宅での介護を支援するために、利用限度額を超えてサービスを利用したため介護保険の対象とならない費用の一部を助成する。

対象者 次の要件を全て満たす要介護3～5の認定を受けている方

- ①世帯全員が市民税非課税
- ②市民税課税者と同居していない
- ③ショートステイの利用日数が月の半数を超えていない
- ④介護保険料を滞納していない

助成額 利用限度額を超えて利用したサービスの費用の2分の1（上限額23,200円）

9 介護人材の確保・定着促進に向けた取り組み

介護人材の確保に向けたかなざわ介護ラボの実施や県外からのU J I ターン就労を推進するほか、介護職員の定着と資質向上を図るための研修・資格取得への支援等を実施。

区 分	内 容	備 考
かなざわ介護ラボ	市内介護事業所の若手職員が介護職の魅力をもPR	
U J I ターン介護職員就業支援	県外からの転居費用等に対し助成	助成額 20万円（上限）
介護職員地元就職支援	福祉人材養成校と介護事業者の就職情報交換会を開催	
潜在介護人材就業支援	介護職従事経験者の現場復帰を支援するため、介護技術リカレント講座を実施	
ケア・ワーカーカフェ	職場を越えた情報交換の場の提供や職場同士のネットワークの構築を支援	
ケア・メンター派遣	新規採用介護職員等に対しベテラン介護士による個別相談を実施	
介護職員キャリアアップ支援	研修や資格取得にかかる費用を支援	補助率 1/2（限度額 10万円）
電話相談	相談内容に応じ、情報の提供及び関係機関を紹介	月～金 9時～17時 （祝日・年末年始除く）
専門相談	相談内容に応じ、専門相談を実施	随時

10 住まいづくり助成制度

金沢市要介護高齢者等の生活自立のための住まいづくり助成制度（平成6.4発足）

- ① 目 的 居住している家屋を自立した日常生活を過ごせるように改造（浴室・トイレ等に手すり取付け等）する場合に、その資金を助成する。
介護保険制度における要介護・要支援認定者、身体障害者手帳1・2級所持者（下肢・体幹）、または重度身体障害者日常生活用具給付制度による住宅改修費の給付を受けることができる方を対象とする。
- ② 助成の内容
- | | |
|-------------------|----------------------|
| 生活保護世帯…………… | 限度額 1,000千円（助成率100%） |
| 市民税・所得税非課税世帯…………… | 限度額 700千円（助成率 90%） |
| 所得税額5万円以下の世帯…………… | 限度額 500千円（助成率 70%） |
- ※助成制度の対象となる工事は、原則介護保険での住宅改修と同じ。
※助成額は、介護保険や重度障害の住宅改修制度を利用できる場合、それら制度の給付額を控除した額。所得税額または市民税額の対象となる所得は、7月から12月受付分は前年分、1月から6月受付分は前々年分。

第9 障害福祉課

1 身体障害者手帳制度〔身体障害者福祉法第15条〕

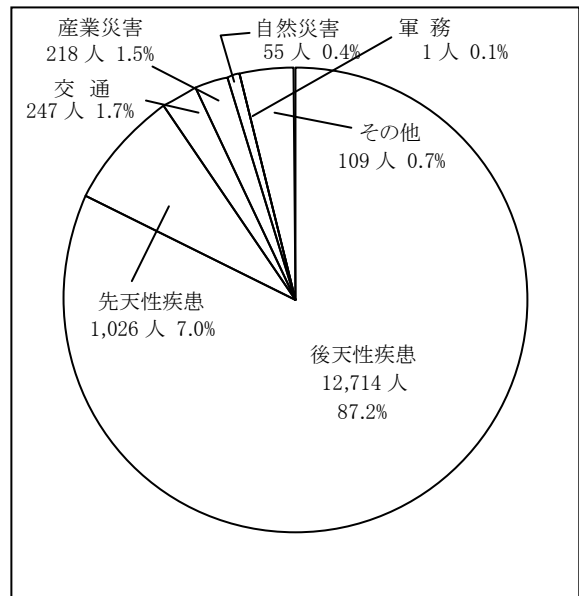
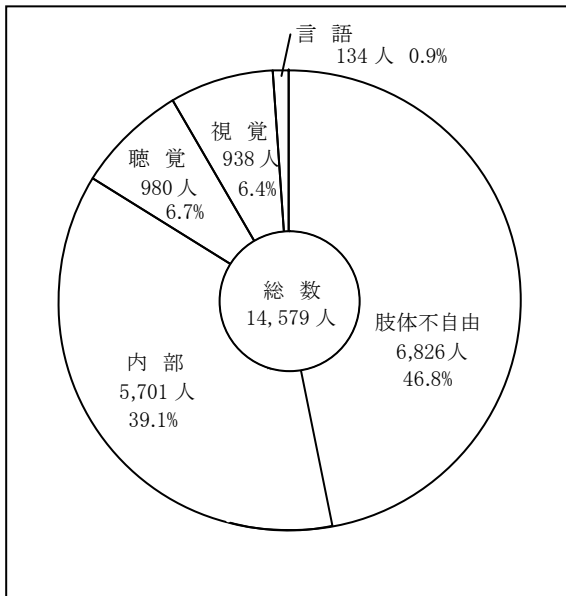
法律で定められた支援を受けたり、医療費助成等の各種制度を利用するために必要であり、身体障害者福祉法に定める程度の障害がある人に交付する。

(1) 身体障害者手帳所持者数

(令和6年4月1日現在)

部位	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
肢体不自由	1,664 人	1,450 人	1,433 人	1,579 人	440 人	260 人
聴覚障害	81	223	116	177	6	377
視覚障害	345	331	48	73	101	40
内部障害	3,114	108	1,497	982		
言語障害	5	7	52	70		
合計	5,209	2,119	3,146	2,881	547	677
%	35.7	14.5	21.6	19.8	3.8	4.6

(2) 部位別および原因別状況



(3) 各年度の交付者数

(令和6年4月1日現在)

年度	肢体不自由	聴覚	視覚	内部	言語	計
27	285	53	34	482	20	874
28	300	50	27	567	12	956
29	288	48	44	587	18	985
30	313	41	51	525	9	939
元	306	46	44	535	14	945
2	256	40	30	499	10	835
3	260	49	36	547	11	903
4	295	57	56	572	8	988
5	314	52	64	521	4	955

2 療育手帳（知的障害者）制度

知的障害のある人に対して、一貫した支援・相談を行うとともに、各種サービスを受けやすくするため、知的障害のある人に手帳を交付し、もって、知的障害のある人の福祉の増進に資することを目的とする。

(1) 療育手帳所持者数（令和6年4月1日現在）

年度	交 付 件 数		
	A	B	計
28	1,134	1,725	2,859
29	1,143	1,813	2,956
30	1,170	1,876	3,046
元	1,169	1,955	3,124
2	1,173	1,961	3,134
3	1,190	2,101	3,291
4	1,209	2,163	3,372
5	1,229	2,237	3,466

A…IQ35以下の人およびIQ50以下で身体障害者手帳1～3級合併障害のある人（重度）

B…A以外（その他）

3 精神障害者保健福祉手帳制度

社会復帰の促進と自立、また社会参加の促進を図るため、精神に障害のある人に手帳を交付する。

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数（令和6年4月1日現在）

年度	交 付 件 数			
	1級	2級	3級	計
28	261	2,873	374	3,508
29	271	3,099	383	3,753
30	284	3,384	376	4,044
元	304	3,825	399	4,528
2	280	3,805	380	4,465
3	294	4,099	431	4,824
4	305	4,301	459	5,065
5	297	4,632	491	5,420

4 障害者総合支援法の概要（平成25年4月1日施行）

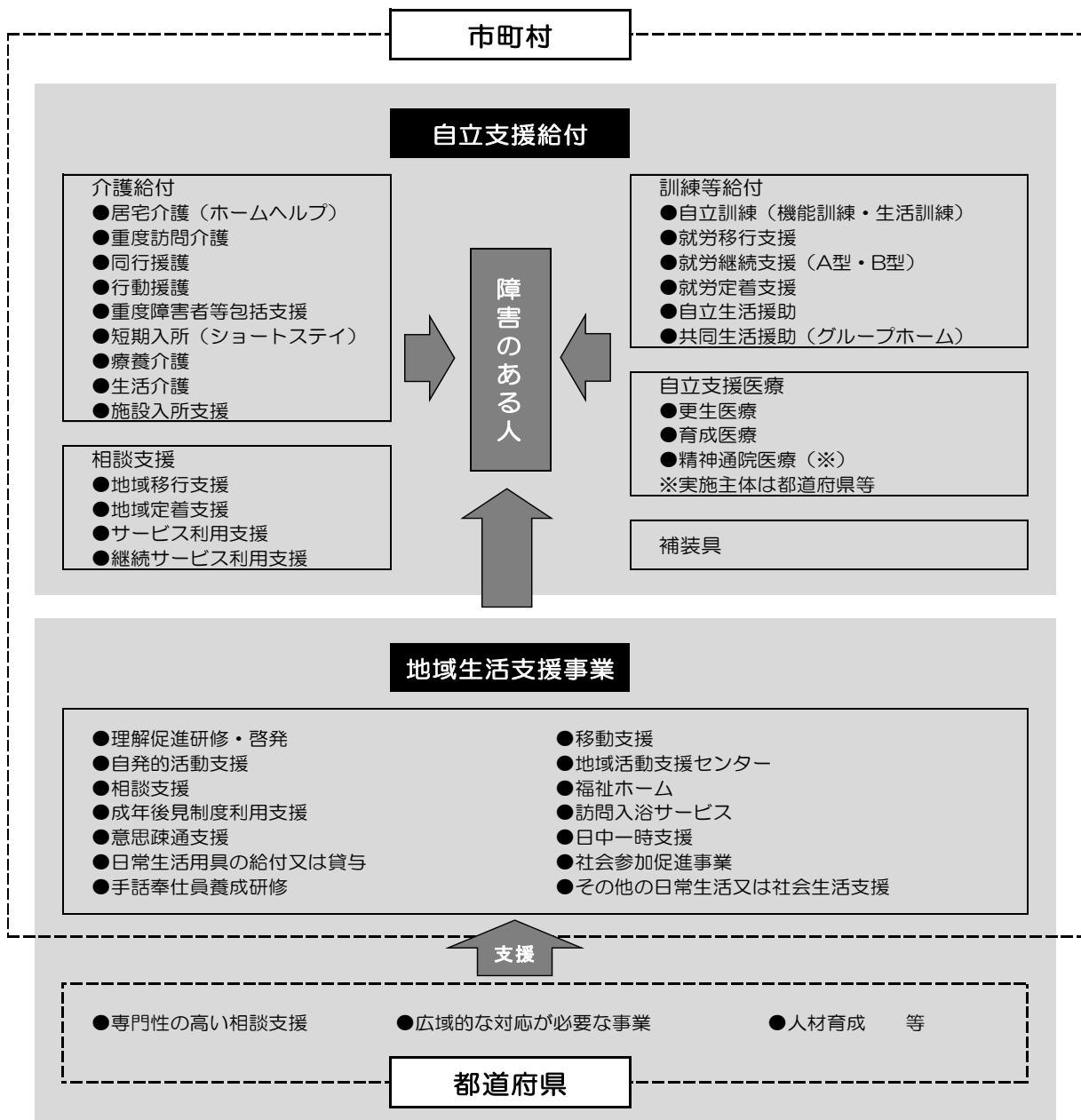
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害のある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が平成25年4月1日から施行され、障害のある人の範囲に難病患者等が加わった。

平成26年4月からは、「障害支援区分の創設」や「ケアホームのグループホームへの一元化」、「重度訪問介護の対象者拡大(知的、精神に障害のある人)」など障害福祉サービスの充実が図られ、平成30年4月からは、「就労定着支援」「自立生活援助」が創設された。

(1) 障害者総合支援法の全体像

さまざまなサービスを組み合わせて、障害のある人の地域での生活を支援する。

サービス名称	内 容
介 護 給 付	障害の特性等による標準的な支援の度合いが一定以上の人に、生活上または療養上必要な支援を行う。
訓 練 等 給 付	身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行う。
自 立 支 援 医 療	精神通院医療および更生・育成医療の3つの公費負担医療を一本化して実施。
補 装 具	補装具の購入や修理にかかる費用を支給する。
地 域 生 活 支 援 事 業	障害のある方が安心して地域で生活するための事業を行う。



(2) 利用者負担について

サービスを利用した場合の負担については、原則として世帯の負担能力に応じて1ヶ月の上限額が設定される。なお、サービス利用量が少なく、サービス費用の1割の額が設定される上限額より低い場合、1割負担となる。また、負担上限月額を算定する際は、「個人単位」を基本とし本人とその配偶者のみの所得で判断される。

◆ 通所施設・在宅サービス等軽減

区 分	負担上限月額
生 活 保 護	0 円
低 所 得	0 円
一 般 1	9,300 円 (市民税所得割16万円未満)
一 般 2	37,200 円 (市民税所得割16万円以上)
障害のある児童 のいる世帯	(一般1) 4,600 円 (市民税所得割28万円未満) (一般2) 37,200 円 (市民税所得割28万円以上)

◆ 高額障害福祉サービス等給付費

同一世帯の中で障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している方が介護保険のサービスを利用した場合、障害福祉サービスと補装具制度を利用した場合など、負担上限月額を超えた分が高額障害福祉サービス等給付費として支給される。

◆ 新高額障害福祉サービス等給付費

65歳に至るまで相当の長期間にわたり、障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢で障害のある方が、引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険のサービスを利用した場合に、所得の状況や障害の程度などの事情を勘案し、該当する介護保険サービスの利用者負担分が新高額障害福祉サービス等給付費として支給される。

◆ 補足給付 対象…負担上限月額の区分が、生活保護・低所得の方または20歳未満の方

入所施設利用の方の食費、光熱水費実費負担の軽減を行う。

◆ 補足給付 (家賃助成)

対象…グループホームの利用者で負担上限月額の区分が生活保護または低所得の世帯の方

家賃につき最高で1万円分を軽減する。

◆ 生活保護への移行防止策

自己負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合に、生活保護の対象とならない額まで負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げる。

(3) サービス利用の流れ

① サービス利用の相談

「どのようなサービスが利用できるのか」「費用はどうなるのか」などサービスについての各種相談をする。



② 支給申請

サービス利用を希望する方は、市の窓口で利用申請を行う。申請は本人のほか、家族などによる代理申請も可能。



③ 相談支援事業者との契約

支給決定に必要なサービス等利用計画案の作成のために、市の指定を受けた特定相談支援事業者と契約をする。



④ 認定調査

心身の状況に関する80項目の調査を受ける。



⑤ 障害支援区分の認定

障害支援区分が必要なサービスについては、認定調査による障害支援区分の一次判定を経て、障害支援区分認定審査会において医師意見書等を参考に二次判定を行い、最終的な障害支援区分を認定する。



⑥ サービス等利用計画案提出

特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を市に提出する。



⑦ 支給決定

市は、計画案の内容を勘案し、サービスの種類と支給量を決定する。



⑧ 受給証の交付

支給決定を受けると、「支援の種類」「支給期間」「負担上限月額」などが記載された受給者証が交付される。



⑨ 事業者との契約

サービスの提供

支給決定を受けた方は、決定された支給量の範囲内で事業者と契約し、サービスの提供を受ける。



⑩ 利用者負担の支払い

利用者は負担上限月額の範囲内でサービス費用の1割を事業者に支払う。食費などの実費負担が必要なサービスの場合、その額を支払う。

(4) 障害福祉サービス等受給者証所持者数

(令和6年4月1日現在)

種別		交付者数
障害のある人 (18歳以上)		4,160人
障害のある児童 (18歳未満)		1,291人
合計		5,451人

(5) 障害福祉サービス毎の利用者数等

(単位：人)

区 分		種 類	令和6年3月利用者数
自立 支援 給付	介護給付	居宅介護等	704
		同行援護	41
		行動援護	44
		短期入所	242
		療養介護	94
		生活介護	1,056
		施設入所支援	449
	訓練等給付	共同生活援助	633
		自立訓練	108
		就労移行支援	131
		就労継続支援	1,687
		就労定着支援	48
		自立生活援助	0
	地域相談支援	地域移行支援	6
		地域定着支援	36
計画相談支援			1,150
合 計			6,429

(6) 障害福祉サービス費支給状況

(単位：円)

区 分		令和5年度
介護給付		5,304,569,828
	居宅介護（重度訪問介護含む）	1,171,613,217
	同行援護	25,024,293
	行動援護	45,914,624
	短期入所	140,470,050
	療養介護（医療費含む）	396,912,170
	生活介護	2,764,260,572
	施設入所支援サービス	760,374,902
訓練等給付		4,369,216,967
	共同生活援助（グループホーム）	1,142,725,335
	自立訓練	222,626,518
	就労移行支援	258,359,297
	就労継続支援	2,723,545,118
	就労定着支援	11,949,420
	自立生活援助	11,279
合 計		9,673,786,795

- (7) 身体障害児（者）補装具給付（修理）事業（昭和25. 発足）〔身体障害者福祉法第20条〕
 （平成8. 発足）〔児童福祉法第21条の6〕
 （平成18. 移行）〔障害者自立支援法第76条〕

障害のため失われた部位や欠陥を補うための用具（補装具）の交付、貸与および修理を行う。

① 補装具の種類

- 視覚に障害のある人……盲人安全つえ、義眼、眼鏡
- 聴覚に障害のある人……補聴器
- 肢体不自由者……義手、義足、装具、車いす、電動車いすほか

- ② 耐用年数の定めがあり、一度交付を受けたものは原則耐用年数を過ぎるまで修理はできても交付はできない。また、自己負担は、補装具の価格の原則1割。（所得制限あり）

(8) 障害児入所・通所給付（平成18.10 開始、平成24. 4 改正）

平成24年4月に児童福祉法上の通所支援と障害者自立支援法の児童デイサービスが一元化され、障害児入所給付、障害児通所給付に改正。障害種別ごとに分かれた施設体系が入所・通所による支援として一元化された。

区 分	令和6年3月利用分
	利用者数
障 害 児 入 所 給 付	33人
障 害 児 通 所 給 付	1,160人

5 地域生活支援事業について（平成18.10 開始）〔障害者総合支援法第77条〕

障害のある人の地域生活を支援するための障害者自立支援法の全面施行に伴い、新たな事業または従来から実施してきた事業が「地域生活支援事業」に再編され、平成18年10月から開始。障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として実施。

(1) 相談支援事業〔障害者総合支援法第77条第1項第3号〕

障害のある人、その保護者及び介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行う。

① 障害者相談員設置事業（昭和42. 発足）

身体・知的・精神に障害のある人の福祉の増進を図るため、障害のある人等の相談に応じ、必要な指導・援助を行う相談員を設置する。

- 身体障害者相談員 28名
- 知的障害者相談員 10名
- 精神障害者相談員 9名

② 聴覚障害者相談事業（昭和58. 発足）

聴覚に障害のある人の各種相談に応じ、適切な助言・指導を行うことにより、障害のある人の日常生活の安定を図る。

- 対 象 者 市内に在住する聴覚に障害のある人やその家族
- 実 施 場 所 金沢市聴力障害者福祉協会事務所内

③ 各種相談支援事業

身体、知的、精神に障害のある人の各種相談に応じ、日常生活の安定を図る。

委託先 オープンセサミ城南、石川療育センター

(2) 意思疎通支援事業〔障害者総合支援法第77条第1項第6号〕

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記等を行う者の派遣などを行う。

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚に障害のある人の社会生活の向上をはかるため、手話通訳者、要約筆記者を派遣する。

委託者 金沢市聴力障害者福祉協会

実績

年間介護人(手話通訳)派遣人数(昭和50.発足)

年度	人数
29	1,307 人
30	1,194
元	1,252
2	1,440
3	1,611
4	1,680
5	1,576

年間介護人(要約筆記)派遣人数(平5.発足)

年度	手書き	パソコン
29	63	121 人
30	63	101
元	105	72
2	24	12
3	23	32
4	86	32
5	51	52

(3) 日常生活用具給付等事業〔障害者総合支援法第77条第1項第6号〕

重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付または貸与を行う。

① 日常生活用具給付等事業(昭和44.発足・市単分昭和58.発足)

i) 給付

在宅の重度の障害のある人に対し、日常生活を容易にするため、ストマ用装具、便器、特殊寝台、エアーマット、緊急通報装置等の日常生活用具の給付を行う。

ii) 修理

日常生活用具等の修理費を助成し、有効利用を図る。修理費の限度額は給付額の1/2以内とする。

iii) 貸与

難聴者または外出が困難な在宅の重度の障害のある人に対し、福祉電話を貸与することによりコミュニケーションおよび緊急連絡の手段を確保するもので、その設置費を負担する。

種目	令和5年度末の設置台数
福祉電話	11 台

(4) 移動支援事業〔障害者総合支援法第77条第1項第8号〕

① 障害者等移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、ガイドヘルパーの派遣を行う「障害者等移動支援事業」等を実施し、外出のための支援を行う。

② 障害者福祉バス運行事業（昭和57.発足）

障害のある人の社会参加促進および障害のある人を構成員とする団体等の活動の育成を図るため、リフト付マイクロバスを運行する。

利用できる日 原則として毎日運行（ただし、年末年始等は運休する。）

その他 利用できるのは概ね15人以上の団体

利用定員は23人（うち普通席（補助席6含む）21人、車椅子固定席2人）

運行は北陸3県で日帰りできる範囲

③ 重症心身障害児・者移動支援事業（平成27.発足、令和4.改正）

重症心身障害のある人が外出する際に看護職員等を派遣するとともに、ひとり親家庭や複数の障害者のいる家庭等、特別の事情があると認められる家庭については通学支援を適用する等、支援を強化する。

(5) 地域活動支援センター事業〔障害者総合支援法第77条第1項第9号〕

障害のある人が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る。

(6) 成年後見制度利用支援事業〔障害者総合支援法第77条第1項第4号〕

知的障害のある人、精神に障害のある人で親族のいない人に対し、成年後見制度の利用を支援する。

(7) 地域生活支援拠点推進事業〔障害者総合支援法第77条第3項〕

親なき後を見据え、要支援者の把握・相談と緊急時の受入れ・対応及び自立に向けた体験の機会・場の提供等を担う地域生活支援拠点の整備を推進する。

(8) 障害者居宅サービス〔障害者総合支援法第77条第3項〕

① 福祉ホーム事業

地域で自立した生活を希望する障害のある人が安心して生活できる居所の確保を図る。

i) 名称 福祉ホーム「あおぞら」 定員 5名

ii) 名称 福祉ホーム「たんぼぼ」 定員 10名

② 障害者等日中一時支援事業

身体に障害のある人、知的障害のある人、精神に障害のある人及び障害のある児童を対象に日中の一時預かりを実施する。

(9) 生活支援・社会参加促進事業〔障害者総合支援法第77条第3項〕

① 障害者交流活動推進

障害のある人々がお互いに交流を図り、また広く市民との交流を図るとともに、市民の障害

のある人々に対する理解をより一層深めることを目的とする。

i) 障害のあるひとの作品展 (昭和62. 発足)

障害のある人の製作した作品を展示し、広く市民に紹介することにより障害のある人への理解を深めてもらう。

開催日程 福祉のつどい金沢と合同で開催

ii) 障害者ふれあいコンサート (平成2. 発足)

障害のある人と市民との交流の場をより一層広めるため、地元障害者団体の演奏・合唱を予定している。

開催日程 福祉のつどい金沢と合同で開催

iii) ほほえみスポーツフェスタ金沢 (平成4. 発足)

障害のある人と市民との交流を図るとともに、市民の障害のある人に対する理解を一層深めることを目的とし、レクリエーション、軽スポーツ等を行う。

開催日程 11月30日(土) 開催場所 金沢市総合体育館

iv) ふれあい運動会 (昭和62. 発足)

知的障害のある人や児童とその家族、金沢中央ライオンズクラブ会員、教師、施設職員等が参加し、軽スポーツやレクリエーションを行う。

開催日程 10月26日(土) 開催場所 金沢市鳴和台市民体育会館

② 障害者生活訓練事業

障害部位ごとに日常生活において必要とされる訓練を行うことで、自立と社会参加を促進し、生きがいのある社会生活を営めるよう支援する。

i) 視覚障害者歩行訓練士派遣事業 (平成11. 発足)

委託先 (社福) 石川県視覚障害者協会

ii) 盲ろう者等生活訓練事業 (平成13. 発足)

委託先 石川盲ろう者友の会

iii) 重度視覚障害者生活訓練事業 (平成14. 発足)

委託先 金沢市視覚障害者協会

iv) 聴覚障害者生活訓練事業 (平成14. 発足) ※中途失聴者生活訓練事業を含む

委託先 金沢市聴力障害者福祉協会

v) 精神障害者社会参加活動促進事業 (令和4. 発足)

委託先 金沢市精神障害者家族連合会

③ 手話通訳者等養成講座開催事業

i) 手話奉仕員養成 (昭和58. 発足)

聴覚に障害のある人等の福祉に理解と熱意を有する方に、手話等の指導を行うことにより手話通訳者を養成し、聴覚に障害のある人等の福祉の増進を図る。

対象者 市内に居住、勤務または通学する18歳以上の方(但し、高校生は不可)

場所 金沢市松ヶ枝福祉館

委託先 金沢市聴力障害者福祉協会

ii) 要約筆記奉仕員養成(手書き 平成5. 発足、パソコン基礎 平成17. 発足)

聴覚に障害のある人等の福祉に理解と熱意を有する方に対し、要約等の指導を行うことに

より、要約筆記者を養成し、聴覚に障害のある人等の福祉の増進を図る。

対 象 者 市内に居住、勤務または通学する18歳以上の方（但し、高校生は不可）
場 所 金沢市松ヶ枝福祉館
委 託 先 金沢市聴力障害者福祉協会

iii) 要約筆記指導者養成（パソコン・手書き 平成4. 発足）

聴覚に障害のある人等の福祉に理解と熱意を有する方に、要約筆記指導者としての技術を習得させ、講師等としての派遣を行うことにより、聴覚に障害のある人の福祉の増進を図る。

対 象 者 要約筆記の技術・知識に堪能で指導者を希望する方
場 所 金沢市松ヶ枝福祉館 委 託 先 金沢市聴力障害者福祉協会

④ 重度障害者スポーツ教室開催事業（平成9. 発足）

身体に障害のある人のスポーツ振興と積極的参加を図る。

カローリング（年5回）・ボッチャ（年5回）・サウンドテーブルテニス（年9回）
場所： 駅西むつみ体育館

委 託 先 金沢市身体障害者団体連合会

⑤ 身体障害者自動車改造助成事業（昭和55. 発足）

身体に障害のある人が、就労等に伴い自ら所有・運転する自動車の操向装置及び駆動装置等を改造する必要がある場合に、その経費の一部を助成することで社会参加の促進を図る。

対 象 者 本市に居住する次の表に定める身体障害者であり、特別障害者手当の所得制限の限度額を超えない方

改造の区分	対象となる障害のある方
操向装置及び駆動装置等の一部の改造	身体障害者手帳の交付を受けている上肢、下肢、又は体幹機能に障害のある方で、その障害程度が3級以上の方（4級～6級までの方で運転免許に自動車の運転について必要な条件が付されており、当該条件を満たすための改造を行う方を含む。）
車椅子収納装置の設置	身体障害者手帳の交付を受けている上肢、下肢、又は体幹機能に障害のある方で、その障害程度が3級以上の方

助成限度額 100,000円

⑥ 障害者自動車運転免許取得費助成事業（平成10. 発足）

障害のある人が、就労等に伴い自動車運転免許を取得する際に、取得に要する経費の一部を助成することにより、社会参加の促進を図る。

対 象 者 本市に居住する障害のある人で免許取得により就労が見込まれる等、社会参加の促進に効果があると認められる方で、特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方（下肢障害、体幹障害の方は1～3級、その他の障害で1級及び2級の方は所得制限なし。）

ただし、過去において本事業の助成を受けていない方
免許取得後6ヵ月以内に申請

助成限度額 取得費の2/3以内(限度額100,000円)

⑦ 代読代筆従事者養成研修開催事業（平成30. 発足）

視覚に障害のある方の情報確保を支援するため、代読代筆従事者の養成研修を実施する。

委 託 先 金沢市視覚障害者協会

(10) 地域生活支援サービス利用者負担特別緩和事業（平成18. 10 発足）

障害のある人が、地域で安心して暮らすことができるよう移動支援事業等1割負担を伴う利用者負担を緩和する。

対 象 者 重度障害の方及び市民税非課税世帯の方 全額免除
その他の方 負担上限月額を自立支援給付と同額又は1/2に軽減

(11) 医療的ケア児等総合支援事業

① 医療的ケア児支援拡充事業（令和4. 発足）

医療的ケア児や家族の相談に応じ、必要な支援のために関係機関を調整するコーディネーターを家庭や学校等に派遣するなど、医療的ケア児の包括的な支援を図る。

② 医療的ケア児移動介護支援事業（令和2. 発足）

医療的ケア児が外出する際に看護職員を派遣し、医療的ケアを伴う移動介護を実施するとともに、ひとり親家庭や複数の障害者のいる家庭等、特別の事情があると認められる家庭については通学支援を適用する等、支援を強化する。

(12) 地域障害児支援体制強化事業（令和6. 発足）

地域全体で障害のある児童の支援の底上げ、支援体制の強化を図り、インクルージョンを推進するため、地域に児童発達支援センターを中核とする体制を構築して、強化する。

(13) 地域生活支援サービス毎の利用者数等

種 類	令和6年3月利用分
	支給決定人数
移 動 支 援	572人
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	157人
日 中 一 時 支 援	150人
合 計	879人

6 重度障害者施策

(1) 特別障害者手当（昭和61. 発足）〔特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の2〕

在宅（入院3ヶ月を越えた場合は除く）の重度の障害のある人に対する所得保障の一環として、障害のある方の自立生活の基盤を確立するため、その重度の障害ゆえに生ずる特別な負担の一助として手当を支給する。

対象者は20歳以上でおおむね重複の障害のある人。特別児童扶養手当等の支給に関する法律施

行令に制定された障害程度に該当することが要件となっている。

支給額 月額 28,840円
受給者数 387人（令和6年4月1日現在）

(2) 障害児福祉手当（昭和61.発足）〔特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条〕

在宅の重度の障害のある児童に対する福祉の措置の一環として、その重度の障害ゆえに生ずる特別な負担の一助として手当を支給する。

対象は20歳未満で身障手帳1級または2級（一部）所持者、療育手帳（Aの一部）所持者、またはこれらに準ずる者であって、いずれも特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に制定された障害程度に該当することが要件となっている。

支給額 月額 15,690円
受給者数 176人（令和6年4月1日現在）

(3) 特別児童扶養手当（昭和39.発足）〔特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条〕

精神または身体に障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とするかあるいは一人で生活できない状態にある20歳未満の児童を養育している方に手当を支給する。

対象は在宅の20歳未満の児童で、おおよその目安として身体障害者手帳1～3級、4級の一部または療育手帳A、Bの一部の方。

支給額 1級 月額 55,350円 2級 月額 36,860円
受給者数 735人（令和6年4月1日現在）

(4) 緊急通報装置設置事業（平成5.発足）

在宅の重度の障害のある人を抱える要援護世帯に緊急通報装置（ペンダント式）を設置し、世帯の不安等を解消する。（65歳未満の健常者を含む世帯は除く。）

(5) 難聴児補聴器購入費助成事業（平成25.発足）

身体障害者手帳の取得要件に満たない中軽度難聴児に対して言語取得及び教育上の必要性から補聴器の購入費の一部を助成。

対象者 下記の①から⑤のすべてに該当する方

- ① 金沢市内に在住している18歳未満の方
- ② 両耳の聴力が原則として30dB以上70dB未満で身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ③ 補聴器の装用により言語取得等一定以上の効果が期待できると医師が判断する方
- ④ 世帯の市民税所得割額が46万円未満の方
※ 世帯：保護者及びその他の世帯構成員
- ⑤ 市税を完納している方

(6) **ねたきり重度障害者紙おむつ支給事業（昭和57. 発足）**

在宅の寝たきりで重度の障害のある人に対し、紙おむつを支給することにより衛生を保つとともに、介護にあたる家族の経済的負担の軽減を図る。（ただし、所得制限あり。）

給付枚数 1日当り パンツ型 1～2枚、尿とりパット 2～4枚
平 型 3～5枚

(7) **ねたきり重度障害者寝具乾燥消毒事業（昭和61. 発足）**

日頃使用している寝具の洗濯ならびに乾燥加工を行うことにより、清潔な環境を保ち快適な療養生活を送ってもらうことを目的とする。

対象者 日常生活において常時介護を要する在宅の寝たきりで身体に重度の障害のある人（下肢、または体幹1・2級）で65歳未満の方
対象寝具 掛布団・敷布団・毛布、ベッドパット
実施方法 乾燥消毒（汚れ落としを含む） 年9回
水 洗 い 年3回

(8) **ねたきり重度障害者理髪サービス事業（平成5. 発足）**

在宅の寝たきりで重度の障害のある人に対し、保健衛生の向上や気分転換の促進を図るため、理（美）容業者による出張理髪サービスを提供する。

対象者 65歳未満の在宅寝たきりで重度の障害のある人（下肢か体幹の障害1・2級）
利用回数 年2回（自己負担なし）

(9) **外国人障害者福祉手当（平成8. 発足）**

国民年金制度の改正（昭和57年1月1日）前に20歳に達していた在日外国人障害者で、障害基礎年金等を受給できない方に手当を支給し福祉の増進を図る。

対象者要件

- 昭和37年1月1日以前に出生している方
- 昭和57年1月1日以前に身体障害者手帳1、2級または療育手帳Aを所持している方
- 昭和57年1月1日以前に外国人登録をし、申請日現在市内に引き続き1年以上外国人登録または住民登録がある方

（ただし、すべての要件を備え、公的年金を受けていない方）

支給金額 月額 20,000円（年3回払い）
所得制限 障害基礎年金の所得制限と同じ

(10) **障害児通園施設「ひまわり教室」運営事業委託（昭和53. 発足）**〔金沢市障害児通園施設条例〕

身体に障害のある児童又は知的障害のある児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応の訓練を行い、その育成を助長するために開設。

所在地 金沢市十一屋町4番34号
定 員 20名 社会福祉法人むつみ会に業務委託（指定管理）

通園児数年次推移（令和6年3月31日現在）

年 度	市 内	市 外	計
29	28	15	43
30	24	13	37
元	25	15	40
2	25	13	38
3	24	13	37
4	29	10	39
5	34	16	50

7 社会参加・健全育成施策

(1) 障害者施設通所運賃助成（昭和52. 発足）

障害者施設へ通所している者に対し、通所に要する運賃の一部を助成する。

対 象 施 設 就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所、地域活動支援センター
 ※ ただし、平成18年9月30日時点で「小規模作業所」及び「小規模通所授産施設」として運営していたものに限る。

(2) 福祉タクシー利用助成事業（昭和54. 発足）

バス等を利用することが困難な重度の障害のある人に外出の機会を提供し、社会参加を促進するために、福祉タクシー利用料金の一部を助成するもの。

対 象 者 下肢障害の1・2級の方、体幹、視覚障害の1～3級の方、内部障害1級の方、療育手帳Aの方、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方。ただし、施設入所中の方、市民税所得割が16万円以上課税されている方および自ら自動車を運転する方は除く。

※ 平成22年度より肝臓機能障害1級を対象に加える。

助 成 方 法 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は36枚綴り、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は24枚綴りのチケットを1人あたり年間1冊交付。
 普通車の初乗り運賃相当額を助成。

※ 年度の途中で初めて申請される場合は、月割した枚数を交付。

(3) 身体障害者介助用自動車改造助成事業（平成9. 発足）

車椅子を使用する障害のある人の外出を容易にするための自動車改造に要する経費を助成することにより、障害のある人の社会参加促進と介助者の負担軽減を図る。

対 象 者 車椅子使用の障害のある方のために自動車改造の必要があり、特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方

障害のある方 身体障害者手帳を所持する方

在宅で生活しており、車椅子を使用しないと移動が困難な方

助成対象となる改造

車椅子に乗って安全に乗降でき、かつ、車椅子を固定できる設備の改造また

は回転シートを設ける改造。同様の設備が設けられている自動車の購入も助成対象とする。

助 成 額 改造に要する経費の1/2。ただし次の表の額を限度とする。

事 業 の 区 分			限 度 額
回転シート付き車両への改造又は当該車両の購入	電動装置がない回転シート	前部座席が回転するもの	62,000円
		後部座席が回転するもの	100,000円
	電動装置がある回転シート（上下作動装置付）		250,000円
リフト付き車両への改造又は当該車両の購入			300,000円
超低床車両への改造又は当該車両の購入			300,000円

(4) 金沢メルシーキャブサービス事業（平成9.発足）

車いすを利用している市民の外出および社会参加を支援し、市民相互の連帯と共感に基づく市民参加による福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

場 所 金沢市松ヶ枝福祉館
 車 両 台 数 3台
 利 用 対 象 日常的な車いす使用者で移送サービスが必要と考えられる方
 運 用 範 囲 金沢市内、津幡町、内灘町、野々市市、白山市の一部（旧松任市、旧鶴来町の区域）及び小松空港（小松空港からの乗車は不可）
 運 行 時 間 午前8時～午後9時（年末年始のぞく）

(5) 心身障害者社会参加促進事業（昭和56.発足）

在宅の心身に障害のある人に対して適切な指導のもとに軽作業になじむ機会を提供し、働くことによる生きがいと社会への順応性を促進させる。

実 施 場 所 市役所各課
 内 容 納入通知書の封筒づめ等

(6) 重度身体障害者医療補助具支給事業（平成8.発足）

重度の身体障害のある人に対し医療補助具（集尿袋、紙オムツ、オムツカップ等）を給付することにより日常生活の便宜を図り在宅福祉の増進を図る。

委 託 先 石川県脊髄損傷者協会金沢支部

(7) 心身障害児水泳療育訓練事業（昭和53.発足）

水泳を通じて、機能回復を図るとともに心理的効果と障害の軽減、情緒の安定を図る。

対 象 者 18歳未満の肢体不自由児、知的障害のある児童
 実 施 場 所 市営西部市民体育会館プール
 委 託 先 石川県肢体不自由児協会（肢体不自由児）
 金沢手をつなぐ親の会（知的障害のある児童）

(8) 障害者温泉療養事業（平成15. 発足）

障害のある人の温泉療養に対して助成を行うことにより、障害のある人の身体的・精神的健康の増進と社会参加の促進を図る。

対 象 者 身体に障害のある人、知的障害のある人、精神に障害のある人および介護者
(重度)

利 用 場 所 県内22施設

助 成 額 1,000円（1回あたり）

(9) ダウン症児親子水泳教室開催事業（平成30. 発足）

障害のある方に対する水泳教室の指導者及びボランティアの育成、さらに障害のある児童の身体機能の回復及び情緒安定を目的として、主にダウン症児童を対象とした水泳教室を開催。

対 象 主にダウン症の児童（3歳～小学生）

実 施 場 所 鳴和台市民体育館プール

委 託 先 福祉水泳きらり☆

(10) 障害者グループ活動育成事業（平成2. 発足）

障害のある人の社会参加を促進し、その福祉の向上を図るため、障害者の文化・芸術・スポーツ等のグループ活動を行っている団体に対し、その活動費の一部を助成する。

対 象 市内の障害者グループで、文化・スポーツ活動を行う10名以上のグループ

助 成 額 1グループ事業費の1/2（限度額9万円）、5年間を限度

(11) 障害者録音図書貸出事業（平成元. 発足）

石川県視覚障害者情報文化センター内に録音図書のコーナーを設け、読書が困難な視覚に障害のある人への情報提供と教養文化活動の促進を図る。

貸 出 図 書 録音図書（雑誌及び一般図書）

貸 出 形 体 カセット及びCD版（CD版は専用機が必要）

貸 出 期 間 雑誌1週間、図書2週間（金沢市視覚障害者協会へ申込みが必要）

8 その他の施策

(1) 視覚障害者ワードプロセッサ共同利用（平成3. 発足）

視覚に障害のある人も文章（点字も可）作成できるワードプロセッサ1台を設置し、在宅の視覚に障害のある方の日常生活の便宜を図る。

設 置 場 所 金沢市芳斉1丁目15-26 金沢市視覚障害者協会

(2) 障害者就労支援援護事業（昭和49. 発足）〔金沢市援護規則第3条〕

職業訓練施設（特別支援学校を含む。）を修了して新たに就労する心身に障害のある人に就職支度経費の一部を支給し、その自立の助長を図る。

支 給 額 20,000円

(3) 心身障害者扶養共済制度（昭和45. 発足）〔石川県心身障害者扶養共済制度条例〕

心身に障害のある人の保護者が、月々掛金をして保護者に万一の事があった場合に心身に障害のある方に終身年金を支給し、その生活の安定と福祉の向上を図る。

(4) 心身障害者扶養共済制度加入助成事業（昭和45. 発足）〔金沢市援護規則第3条〕

扶養共済制度に加入している心身に障害のある人の保護者に対し、2口目の掛金の一部を助成し掛金の負担の軽減を図る。

(5) 聴覚障害者窓口相談業務事業（平成2. 発足）

聴覚に障害のある人の行政に関する相談の処理および窓口サービス確保のため、手話通訳のできる嘱託相談員を配置し、聴覚に障害のある人の福祉向上を図る。

相談時間 午前9時～午後4時まで
窓 口 金沢市役所 福祉と健康の総合窓口

(6) 障害者継続雇用奨励金交付事業（昭和50. 発足）

公共職業安定所を通じて就労している障害のある人を、国の助成金の支給期間が満了となった後も引き続いて、雇用している事業主に対し継続雇用奨励金を支給し、障害のある方の自立を助長し、その福祉の増進を図ることを目的とする。

交付対象期間 2年間（国の特定求職者雇用開発助成金支給期間満了後）
交付月額 国の助成金支給期間に応じて、24,000円（重度）または22,000円（軽度）
を限度として支給（2年目は限度額半額）

(7) 障害者高齢者体育館「駅西むつみ体育館」〔金沢市障害者高齢者体育館条例〕

障害のある人および高齢者がスポーツ、レクリエーション等を通じて健康の保持・増進を図れるよう、気軽に安心して利用できる施設として建設された。

開館年月日 昭和57年6月27日
所在地 金沢市駅西本町2丁目3-27（電話221-9065）
建物 鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造平屋建
面積 敷地 2,958㎡ 延床 1,824㎡
体育室、多目的室、機能回復訓練室、ボウリング室、事務室
駐車場 駐車台数 約35台
開館時間 午前10時～午後9時
（日曜日・祝日は午前9時～午後7時）
休館日 毎週水曜日（休日に当たる日を除く）、休日の翌日、年末年始

第10 福祉指導監査課

1 社会福祉法人に対する指導監査

社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知などに定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る。

(1) 指導監査の内容

- ①役員等の選任手続きの状況、理事会、評議員会の運営状況
- ②定款及び各種規程の整備状況
- ③事業の執行状況（公益事業、収益事業を含む。以下同じ）
- ④資産管理状況
- ⑤業務及び財務に関する情報公開の状況
- ⑥会計管理体制及び契約手続きの状況

(2) 指導監査の類型

①一般指導監査

原則として、3年に1回実施する。新設の法人に対しては、設立年度又は次年度に、速やかに実施する。ただし、法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度、法人から提出される報告書類の内容から、当該法人の運営状況に問題があると認められる場合は、必要に応じて随時実施する。

②特別指導監査

運営等に重大な問題を有する法人を対象として随時実施する。

(3) 令和5年度実施状況

- ①一般指導監査 41法人
- ②特別指導監査 なし

(4) 令和6年度一般指導監査実施予定・・・ 36法人

2 社会福祉施設等に対する指導監査

適正な施設等の運営を確保する見地から、利用者の処遇面、経営面、施設設備等、事業運営の全般にわたる指導監査を実施する。

(1) 指導監査の内容

- ①利用者（入所者）の処遇状況
- ②施設等の運営管理体制
- ③必要な職員の確保と処遇の充実
- ④その他運営の状況一般（防災対策、秘密保持、事故発生時の対応等）

(2) 指導監査の類型

①一般指導監査

- a 児童福祉施設 毎年度実施
- b その他の社会福祉施設 原則3年に1回
- c 放課後児童クラブ 原則3年に1回
- d 新設の施設等 開設年度又は次年度に速やかに実施

②特別指導監査

不正又は著しい不当、運営等に関する基準違反等の重大な問題を有する施設等を対象に随時実施する。

(3) 令和5年度実施状況

- ①一般指導監査 184施設等
- ②特別指導監査 なし

(4) 令和6年度一般指導監査実施予定・・・199施設等

3 介護保険施設等の指導監督

介護保険施設等に対し、介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、指導又は、監査を実施する。また、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保等のため、業務管理体制の整備や運用状況を確認するための検査を実施する。

(1) 指導及び監査の形態、方法等

①集団指導

サービス事業者等を一定の場所に集めて、講習等の方法により行う。

②運営指導

- ・指導対象となるサービス事業者等の事業所において原則実地で行う。
- ・関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式で行う。
- ・新規指定時及び以下の周期により実施する。

施設（系）サービス、居住系サービス 原則3年に1回

その他サービス 原則6年に1回

新設の介護保険施設等 指定後6か月から1年以内に1回

③監査

通報・苦情・相談等により、サービスの内容又は介護報酬の請求について、不正又は著しく不当な事実が疑われる場合に実施する。

(2) 業務管理体制の整備状況の確認検査の方法等

①一般検査

法令遵守責任者の選任状況等について、概ね6年に1回、定期的に確認する。

②特別検査

指定取消等の処分に相当する事案が発生した場合、事業者の組織的関与の有無を検証するために実施する。

(3) 令和5年度実施状況

- ①集団指導 1,683事業所(予防サービス含む)、動画配信とHPに資料を掲載
- ②運営指導 168事業所
- ③監査 1事業所

(4) 令和6年度実施予定

- ①集団指導 秋以降に実施予定
- ②運営指導 270事業所

4 福祉事務所等に対する指導監査

社会福祉法や福祉関係法令の施行に関し、それぞれの法を所管する課（福祉事務所）の職員が行う社会福祉法人・施設等に対する指導監督業務の実施状況等を毎年度確認する。

第11 保 健 所

I 保 健 衛 生

1 食 生 活 改 善

地域住民の食生活改善を図ることを目的として、妊産婦、乳幼児、学童、青年、成人、高齢者、障害者等生涯を通じての健康づくりのため、食事や栄養に関する指導や相談に応じている。

さらに特定給食施設の栄養・調理担当者等に対して、適切な指導を行うことにより、利用者の健康増進に努めている。

(1) 一般栄養指導

区 分		総 数	妊産婦	乳幼児	親 子	学 童	青 年	成 人	高齢者
個別指導延人数		9,507	0	9,397	0	1	0	44	65
集 団 指 導	回 数	162	0	128	2	0	0	28	4
	延人数	4,544	0	3,189	29	0	0	1,121	205

(2) 国民健康・栄養調査

区 分	令 和 3 年	令 和 4 年	令 和 5 年
指定調査地区	新型コロナ感染症拡大に伴い中止	1 地区 11世帯 20人	1 地区 4 世帯 8 人

(3) 特定給食施設に対する指導

区 分	総 数	栄 養 士	調 理 師 等
個別指導延施設数	47		
集 団 指 導	実施回数	1	1
	延施設数	73	104

(4) 食生活改善推進員育成事業

区 分	推 進 員 養 成 講 座	推 進 員 による 地区 活動
回 数	1 回 (5日コース)	2,134
人 数	7 人	5,726

2 医療施設等

病院、診療所、助産所、施術所、歯科技工所、衛生検査所に関する許可、届出事務のほか、医療施設等の適正な管理を通じて安全な医療の提供を確保することを目的に病院、診療所及び衛生検査所等に、立入検査をおこなっている。

医療施設等の立入検査の状況

施設名	施設数	立入検査件数
病院	43	43
診療所（一般）	426（有床診療所26）	30
診療所（歯科）	226	7
助産所	23	0
衛生検査所	11	6
施術所（鍼灸、マッサージ）	302	4
施術所（柔道整復）	210	3
歯科技工所	77	0

3 感染症予防

海外や国内における感染症の発生動向等を把握し、感染症の発生及びまん延防止を図っている。

(1) 一類・二類・三類感染症発生状況

(単位：人)

分類	病名	令和4年	令和5年
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱	—	—
二類感染症	結核	59	49
	急性灰白髄炎	—	—
	ジフテリア	—	—
	重症急性呼吸器症候群（SARS）	—	—
	鳥インフルエンザ（H5N1）	—	—
三類感染症	コレラ	—	—
	細菌性赤痢	—	—
	腸管出血性大腸菌感染症	27	20
	腸チフス	—	—
	パラチフス	—	—

※新型コロナウイルス等感染症

(単位：人)

区分	発生状況
令和5年	3,729

※発生届出数を計上

(2) エイズ・性感染症相談、検査

区 分	相 談 件 数	H I V検査	クラミジア検査
令和5年度	597	416	404

4 結核対策

ア 概 要

結核の発生の予防と早期発見に努め、まん延防止を図っている。令和5年は、新登録者の7割が65歳以上の高齢者であることから高齢者対策が重要となっている。

イ 結核登録者の状況

区 分	年末時 現在 登録者数	新登録 患者数 ※含まず	罹 患 率 (人口10万対)	有 病 率 (人口10万対)	喀痰塗抹 陽性者数(人) (新登録者再掲)	喀痰塗抹陽性者 罹患率 (人口10万対)	潜在性結 核感染症 ※(別掲)
令和元年	78	36	7.8	5.2	13	2.8	17
令和2年	66	39	8.4	4.8	9	1.9	10
令和3年	68	37	8.0	4.5	12	2.6	21
令和4年	72	31	6.7	4.1	11	2.4	18
令和5年	67	20	4.4	3.9	6	1.3	13

5 狂犬病対策

犬の登録及び狂犬病予防注射を実施し、野犬の捕獲など犬による危害防止に努めている。また、飼育を希望する人に譲渡を行っている。

ア 登録頭数 17,955頭

イ 抑留犬数等

抑 留 犬 数				処 分 数			
捕 獲	負 傷	引き取り	計	返 還	譲 渡	処 分	計
6	0	2	8頭	5	1	2 ※	8頭

※：抑留後、自然死した数

Ⅱ 環境衛生

1 環境衛生業務

理・美容所、クリーニング所などの環境衛生関係施設の許可・確認、届出事務のほか、監視指導を行っている。

ア 環境衛生関係営業施設と監視指導状況

施設の 種類 区分	総 数	理 容 所	美 容 所	ク リ ー ン グ 所	興 行 場	旅 館 業	公 衆 浴 場	特 定 建 築 物	遊 泳 プ ール	飲料水施設		温 泉 利 用 施 設	動 物 飼 養	収 容 施 設 等	動 物 取 扱 業
										簡 易 専 用 水 道	専 用 水 道				
施 設 数	3,453	438	1,112	228	16	458	79	280	19	572	57	59	25	110	
監 視 指 導 延 件 数	792	9	69	4	0	440	69	1	10	35	25	37	25	68	

イ 住宅宿泊事業

施設の届出件数は、32件であった。監視指導延件数は32件であった。

ウ 苦情処理件数

施設の不衛生など94件あった

2 食品衛生業務

飲食店、給食施設、食品の製造・販売業などの食品関連施設については、許可、届出事務のほか、毎年、「食品衛生監視指導計画」を策定し、食中毒の防止にむけて、監視指導や食品の収去検査を行っている。

ア 食品衛生関係営業施設と監視指導状況（許可を要する施設）

施設の 種類 区 分	許可を要する施設（旧法、新法の合計数）							届 出 を 要 す る 施 設 （ 新 法 ）
	総 数 （ 許 可 ）	飲 食 店 営 業	魚 介 類 販 売 業	食 肉 販 売 業	菓 子 製 造 業	そ う ざ い 製 造 業	そ の 他	
施 設 数	8,755	6,420	264	241	965	318	547	3,641
監 視 指 導 延 件 数	4,334	2,494	485	402	440	182	331	1,230

※ 食品衛生法の改正に伴い、令和3年6月から新しい営業許可・営業届出制度が運用されている。

イ 食品等の収去検査

検体の種類	総 数	魚 介 類 及びその 加 工 品	肉 卵 類 及びその 加 工 品	穀 類 及びその 加 工 品	野菜類・ 果物及び その加工 品	乳及び乳 製品・アイ スクリーム類等	菓 子 類	その他の 食 品 等
検体数	522	118	154	10	73	8	43	116

ウ 食品衛生関係苦情処理相談件数

総 数	異物混入 (虫体)	異物混入 (虫体以外)	カビ発 生	腐 敗 変 敗	食品取扱施 設の苦情	表 示	有症苦情	その他
82	6	3	3	3	16	5	41	5

エ 行政処分は、営業停止 4 件を含む 4 件であった。

オ 食中毒発生件数は、4 件、患者数は17人であった。

3 薬 事 業 務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく薬局等の施設の許可及び監視を行い、医薬品等の適正広告の監視指導、無許可薬品の排除、不正表示品の排除を行っている。

ア 薬事関係営業施設と監視指導状況

区分	施設の種類	薬 局	特例販売業	店舗販売業	高度管理医療機器等 販売業・貸与業
施 設 数		252	0	148	488
監 視 指 導 延 件 数		49	0	21	87

イ 違反件数 204件

4 毒 物 劇 物 業 務

毒物及び劇物取締法に基づき、販売業等の施設の届出事務、監視指導を実施している。

ア 毒物劇物関係営業施設と監視指導状況

施設の種類	一 般 販 売 業	農 業 用 品 目 販 売 業	特 定 品 目 販 売 業	電 気 め つ き 業	金 属 熱 処 理 業	毒 物 劇 物 運 送 事 業	し ろ あ り 防 除 事 業	計
施 設 数	270	25	6	7	0	0	0	308
監 視 指 導 延 件 数	36	4	1	0	0	0	0	41

イ 違反件数 17件

5 食肉衛生検査業務

と畜場法に基づき、食肉の安全を図るため、と畜検査を実施している。

所在地 金沢市才田町戊370-2

と畜検査頭数

畜種	牛	こうし	馬	豚	めん羊・山羊	合計
頭数	6,082	8	0	32,789	5	38,884

牛海綿状脳症スクリーニング検査頭数

平成29年4月以降、24カ月齢超で原因不明の神経症状又は全身症状を呈する牛についてのみ検査を実施している。

検査頭数	陰性数
7	7

化製場等 営業施設数及び許可・確認・廃止監視指導

区分	施設の種類	総数	化製場	死亡獣畜取扱場	畜舎・家きん舎
施設数		28	2	1	25
許可・確認届出・件数		3	0	0	3
廃止件数		1	1	0	0
監視件数		32	4	3	25

畜鶏舎等の苦情処理件数

畜鶏舎の不潔・悪臭
0

第12 子育て支援課

I 子育て支援

1 「かなざわ子育て夢プラン2020」の推進

- (1) 計画期間 令和2年(2020年)度～令和6年(2024年)度
- (2) 基本理念 みんなでつながり 支え合う
子育ての喜びを分かち合うまち金沢
- (3) 基本方針
 - ① 人と人が“つながる”まちへ
 - ② 子どもを健やかに“はぐくむ”まちへ
 - ③ 親子に“よりそう”まちへ
 - ④ 未来への希望を“つくる”まちへ
 - ⑤ 役立つモノ・コトを“つたえる”まちへ

2 育児リフレッシュ教室事業

- (1) 主 旨
育児への不安などから、ストレスを抱えてしまいがちな育児中の親を対象にしたリフレッシュ教室を開催し、気分転換の機会を提供する。
- (2) 対 象
生後6カ月～未就園児を持つ母親

3 多胎児家庭紙おむつ給付事業

- (1) 主 旨
子育ての経済的・精神的負担の大きい多胎児を育てる家庭へ毎月1回おむつを無料で配送し、併せて見守り及び子育て支援情報を提供することで、多胎児を育てる家庭の子育ての負担の軽減を図る。
- (2) 対 象
0～2歳（3歳の誕生日まで）の多胎児を養育する家庭

4 子育て家庭訪問相談事業

育児負担・不安の軽減と親子の孤立防止を目的に子育て経験のある研修を受けたボランティアが、身近に相談相手がない家庭やこども広場や子育てサロンなどに行けない事情がある家庭を訪問し、悩みごとの傾聴や子育てに関する情報の提供等を行う。

5 一時預かり事業

- (1) 主 旨
一時預かりのニーズが高い駅西地区、中央地区において、未就学児の一時預かりを実施する。

(2) 制度内容

	駅西地区（おひさまる一む）	中央地区（ほんわかる一む）
開設場所	金沢市西都1丁目5番地 NTTドコモ西都ビル1階	金沢市中村町15-7 中村町保育所敷地内
開設時期	平成27年11月	平成28年7月
預かり時間	月～金（平日） 9時～17時 土、日、祝日 8時～18時	月、水～金 9時～17時 土、日、祝日 8時～18時
定員	10名程度	
利用料	1時間あたり500円	

6 子育て支援アプリの広域運用

石川中央都市圏を構成する4市2町において広域運用を開始した子育て世帯を支援するスマートフォン対応アプリにより、子育て情報を配信する。

7 かなざわ婚活支援事業

結婚を希望する若者等を支援するため、婚活イベントを実施する。

8 かなざわ子育てすまいるクーポン事業

(1) 主 旨

かけがえのない子育ての時間を親子がともに心豊かに過ごし、子育てに向き合っていく環境づくりを推進する。

(2) 対 象 平成30年4月2日以降に生まれた児童を持つ保護者

(3) 利用期間 小学校就学前まで（公衆浴場利用券は、令和2年4月以降に生まれたお子さんは小学校3年生まで）

(4) 支給内容

以下の内容のクーポンを電子クーポンとして交付

① お出かけクーポン

文化施設、プラネタリウム、金沢ふらっとバス、市営プール、内川スポーツ広場遊具、屋内交流広場、公衆浴場、県5施設を親子で利用するときに対象児と同伴者が無料

② おためしクーポン

ファミリーサポートセンター、産後ママヘルパー派遣、保育所等での一時預かり、病児一時保育の利用における最初の1時間が無料

③ 絵本交換クーポン

「かなざわ子育てすまいるクーポン絵本交換リスト」から好きな絵本を1冊無料で交換

9 かなざわ子育て夢ステーション

(1) 主 旨

身近な地域における子育て支援機能の強化を目的に、児童館を活用し、妊産婦や子育て中の親への相談や情報提供などにより地域の育児力の向上をめざす。

(2) 実施場所 児童館33か所

10 子育て支援総合コーディネーター事業

(1) 主 旨

多様な子育て支援サービス情報を一元化する「子育て支援総合コーディネーター」を配置し、インターネット等を活用したサービスの情報提供、ケースマネジメント及び利用援助等の支援を行うことにより、利用者の利便性の向上及びサービス利用の円滑化を図る。

(2) 設置場所 教育プラザ富樫、城北児童会館、市立保育所、子育て支援センター
福祉健康センターこども広場

(3) 子育て支援チーフコーディネーター 3名、子育て支援コーディネーター20名

(4) 事業開始 平成16年4月1日

11 金沢こども広場事業（金沢駅こどもらんど）

(1) 主 旨

乳幼児の親子が気軽に集い、交流する場を開設し、子育ての悩みへのアドバイスや子育てに関する教室の開催などを行い、育児の負担感の緩和や子育て支援体制の充実を図る。

(2) 開設時期 平成9年4月1日

(3) 場 所 金沢駅こどもらんど 金沢市木ノ新保町1番1号（北陸新幹線金沢駅あんと内）

(4) 事業内容

- ① 子育て親子の交流、つどいの場の提供 ② 子育て・悩み相談
③ 子育て関連情報の提供 ④ 子育て及び子育て支援に関する講習の実施

12 子育てサロン事業

(1) 主 旨

地域の特性を生かしながらさまざまな施設を利用して、乳幼児とその親の交流の場をつくる。子育てをしている親は、子育てサロンに参加することにより、地域の人々に守られている安心感を得るとともに、地域の子育て仲間をつくることができる。

(2) 内 容

- ① 学校版、地域版 ・学校の余裕教室や公民館等で開催
・主任児童委員等の地域のスタッフが支援
・金沢市社会福祉協議会に事業委託
② NPO版 ・公募により選ばれた各市民グループに事業委託

(3) 実施地区等（令和6年4月現在）

① 学校版 2ヶ所

扇台小学校	北鳴中学校
-------	-------

② 地域版 32ヶ所

内川	此花	瓢箪	崎浦
大徳	金石	鞍月	川北
弥生	三馬	米泉	押野

長土堀	西南部	味噌蔵	森本
栗崎	諸江	芳斉	西
伏見台	額	長田	浅野川
浅野	犀川	大野	戸板
三和	浅川	四十万	夕日寺

③ NPO版 6ヶ所

特定非営利活動法人 子育て支援 さくらっこ
特定非営利活動法人 子育て支援 はぐはぐ そのままでいいよ
ぽこあぽこ
特定非営利活動法人 ガイア自然学校
ねこじゃらしの会
特定非営利活動法人 ウィメンズ・エンパワーメント金沢プロジェクト

13 産前・産後ママヘルパー派遣事業

(1) 主 旨

産前や出産後、育児・家事の支援を必要とする家庭にヘルパーを派遣し、妊産婦の負担を軽減する。

(2) 派遣回数

産前(母子手帳交付時以降)20回、1回につき2時間
 出産・退院後2ヶ月の間で20回、1回につき2時間
 (多胎児の場合、産後2年以内に50回、
 兄姉に3歳未満児がいる場合、産後1年以内に25回)

(3) 利 用 料

生活保護・市民税非課税世帯 無料
 所得税非課税世帯 250円/回
 所得税課税世帯 1,000円/回

※出産後は、かなざわ子育てすまいるクーポンの利用で1,000円/回 →500円/回

14 イベント併設ミニ保育室の開設

市が主催する各種イベント、講演会など親子連れで参加する市民を対象にミニ保育室を開設する。

15 子育て支援短期利用事業

○ 事業の種類および内容

(1) 短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難になった場合に児童養護施設等でこどもを養育・保護する。

(実施施設：こども家庭支援センター金沢、聖霊乳児院)

(2) 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで、家庭でこどもを養育することが困難となった場合に、児童養護施設等でこどもを保護し、生活指導、食事の提供等を行う。

（実施施設：こども家庭支援センター金沢、野町保育園）

(3) 事業開始 平成7年4月1日

16 ファミリーサポートセンター事業

(1) 主 旨

子育ての援助を有償ボランティアとして行いたい人（提供会員）と、その援助を受けたい人（依頼会員）にそれぞれ会員登録してもらい、会員間の相互援助活動を調整することで、育児負担の軽減と市民による子育て援助活動の促進を図る。

(2) 援助内容

- ① 幼稚園、保育所、認定こども園、児童クラブの送迎とその前後の預かり
- ② 幼稚園、保育所、認定こども園、学校の休日などの預かり
- ③ 保護者の病気、買い物などの一時預かり など

(3) 会員の資格

- ① 提供会員 センターが実施する講習会を修了した人
- ② 依頼会員 0歳～小学生の保護者 ※両方に登録可

(4) 事務局 教育プラザ富樫

(5) 事業開始 平成16年10月1日

17 児童手当〔児童手当法〕

お子さんを養育している方に児童手当を支給することによって、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援することを目的としている。

(1) 支給対象 金沢市に住民登録があり、中学校修了前(15歳になって最初の年度末まで)のお子さんを養育している方

※令和6年10月分(12月支給)から、高校修了前(18歳になって最初の年度末まで)の児童が支給対象となります。

(2) 手 当 額 (ア) 所得制限未満の場合

- ・ 0～3歳未満 月額15,000円（一律）
- ・ 3歳～小学生 月額10,000円（第3子以降は15,000円）
- ・ 中学生 月額10,000円（一律）

(イ) 所得制限以上の場合

- ・ 月額5,000円（一律）

※令和4年10月支給分より所得上限限度額が新設され、所得上限限度額以上の世帯は支給対象外

※令和6年10月分(12月支給)から、所得制限が撤廃され、多子加算が拡充されます。

支給実績

年度	区分	支給対象児童数（人）	支払金額（千円）
令和5年		555,401	6,040,615

Ⅱ 子どもの貧困対策

1 「金沢市子ども生活応援プラン」の推進

(1) 計画期間 令和4年（2022年）度～令和8年（2026年）度

(2) 基本理念 すべての親と子が安心して暮らし、

子どもたちが夢や希望を持てるまち金沢

(3) 基本方針

I 子どもの多様性を認め地域や社会全体で見守り支える体制づくり

II 経済的困窮の世代間連鎖の防止

III 将来に明るい展望を持ち成長できる環境づくり

IV ひとり親家庭に対する総合的な支援体制の推進

(4) 施策の方向性とその展開

① すべての子どもの健やかな育ちを支える生活支援

② すべての子どもが能力や可能性を伸ばすことができる教育支援

③ 生活基盤の安定と向上を図るための保護者への支援

④ 地域から切れ目なくつながる重層的な支援体制の推進

⑤ 施策・制度の周知及び子どもの貧困に関する意識啓発

2 子ども居場所づくり総合支援事業

子ども食堂の運営や学習支援などの子どもの居場所づくりを総合的に推進するため、新規開設費及び運営費を支援する。

3 子どもの学習総合支援事業

ひとり親世帯及び生活困窮世帯の児童を対象とした総合的な学習支援を展開する。

(1) 生活・学習支援ボランティア派遣（子育て支援課）

小・中学生、高校生を対象にボランティアを家庭に派遣し、話し相手や学習支援等を実施する。

事業実施状況

年度	区分	活動児童数	訪問実施延回数	ボランティア登録者数	登録家庭
令和5年度		115	1,564	108	98
令和4年度		94	1,035	99	81
令和3年度		98	1,149	89	88

(2) 学習支援教室（生活支援課）

中学生、高校生を対象に松ヶ枝福祉館で学習支援を実施する。

4 金沢版子ども宅食推進事業

食材を提供することを通じて、周囲とつながることが難しく、支援が届きにくい子どもや家庭に必要な支援につなげる仕組みの構築を目指し、モデル事業の成果を活かして令和6年度から本格実施する。

5 子ども見守り支援事業

困窮する家庭や支援を要する家庭等に対し、食事・食材の提供や学習支援活動を通して子どもの見守りを実施する団体に助成する（上限200万円）。

令和6年度から、支援世帯数に応じた加算制度を拡充する（上限200万円）。

令和5年度実績・・・4団体

6 ひとり親世帯制服リユース事業

ひとり親家庭等を支援するため不要となった制服を回収し、メンテナンスの上、希望者に無償提供する。

7 ひとり親家庭情報発信機能強化費

市公式LINEを活用し、ひとり親家庭に必要な支援情報を提供する。

8 子どもソーシャルワーカーの配置

子どもに関する様々な相談・支援やネットワークづくりを担い、支援が必要な子どもを早期に見・支援する体制を構築するため、子どもソーシャルワーカーを児童家庭相談室に配置する。

相談員 4名（会計年度任用職員）

9 児童家庭相談室

経済的に困難な状況にある子ども・家庭やひとり親家庭の相談、支援を行う。

10 金沢市育英会奨学事業

保護者が市内に在住する高校生及び特別支援学校の高等部の生徒のうち学業が優れ又は文化・スポーツ活動に熱心に取り組み、生活態度が良く、健康上就学に支障がないが、経済的に就学の困難な生徒に対し奨学資金を支給し、有為な人材を養成している。

奨学資金月額一人当り10,000円

奨学生数の推移

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
学業	100人	98人	100人	108人	94人	97人
文化・スポーツ活動	—	40人	63人	58人	59人	69人

11 入院助産（出産費用の助成）〔児童福祉法第22条、第36条〕

出産にあたって保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、市が指定する助産施設（病院）での出産費用を助成する。ただし、所得制限

及び所得に応じて自己負担あり。

- (1) 市が指定する助産施設
金沢市立病院、金沢医療センター

- (2) 入所状況

年度 入所者数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	5	0	3	1	3	0

12 子ども体験活動支援事業

児童扶養手当受給世帯及び生活保護世帯の小学生並びに市内の児童養護施設に入所している小学生を対象に、地元のプロスポーツ観戦及び体験型クーポンを発行・配布し、成長・発達の各段階における多様な体験や活動の機会を提供する。

Ⅲ 児童館・放課後児童クラブ

1 児童館〔児童福祉法第40条〕

児童館は児童福祉法に基づく児童厚生施設であって、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、又は情操を豊かにする目的で設置されているもので、現在33館ある。

市立児童館概要

(令和6年4月1日現在)

No.	種類	施設名	電話番号	所在地	館長名	開館年月日	建物面積	構造(併設施設)
1	ミニ児童館	二塚児童館	269-0272	北塚町西98	濱本 正樹	平 5. 11. 1	165.42	鉄筋・2 (公民館)
2	小型児童館	馬場児童館	253-1255	東山3丁目29-22	塩原 吉成	45. 4. 1	206.54	鉄筋・3 (保育園)
3	〃	大野町児童館	268-1277	大野町1丁目8-5	喜楽万里子	46. 2. 1	240.72	鉄筋・2 (公民館)
4	〃	材木児童館	223-7765	材木町13-11	木村 良二	51. 4. 1	198.15	鉄筋・2 (〃)
5	〃	長田町児童館	235-2180	長田1丁目5-50	金崎 一誠	平 7. 4. 1	191.98	鉄筋・3 (〃)
6	児童センター	長町児童館	232-9221	長町2丁目2-16	立野 克典	昭40. 1. 4	298.22	鉄筋・2 (〃)
7	〃	芳斎児童館	222-7477	芳斉2丁目3-43	豊後 政彦	41. 4. 1	337.50	鉄筋・4 (特別支援教育サポートセンター・小学校・公民館)
8	〃	花園児童館	258-0028	今町チ41	西川 廣	43. 7. 1	299.18	鉄筋・2 (公民館)
9	〃	平和町児童館	241-4851	平和町2丁目8-7	森下あけみ	48. 4. 1	471.90	鉄筋・2
10	〃	大徳児童館	268-2533	畝田中2丁目234	松野美佐子	49. 4. 1	304.78	木・瓦・2 (集会所)
11	〃	小坂児童館	251-6055	小坂町北312	棒田 正二	50. 4. 1	309.90	鉄筋・3 (公民館 老人憩の家)
12	〃	米丸児童館	291-5535	間明町2丁目346	川元 傳	51. 4. 1	529.20	鉄筋・2
13	〃	富樫児童館	242-4252	山科1丁目6-8	開敷 一雄	53. 4. 1	371.10	鉄筋・2 (公民館)
14	〃	小立野児童館	233-1780	小立野4丁目7-51	池田 光一	54. 4. 1	297.863	鉄筋・3 (公民館 老人センター)
15	〃	中村児童館	247-4456	中村町10-35	古屋秀次郎	54. 4. 1	299.38	鉄筋・2 (公民館 老人憩の家)
16	〃	栗崎児童館	237-3837	栗崎町1丁目3	高村 昭次	55. 4. 1	408.2612	鉄筋・2 (公民館 老人センター)

17	〃	鞍月児童館	237-8957	直江南1丁目1	坂本 敏明	56. 4. 1	455.18	鉄筋・2 (公民館) 老人憩の家
18	〃	瓢箪児童館	221-1518	彦三町2丁目10-5	堀部 泰生	57. 4. 1	299.20	鉄筋・3 (〃)
19	〃	金石児童館	266-1125	金石通町3-14	相川 育子	58. 4. 1	299.462	鉄筋・3 (市民センター) (公民館)
20	〃	安原児童館	249-8930	福増町北1067	前多 和也	59. 4. 1	307.66	鉄筋・2 (市民センター・公民館) 老人憩の家
21	〃	森山児童館	251-4332	森山2丁目11-13	河村 幸広	59. 4. 1	299.79	鉄筋・3 (公民館) 老人憩の家
22	〃	弥生児童館	243-7588	弥生1丁目29-13	山本 悦子	61. 4. 1	299.275	鉄筋・3 (〃)
23	〃	新神田児童館	291-4496	新神田1丁目1-18	浅野 正	62. 4. 1	299.238	鉄筋・3 (〃)
24	〃	浅野町児童館	252-5664	浅野本町2丁目13-12	山田 弘	63. 4. 1	299.931	鉄筋・2 (老人憩の家)
25	〃	三和児童館	249-2908	上荒屋4丁目82	上野ひとみ	平 2. 4. 1	299.56	鉄筋・3 (公民館) 集会所
26	〃	押野児童館	247-3220	八日市2丁目464	福岡 寿光	6. 4. 1	329.768	鉄筋・2 (市民センター) (公民館)
27	〃	千坂児童館	258-3969	千木1丁目235	元木 千明	6. 4. 1	382.94	鉄筋・2
28	〃	扇台児童館	296-1180	馬替1丁目29-1	小山 幸博	9. 4. 1	299.99	鉄筋・2 (公民館)
29	〃	杜の里児童館	222-7759	若松町3丁目281	山岸 豊	13. 4. 1	363.27	鉄筋・2
30	〃	西南部児童館	240-3878	八日市出町815	脇坂 弘明	16. 4. 1	370.17	鉄筋・2
31	〃	戸板児童館	231-5145	戸板1-2	村山 和光	平27.10. 3	340.00	鉄筋・2 (公民館) 老人憩の家
32	〃	諸江児童館	204-7920	北安江2-22-44	澤田 岩男	令 4. 10. 10	444.31	鉄筋・2
33	大型児童 センター	城北児童会館	251-0444	小坂町西8-11	羽場 政彦	昭56. 5. 4	2,509.81	鉄筋・2

児童館設置数の年次推移

種類 \ 年度	4	5	6	7~	9~	14 ~	16~ 27.9	27.10 ~	R4.10 ~	5.11~	6.4~
ミニ児童館 (138.84㎡以上)	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小型児童館 (185.12㎡以上)	5	5	5	6	6	6	6	6	6	5	4
児童センター (297㎡以上)	18	18	20	20	21	22	23	24	25	26	27
大型児童センター (500㎡以上)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合 計	24	25	27	28	29	30	31	32	33	33	33

児童館利用児童数（1か月平均延人数）

年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
地 区 児 童 館	55,707	56,393	55,050	55,051	53,215	53,782	54,616	57,730	55,994	57,376	51,231	38,618	38,781	45,008	48,130
城 北 児 童 会 館	10,268	10,077	10,923	11,486	10,978	10,895	12,067	12,012	11,211	11,398	11,520	13,148	8,814	10,983	11,018
合 計	65,975	66,470	65,973	66,537	64,193	64,677	66,683	69,742	67,205	68,774	62,751	51,766	47,595	55,991	59,148

親子教室事業

(1) かんがるー教室

2歳児とその保護者を対象とし、遊びを通して親子のふれあいを深め、また、育児の情報を交

換し、健やかな子どもを育てる連帯意識の高揚を図る。

① 実施場所 城北児童会館、地区児童館（20館）、駅西福祉健康センター、
教育プラザ富樫 計23か所

② 実施回数 各30回

③ 定員 各10～20組程度

(2) かるがも親子教室

1歳7か月から2歳0か月児とその保護者を対象に遊びを通して親子のふれあいを深めたり、
育児不安を抱える母親の仲間づくりや情報交換の場を提供する。

① 実施場所 城北児童会館、教育プラザ富樫、泉野福祉健康センター、
駅西福祉健康センター 計4か所

② 実施回数 前期、後期（各8回）

③ 定員 各10組程度

(3) ひよこ親子教室

1歳0か月から1歳6か月児とその保護者を対象に遊びを通して親子のふれあいを深めたり、
保護者からの相談に対応することで、育児不安の解消を図る。

また、専門の講師による講座を開催し、育児スキルの向上を図る等、保護者を支援する。

① 実施場所 城北児童会館（2教室）、教育プラザ富樫（2教室）、元町福祉健康センター
計5教室

② 実施回数 前期、後期（各5回）

③ 定員 各10組程度

(4) めだか親子教室

ア 城北児童会館

4か月から1歳0か月児とその保護者を対象に遊びを通して親子のふれあいを深めたり、保護
者からの相談に対応することで、育児不安の解消を図る。

また、専門の講師による講座を開催し、育児スキルの向上を図る等、保護者を支援する。

① 実施場所 城北児童会館（3教室）、教育プラザ富樫（4教室）、元町福祉健康センター
計8教室

② 実施回数 前期、後期（各5回）

③ 定員 各10組程度

イ 市内福祉健康センター

・すくすく育児教室との連携教室

五感を使つてのあそびを通して脳神経の発達や体づくりを促進し母子関係の安定を図る

① 実施場所 泉野福祉健康センター、元町福祉健康センター、駅西福祉健康センター
計3か所

② 実施回数 6～12回

③ 定員 各15組程度

④ 対象月齢 7か月から8か月の乳幼児とその保護者

(5) 親子ふれあい教室

未就園児とその保護者を対象とし、遊びを通して親子のふれあいを深め、また、育児の情報を
交換し、健やかな子どもを育てる連帯意識の高揚を図る。

- ① 実施場所 馬場、大野町、平和町、材木、中村、金石、安原、長田町、千坂、森山、弥生、杜の里、鞍月、大徳、諸江児童館 計15か所
- ② 実施回数 各30回
- ③ 定員 各15組程度

城北児童会館の事業

(1) クラブ活動

小学生を対象に、学校で体得できないような活動を子どもたちに提供し、心身両面の健康増進を図るとともに、情操を豊かにする。

クラブ名	対象	定員	クラブ名	対象	定員	クラブ名	対象	定員
絵画	小1～小3年	20名	科学 ㉠	小1～小2年	20名	科学 ㉡	小3～小4年	20名
卓球	小3～小6年	20名	やきもの ㉠	小1～小3年とその保護者	10組	やきもの ㉡	小4～小6年とその保護者	10組
トランポリン ㉠	小1～小3年	10名	トランポリン ㉡	小4～小6年	10名			

(2) 年間行事

季節行事 城北わんぱくランド、さつまいも苗植え体験、七夕ファンタジー、城北おぼけ大会、いもほり体験、やきいも会、もちつき会、クリスマス会、旗源平、節分豆まき会、ひなまつり会等

(3) 土曜・日曜日 工作ランド、ねんどあそび、日曜ワクワク遊び塾、親子で遊ぼう日曜日、行事 おりがみランド

親子体験教室（やきもの、バルーンアート、和菓子作り）、トランポリン体験、金沢おもちゃ病院、Youthだよ!!全員集合!!

(4) 平日行事 子育てサロン「ふれあいこあら」（おはなしランド、リズムあそび、運動あそび、のびのびの日）、何してあそぼう！

2 放課後児童健全育成事業〔児童福祉法第6条の3第2項〕

(1) 目的

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対し、適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

(2) 事業の推移

本市が留守家庭児童等の健全育成に取り組んだのは、昭和24年当時の十一屋小学校の空教室2部屋を借りて学校終了後も保護者が就労中の児童のために開放し、地域各種団体および婦人会の協力と市の補助で留守家庭児童等を指導・育成したのがはじまりで、その後若草町に単独施設を確保し、子どもの家と名づけて留守家庭児童を収容・育成し留守家庭児童対策の先鞭をきった。

その後、昭和47年から民間実施の留守家庭児童対策に市が積極的に補助金を交付（所管課社会教育課）し、昭和50年途中から児童福祉法の改正とともに福祉部の所管として実施団体に対し、補助金を補正計上し、昭和51年度から厚生省の都市児童健全育成事業実施要綱の制定と同時に、民間委託事業として児童育成クラブの設置・育成を行ってきた。

昭和58年4月、金沢市児童育成クラブ補助金交付要綱を制定し、児童育成クラブを設置した地

区社会福祉協議会に補助金を交付し、その育成に努める。

昭和63年4月、金沢市留守家庭児童等健全育成事業実施要綱を制定し、社会福祉法人金沢市社会福祉協議会に委託する。

平成3年4月、厚生省の放課後児童対策事業実施要綱により児童クラブと名称変更する。

平成9年6月、児童福祉法の改正（平成10年4月施行）により、放課後児童健全育成事業として、明記され、事業の一層の普及が図られることとなった。

平成27年3月、子ども・子育て支援新制度による児童福祉法改正に基づき、「金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定

平成27年4月、「子ども・子育て支援法」施行に伴い、子ども・子育て支援新制度が実施され、放課後児童健全育成事業は「地域子ども・子育て支援事業」として位置付けられた。

クラブ数の推移

年 度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
クラブ数	79	80	80	82	83	84	88	95	95	97	99	103	103	106	109

放 課 後 児 童 ク ラ ブ (109クラブ)

(令和6年4月1日現在)

No.	ク ラ ブ 名	所 在 地		電話番号	児童数	開設年度
1	杉の木ホーム	材木町13-36	材木善隣館	222-9030	48人	昭39年度
2	仲よしホーム	野町3丁目1-15	第一善隣館	241-4030	42	41
3	わらべの園	平和町2丁目8-7	平和町児童館	241-4851	86	47
4	たんぽぽくらぶ	涌波4丁目6-23	専用建物	264-3743	38	48
5	すくすくクラブ	山科1丁目6-8	富樫児童館	242-4252	66	50
6	三馬っ子クラブ	久安6丁目83	旧三馬公民館	247-6425	75	53
7	きりん児童クラブ	みどり1丁目179	専用建物	249-4782	53	53
8	あすなるクラブ	額乙丸町ハ152	額乙丸町会館	090-6325-8523	39	54
9	さいおう児童クラブ	菊川1丁目2-15	犀桜小学校	264-2723	63	54
10	がんばりっこクラブ	田上本町3丁目180-1	専用建物	222-0922	84	54
11	いずみのクラブ	若草町3-16	民家	241-7734	48	54
12	どんぐりクラブ	東長江町に17	夕日寺小学校	251-5417	81	55
13	きびきの児童クラブ	木曳野3丁目50	専用建物	268-8025	76	55
14	ひかり学童園	小立野4丁目5-1	民家	231-4593	76	55
15	たいようクラブ	平和町3丁目23-5	享誠塾	242-5051	40	56
16	安原こじか児童クラブ	福増町北1067	安原児童館	249-8930	63	56
17	森山児童クラブ	森山2丁目11-13	森山児童館	251-4332	101	56
18	米泉っ子クラブ	米泉町4丁目133-2	米泉小学校	242-3703	105	58
19	押野児童クラブ	八日市2丁目464	押野児童館	247-3220	64	61
20	中央児童クラブ	玉川町2-1	中央小学校	261-0294	73	62
21	くら月っ子クラブ	直江南1丁目1	鞍月児童館	237-8957	44	平成元
22	浅野町児童クラブ	浅野本町2丁目13-12	浅野町児童館	252-5664	94	元
23	栗崎児童クラブ	栗崎1丁目3	栗崎児童館	237-3837	58	2
24	三和児童クラブ	上荒屋4丁目82	三和児童館	249-2908	103	2
25	新神田児童クラブ	新神田1丁目1-18	新神田児童館	291-4496	68	2
26	弥生児童クラブ	弥生1丁目29-13	弥生児童館	243-7588	61	2

No.	ク ラ ブ 名	所 在 地		電話番号	児童数	開設年度
27	千坂のびのびクラブ	千木1丁目235	千 坂 児 童 館	258-3969	100	3
28	さいねんこども園学童クラブ	西念3-7-21	さいねんこども園	265-6116	26	3
29	梅 光 学 童 ク ラ ブ	石引4丁目6-1	専 用 建 物	232-1071	84	3
30	ふたば児童クラブ	駅西新町1-30-9	認定こども園すくすくふたば	262-9012	17	3
31	マ ー ヤ ク ラ ブ	南森本町ヌ130	専 用 建 物	257-4457	62	3
32	西 南 部 児 童 ク ラ ブ	八日市出町815番地	西 南 部 児 童 館	240-0017	119	4
33	大浦ひまわり児童クラブ	木越2-4-1	専 用 建 物	258-7855	61	4
34	不 動 寺 児 童 ク ラ ブ	不動寺町イ33	不 動 寺 小 学 校	257-4350	27	4
35	戸板児童クラブめいげつ	戸板1丁目1	戸 板 小 学 校	232-5772	43	5
36	お お ぞ ら ク ラ ブ	長坂3丁目14-1	長 坂 台 小 学 校	245-3447	42	5
37	内 川 学 童 ク ラ ブ	三小牛町20-1-10	内 川 公 民 館	080-6355-2263	16	5
38	若 竹 児 童 ク ラ ブ	馬替2丁目150-1	専 用 建 物	298-7557	44	6
39	浅野川びょんびょんクラブ	須崎町チ43-3	専 用 建 物	237-0099	56	6
40	四十万児童クラブ	四十万4-267	民 家	298-4524	50	6
41	伏見台児童クラブ	窪5丁目335	伏 見 台 小 学 校	245-0205	69	7
42	米 丸 児 童 ク ラ ブ	間明町2丁目346	米 丸 児 童 館	291-5535	136	7
43	げ ん き ク ラ ブ	小坂町中164-7	民 家	252-6013	47	9
44	こ さ か 児 童 ク ラ ブ	小坂町北312	小 坂 児 童 館	251-6055	59	9
45	味噌蔵児童クラブ	小将町8-23	第 三 善 隣 館	090-3765-3917	26	10
46	金 石 児 童 ク ラ ブ	金石通町3-14	金 石 児 童 館	266-1125	70	11
47	ながた児童クラブ	長田1-5-40	長 田 町 小 学 校	233-9120	53	11
48	わ か ば ク ラ ブ	芝原町イ59	湯涌農村環境改善センター	235-1852	30	12
49	かもめ児童クラブ	粟崎町タ1-1	かもめこども園	238-2061	26	12
50	星の子大徳クラブ	畝田中2-234	大 徳 児 童 館	268-2533	65	12
51	川北さくら児童クラブ	北寺町へ7-2	専 用 建 物	090-6275-4376	34	13
52	諸江けやき児童クラブ宙組	北安江2-25-1	諸 江 町 小 学 校	231-7475	31	13
53	かみやち児童クラブ	神谷内町へ33-3	専 用 建 物	251-1250	53	14
54	アリスこどもの国	伏見台1-6-13	専 用 建 物	280-1001	87	14
55	大野町児童クラブ	大野町1-8-1	専 用 建 物	268-1277	46	14
56	中 村 児 童 ク ラ ブ	中村町13-21	民 家	280-4137	34	14
57	杜の里児童館児童クラブ	若松町3-281	杜 の 里 児 童 館	222-7759	95	14
58	ふたつか児童クラブ	稚日野町南58	専 用 建 物	267-5208	44	16
59	めいせい児童クラブ	此花町2-7	此 花 会 館	221-0938	24	16
60	たがみっこクラブ	田上町ニ9-2	旧浅川市民センター	224-6711	55	16
61	ほしぞらクラブ	円光寺1-1-7 E棟	民 家	280-0630	41	17
62	東浅川児童クラブ	上中町へ14甲	上 中 町 会 館	229-3146	26	17
63	第 2 四十万児童クラブ	しじま台2-26-11	民 家	296-3567	43	17
64	ば ば 児 童 ク ラ ブ	東山3-9-30	馬 場 小 学 校	252-8494	21	18
65	三 和 キ ッ ズ ク ラ ブ	上荒屋4-79-2	専 用 建 物	249-7908	51	21
66	星の子木曳野クラブ	畝田中2-234	大 徳 児 童 館	268-2533	55	21
67	三 谷 児 童 ク ラ ブ	宮野町ニ277	三 谷 小 学 校	254-1266	4	22
68	わかまつ児童クラブ	若松町南24	専 用 建 物	232-9966	43	22
69	よ つ ば く ら ぶ	涌波3-3-15	民 家	255-2029	28	22
70	太陽丘キッズカレッジ	太陽が丘2-1	集 会 場	223-5531	55	23
71	鞍 月 児 童 ク ラ ブ	直江南1丁目1	鞍 月 児 童 館	237-8957	53	24

No.	ク ラ ブ 名	所 在 地		電話番号	児童数	開設年度
72	戸板児童クラブきくざくら	戸板1丁目1	戸 板 小 学 校	222-7450	43	25
73	にこにこクラブⅠ	松村6丁目176-3	専 用 建 物	266-2561	65	25
74	にこにこクラブⅡ	松村6丁目176-3	専 用 建 物	266-2561	72	25
75	大浦保育園児童クラブ	大浦町ヌ75-1	キッズスクールオオウラ	238-2734	63	25
76	安原第二こじか児童クラブ	福増町北1067	専 用 建 物	249-8930	46	25
77	マーヤ第2クラブ	南森本町ル54	民 家	256-5744	49	26
78	諸江けやき児童クラブ花組	北安江2-25-1	諸 江 町 小 学 校	231-7475	42	27
79	第2三馬っ子クラブ	久安5-298	民 家	247-6424	44	28
80	戸板児童クラブききょう	出雲町イ130-1	民 家	260-1608	36	28
81	第二伏見台児童クラブ	窪5-623	民 家	244-8873	29	28
82	ガイア自然学校放課後自然教室第1	若松町セ104-1	専 用 建 物	225-8155	51	28
83	第2浅野川びよんびよんクラブ	須崎町チ43-1	専 用 建 物	080-2963-9121	61	29
84	おひさまクラブ	長坂1丁目7-6	民 家	259-5177	41	29
85	杉の木ホームⅡ	材木町13-40	材 木 善 隣 館	222-1389	51	29
86	ミドリ児童クラブDragonfly	南塚町268-3	専 用 建 物	249-1990	65	29
87	アイ・キッズ	泉野町4丁目4-12	専 用 建 物	242-3035	49	29
88	医王っ子クラブ	二俣町さ21	医 王 山 小 学 校	236-1242	41	29
89	やまびこクラブ	末町21-25-2	専 用 建 物	229-1522	45	令和元
90	放課後児童クラブM-friends	二口町ハ44-5	専 用 建 物	261-8370	48	元
91	太陽丘キッズカレッジⅡ	太陽が丘3-1-15	専 用 建 物	223-5531	89	元
92	ガイア自然学校放課後自然教室第2	若松町セ104-1	専 用 建 物	225-8155	50	元
93	米丸第二児童クラブ	間明町2-247	専 用 建 物	256-2236	95	2
94	第三伏見台児童クラブ	窪5-623	民 家	244-8873	28	2
95	ひまわりくらぶ	涌波4-15-17	民 家	255-0098	34	2
96	第2あすなろクラブ	額乙丸イ41	額 小 学 校	205-3826	39	3
97	放課後児童クラブセカンドプレイスHikari	元町1-14-12	専 用 建 物	080-1300-7623	22	3
98	八日市もりのき児童クラブ	八日市出町729	専 用 建 物	259-1541	49	3
99	二日市はなのき児童クラブ	二日市町ニ4-1	専 用 建 物	254-1585	44	3
100	第2押野児童クラブ	八日市2-614	民 家	243-1813	23	4
101	諸江児童クラブみらい	北安江2-22-44	諸 江 児 童 館	070-2495-2244	61	4
102	わらべ児童クラブ	畝田中4丁目139-1	専 用 建 物	267-3500	33	5
103	森本よしわら児童クラブ	吉原町ロ2-1	専 用 建 物	204-8217	23	5
104	戸板児童クラブさくら	桜田町1-133	専 用 建 物	204-8344	38	5
105	中央児童クラブ・武蔵町分室	武蔵町10-10	専 用 建 物	208-7560	32	6
106	泉みらい児童クラブ	弥生1-30-1	専 用 建 物	229-7080	10	6
107	長土堀児童クラブ	長町3-11-17	長 土 堀 こ ど も 園	264-1900	15	6
108	放課後児童クラブすみれ	小立野5-1-15	小 立 野 善 隣 館	222-8550	37	6
109	みはる児童クラブ	割出町435	み は る 幼 稚 園	238-0615	15	6
合 計		109 ク ラ ブ		5,678人		

3 こどもの未来創造地域活動推進クラブ活動費補助事業 (昭和52年度から実施、令和3年度から事業名変更)

児童の健全育成及び金沢SDGsを推進するために、地域住民の積極的参加による地域組織活動を実施。

(1) 親子及び世代間の交流活動及び文化活動

親子やお年寄りとの交流を図るため、「家庭の日」を設けたり、「こどもの日」や「敬老の日」等において、野外での交流活動や、地域文化の伝承サークル、料理教室などの文化活動を行う。

(2) 児童養育に関する研修活動

児童の発達上の特徴や留意点、家庭でのしつけ、安全養育、地域での児童健全育成の向上に関する研修などを開催する。

(3) 児童の事故防止等に関する活動

地域の実情に応じ、遊び場の遊具の点検、特に幼児の遊び場の巡回、交通安全活動、非行防止活動等の奉仕活動を行う。

(4) 地域の歴史文化への理解を深める活動

各地域の歴史文化に対する理解を深めるため、食育や旗源平や水引教室などの活動を行う。

(5) 金沢SDGsの実現につながる活動

貧困に掛かる研修などを通じ、金沢SDGsの方向性の実現に向けた活動を開催する。

(6) 児童館を利用した児童の居場所作りにかかる活動

児童が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場づくりを目指し、児童館が児童の居場所となるよう、工作教室、折り紙教室などを行う。

(7) その他児童福祉の向上に寄与する活動

クラブ数 33クラブ 会員数 1,347人 (令和6年4月1日現在)

こどもの未来創造地域活動推進クラブ (33クラブ)

(令和6年4月1日現在)

No.	名称	所在地	会長名	会員数	結成年月日	関連をもつ児童館名
1	長町	長町2丁目2-16	大野 明世	20	昭52. 4. 1	長町児童館
2	芳齋	芳齋2丁目3-43	蛭谷 裕美	30	〃	芳齋児童館
3	花園	今町チ41	伊東 文	30	〃	花園児童館
4	馬場	東山3丁目29-22	黒崎 友美	29	〃	馬場児童館
5	大野町	大野町1丁目8-5	市川 直美	20	〃	大野町児童館
6	平和町	平和町2丁目8-7	山本 満知子	78	〃	平和町児童館
7	大徳	畝田中2丁目234	大海 紋子	122	〃	大徳児童館
8	小坂	小坂町北312	寺田 真希	30	〃	小坂児童館
9	材木	材木町13-11	久保 弥生	30	〃	材木児童館
10	米丸	間明町2丁目346	清造 悦子	23	〃	米丸児童館
11	富樫	山科1丁目6-8	藪野 純子	62	53. 4. 1	富樫児童館
12	小立野	小立野4丁目7-51	田島 寛美	30	〃	小立野児童館
13	中村	中村町10-35	富田 佳子	25	54. 4. 1	中村児童館
14	栗崎	栗崎町1丁目3	中野 裕美子	50	55. 4. 1	栗崎児童館
15	鞍月	直江南1丁目1	清見 貴代美	107	56. 4. 1	鞍月児童館
16	瓢箪	彦三町2丁目10-5	北村 知亜樹	20	57. 4. 1	瓢箪児童館

17	金 石	金石通町3-14	池 崎 方 子	60	58. 4. 1	金 石 児 童 館
18	安 原	福増町北1067	八 木 恭 代	20	59. 4. 1	安 原 児 童 館
19	森 山	森山2丁目11-13	小 杉 美 樹	42	〃	森 山 児 童 館
20	城 北	小坂町西8-11	越 村 直 美	23	60. 4. 1	城 北 児 童 会 館
21	弥 生	弥生1丁目29-13	北 見 直 子	40	61. 4. 1	弥 生 児 童 館
22	新 神 田	新神田1丁目1-18	西 田 里 美	23	62. 4. 1	新 神 田 児 童 館
23	浅 野 町	浅野本町2丁目13-12	河 原 由 希 子	40	63. 4. 1	浅 野 町 児 童 館
24	三 和	上荒屋4丁目82	大 江 か ず 子	28	平 2. 4. 1	三 和 児 童 館
25	二 塚	北塚町西98	平 木 咲 代 子	21	6. 4. 1	二 塚 児 童 館
26	押 野	八日市2丁目464	森 田 友 香	20	〃	押 野 児 童 館
27	千 坂	千木1丁目235	福 島 恵 子	106	〃	千 坂 児 童 館
28	長 田 町	長田1丁目5-50	深 澤 夕 子	20	7. 4. 1	長 田 町 児 童 館
29	扇 台	馬替1丁目29-1	佐々木 富士子	33	9. 4. 1	扇 台 児 童 館
30	杜 の 里	若松町3丁目281	田 伏 久 子	28	13. 4. 1	杜 の 里 児 童 館
31	西 南 部	八日市出町815	松 原 靖 子	20	16. 4. 1	西 南 部 児 童 館
32	戸 板	戸板1丁目2	岡 田 美 和	59	28. 4. 1	戸 板 児 童 館
33	諸 江	北安江2丁目22番44号	櫻 井 咲	58	令5. 4. 1	諸 江 児 童 館
合 計		33 ク ラ ブ 1,347 人				

IV ひとり親家庭支援

1 「金沢市子ども生活応援プラン」の推進

(1) 計 画 期 間 令和4年（2022年）度～令和8年度（2026年）度

(2) 基 本 理 念 すべての親と子が安心して暮らし、

子どもたちが夢や希望を持てるまち金沢

(3) 施策の方向性とその展開

- ① すべての子どもの健やかな育ちを支える生活支援
- ② すべての子どもが能力や可能性を伸ばすことができる教育支援
- ③ 生活基盤の安定と向上を図るための保護者への支援
- ④ 地域から切れ目なくつながる重層的な支援体制の推進
- ⑤ 施策・制度の周知及び子どもの貧困に関する意識啓発

2 児童扶養手当〔児童扶養手当法〕

父母の離婚などにより、父(母)と生計を別にしてしている児童（18歳になって最初の年度まで。ただし、中～重度の障害のある児童は20歳未満。）を養育している母(父)、又は母(父)に代わって養育している方に支給される。

なお、前年の所得が一定額以上の場合は、手当額の全部又は一部が支給されない。

※令和6年11月分（令和7年1月支給）から、所得制限が緩和されます。

※父(母)がいても重度の障害、生死不明、保護命令、遺棄、拘禁されている等の場合には、手当が支給されることがある。

※受給者及び対象児童が公的年金を受給している場合で、年金の月額が児童扶養手当の月額より低い場合、差額分を受給できる。

支給額（月額/所得による） 児童1人 45,500円～10,740円
 （令和6年4月1日現在） 2人目 10,750円～5,380円加算
 3人目以降1人につき6,450円～3,230円加算

※令和6年11月分より、3人目以降の加算を2人目と同額に引き上げ

受給者状況 (単位：上段は「世帯」、下段は「%」 各年度末現在)

年度	類型 内訳	世帯類型別世帯数							対象児童数別世帯数							
		離婚	死別	未婚	障害	遺棄	保護 命令	その他	計	1人	2人	3人	4人	5人	6人 以上	計
令和元		2,448	32	93	10	0	2	61	2,646	1,661	780	169	22	10	4	2,646
		92.5	1.2	3.5	0.4	0.0	0.1	2.3	100.0	62.8	29.5	6.4	0.8	0.4	0.1	100.0
2		2,424	30	98	15	0	4	64	2,635	1,633	803	163	23	9	4	2,635
		92.0	1.2	3.7	0.6	0.0	0.1	2.4	100.0	62.0	30.5	6.2	0.9	0.3	0.1	100.0
3		2,320	26	87	16	0	3	65	2,517	1,572	747	158	27	10	3	2,517
		92.2	1.0	3.5	0.6	0.0	0.1	2.6	100.0	62.4	29.7	6.3	1.1	0.4	0.1	100.0
4		2,205	25	72	15	1	4	72	2,394	1,491	700	160	31	10	2	2,394
		92.1	1.1	3.0	0.6	0.0	0.2	3.0	100.0	62.3	29.2	6.7	1.3	0.4	0.1	100.0
5		2,128	22	83	15	1	1	62	2,312	1,471	658	144	27	9	3	2,312
		92.1	1.0	3.6	0.6	0.0	0.0	2.7	100.0	63.6	28.5	6.2	1.2	0.4	0.1	100.0

3 母子生活支援施設の概況〔児童福祉法第23条、第38条〕

生活上のいろいろな問題のため児童の養育が十分にできない場合に、母子家庭の母と子が一緒に入所し、安定した生活を送るための児童福祉施設。施設の職員が母子の自立を支援する。

区分	施設名	収容 定員	事務費限度額 (1か月 1世帯に付)	職員構成						
				施設長	母子 支援員	少年 指導員	調理員 等	加算 職員	嘱託医	計
私立	MCハイツ平和	世帯 20	円 251,673	人 1	人 2	人 2	人 1	人 3	人 1	人 10

母子生活支援施設措置費の年次推移

経営 年度 主体	施設数			入所人員（月平均）						入所費（年間）		
	令和 3年	令和 4年	令和5年	令和3年		令和4年		令和5年		令和3年	令和4年	令和5年
私立	1	1	1	世帯 4	人 10	世帯 6	人 13	世帯 4	人 9	千円 35,483	千円 39,857	千円 23,146

母子生活支援施設

区分	名称
	私立 MCハイツ平和 〔公益財団法人石川県母子寡婦福祉連合会〕
所在地	平和町2丁目3番9号
敷地面積	1,183㎡
総床面積	鉄筋コンクリート4階建 1,912.2㎡
事業開始年月日	昭和53年4月 平成8年12月 平和母子寮と金沢市立旭寮が統合全面改築

定 員	平成9年1月 「MCハイツ平和」としてスタート 20世帯
-----	---------------------------------

4 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

〔母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、法第31条の6、第32条〕

- (1) 借 受 資 格
- ・配偶者のない女子又は男子で現に20歳未満の児童を扶養しているもの
 - ・父母のない児童
 - ・寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子
 - ・母子・父子福祉団体
- (2) 資 金 の 貸 主 金沢市
- (3) 受付事務担当者 金沢市母子・父子自立支援員
- (4) 資 金 の 種 類

母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭・父子家庭や寡婦の方の生活の安定と向上のため、低利又は無利子で借りることができます。				
資金名	内 容	貸付限度額	利 子	償 還 期 間
事業開始資金	事業を開始するために必要な設備、備品、機械等の購入資金	(個人)3,470,000円 (団体)5,220,000円	無利子 又は年1.0%	7年以内
事業継続資金	現在継続中の事業に必要な商品、材料等を購入する運転資金	(個人・団体) 1,740,000円	無利子 又は年1.0%	7年以内
修学資金	お子さんが高校・大学等に修学するために必要な資金	学校別限度額表 のとおり	無利子	20年以内 (専修学校(一般課程) 5年以内)
技能習得資金	お母さんやお父さんが技能や資格を得るために必要な授業料、材料費等の資金	月額 68,000円 自動車運転免許 取得 460,000円	無利子 又は年1.0%	20年以内
修業資金	お子さんが事業開始又は就職するための知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 自動車運転免許 取得(子) 460,000円	無利子	20年以内
就職支度資金	就職に必要な被服、履物等及び通勤用自動車を購入する資金	105,000円 自動車購入 340,000円	無利子 又は年1.0%	6年以内
医療介護資金	医療及び介護を受けるために必要な資金	(医療)340,000円 (特別)480,000円 (介護)500,000円	無利子 又は年1.0%	5年以内
生活資金	知識技能習得期間中、医療・介護を受けている期間中、失業期間中及び母子(父子)家庭となって7年未満の者の生活費補給資金	一般月額 108,000円 技能のみ 141,000円	無利子又は 年1.0%	技能習得 20年以内 医療介護 5年以内 7年未満の母 8年以内 失業 5年以内
住宅資金	住宅の増改築、補修保全及び建替え、購入に必要な資金	1,500,000円 災害等で住宅全壊の場合 2,000,000円	無利子又は 年1.0%	6年以内 全面改築 7年以内
転宅資金	住居の移転に際し、住居の賃借又は家	260,000円	無利子又は	3年以内

	財運搬等に必要な資金		年1.0%	
就学支度資金	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	学校別限度額表のとおり	無利子	就学20年以内 (専修学校一般課程・修業施設5年以内)
結婚資金	お子さんが結婚するために必要な経費及び家具、備品等を購入する資金	320,000円	無利子又は年1.0%	5年以内

《学校別限度額表》

修学資金	高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅 自宅外	27,000円 34,500円	私立	自宅 自宅外	45,000円 52,500円
	高等専門学校	国公立	自宅 自宅外	67,500円 76,500円	私立	自宅 自宅外	98,500円 115,000円
	専修学校(専門課程)	国公立	自宅 自宅外	67,500円 78,000円	私立	自宅 自宅外	89,000円 126,500円
	短期大学	国公立	自宅 自宅外	67,500円 96,500円	私立	自宅 自宅外	93,500円 131,000円
	大学	国公立	自宅 自宅外	71,000円 108,500円	私立	自宅 自宅外	108,500円 146,000円
	大学院	修士課程 博士課程		132,000円 183,000円			
	専修学校(一般課程)			54,000円			
就学支度資金	高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅 自宅外	150,000円 160,000円	私立	自宅 自宅外	410,000円 420,000円
	大学、短期大学 専修学校(専門課程)	国公立	自宅 自宅外	410,000円 420,000円	私立	自宅 自宅外	580,000円 590,000円
	大学院	国公立		380,000円	私立		590,000円
	修業施設		自宅 自宅外	272,000円 282,000円			

5 ひとり親家庭等日常生活支援事業〔金沢市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱〕

ひとり親家庭等及び寡婦が、就職活動や疾病などの理由やひとり親家庭となって間がないなど、一時的に生活援助や子育て支援が必要となった場合や、就業上の理由により定期的な援助が必要な場合等に、ホームヘルパーの派遣等を行い、生活の安定を図る。

- (1) 制度の開始 平成22年4月1日
(2) 派遣の対象者 母子家庭、父子家庭、寡婦

6 ほほえみ家族事業

ひとり親家庭における親子のふれあいを深めるためのレクリエーションや自立に向けた情報提供の場を設けている。

事業名	会場	実施日(令和5年度)	参加人数
親と子のクリスマスのつどい	石川県女性センター	12月3日	89人

7 女性相談事業〔厚生労働省児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

女性の生活の向上と福祉の増進を目的として、女性の身上等に関する相談、指導及び女性の保護更生に関する相談、指導を行っている。

◎ダイバーシティ人権政策課(女性相談支援室)において女性の身上相談、DV相談等を実施
女性相談員3名

8 母子・父子自立支援員

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行うなど母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進を図る。母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条（昭和39.7.1法律第129号）

相談員 4名（会計年度任用職員）

母子・父子自立支援員活動状況

（令和5年度）

相談指導事項 区分	生 活 一 般								児 童				
	住宅	医療	家庭 紛争	就労	結婚	養育費	借金	その他	養育	教育	非行	就職	その他
相談件数	27	201	21	175	0	18	4	24	15	18	1	1	18
相談指導事項 区分	生 活 援 護									その他	計		
	母 子 福祉資金	父 子 福祉資金	寡 婦 福祉資金	公的年金	児 童 扶養手当	生活保護	税	その他					
相談件数	609	18	0	12	1,289	9	8	554	0	3,022			

9 母子家庭等就業・自立支援事業

ひとり親家庭の母・父及び寡婦の自立促進を目的とした各種事業を行う。

(1) 就業相談事業（就業支援相談員設置）

(2) 就業支援講習会事業

- ・ 就業支援セミナー（年2回）
- ・ パソコン講座（基礎・ホームページ作成）
- ・ 介護福祉士実務者研修
- ・ 調剤薬局事務講座
- ・ 医療事務講座

(3) 養育費等支援事業

- ・ 養育費相談（養育費等専門相談員設置）
- ・ 特別相談事業（法律）

10 自立支援教育訓練給付金事業

〔金沢市母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金交付要領〕

（平成16年4月1日実施）

母子家庭の母の就業促進と自立支援を目的として、就職に必要な職業資格を取得するために教育施設に入学し、その課程を修了した方に対して、給付金を交付する。（平成25年度から、父子家庭も対象）

- (1) 申請時期 受講開始日の15日前（事前に相談要。）
- (2) 対象資格 厚生労働大臣が指定する教育訓練給付金対象講座
- (3) 交付額 雇用保険受給資格なし：対象講座の受講料の6割相当額
雇用保険受給資格あり：対象講座の受講料の4割相当額

※いずれも限度額あり

看護師等の業務独占・名称独占の資格の講座は上限160万円
(就学年数に応じて、40万円×年数が上限)

- (4) 所得制限 児童扶養手当に準じた所得制限あり。
※令和6年8月より撤廃

11 高等職業訓練促進給付金等事業

[金沢市母子及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等交付要領]

(平成16年4月1日実施)

母子家庭の母で経済的自立に効果的な資格を取得するために6月以上養成機関で修業し、就業(育児)と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため、給付金を交付する。

(平成25年度から、父子家庭も対象)

- (1) 申請時期 修業を開始した日以後(申請前に相談要。)
(2) 対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格等

- (3) 交付額

・高等職業訓練促進給付金	市民税非課税世帯	月額100,000円
	市民税課税世帯	月額70,500円

(養成機関における課程の終了までの期間の最後の12ヶ月については4万円増額)

・高等職業訓練修了支援給付金(修了後支給)	市民税非課税世帯	50,000円
	市民税課税世帯	25,000円

※世帯には、扶養義務者(世帯分離している同居の親族)も含む。

- (4) 交付期間 修業する期間の全期間(上限4年)
(平成24年3月31日までの入学者は修業する期間の全期間)
(5) 所得制限 児童扶養手当に準じた本人の所得制限あり。

12 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

(平成28年4月1日実施)

ひとり親家庭の親及び子ども(20歳未満)が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合に給付金を交付する。

- (1) 申請時期 受講開始日の15日前まで(申請前に相談要)
(2) 対象講座 高等学校卒業程度認定試験合格を目的とするもの
(3) 交付金額 ①受講開始時給付金:受講費用の4割相当額
②受講修了時給付金:受講費用の1割相当額
③合格時給付金:受講費用の1割相当額

※いずれも限度額あり

- (4) 所得制限 児童扶養手当に準じた本人の所得制限あり。
※令和6年8月から所得制限撤廃

13 市営住宅活用母子世帯生活安定支援事業

(平成21年4月1日実施)

DV被害母子世帯がDV被害母子世帯用の市営住宅に入居したときに、当該母子世帯の生活安定のために住宅使用料(家賃)の一部を支援金として支給する。

- (1) 対象 「DV被害者に係る市営住宅の目的外使用許可に関する取扱基準」により入居したDV被害母子世帯
- (2) 期間 入居から1年間
- (3) 支援金 市営住宅使用料から母子生活支援施設徴収基準額を控除した後の金額

14 養育費確保サポート事業

養育費の取り決め費用の一部を助成する。

(1) 相談にかかる弁護士費用

児童を監護する夫婦又はひとり親家庭の母・父を対象に、養育費に関する弁護士相談費用(初回分)を助成。

(2) 養育費の取り決め費用

児童を監護する夫婦又はひとり親家庭の母・父を対象に、養育費の取り決めの公正証書等の作成等に係る諸費用を助成。(上限:35,000円 1,000円未満切り捨て)

(3) 民間ADR機関利用料助成費用

児童を監護する夫婦又はひとり親家庭の母・父を対象に、養育費の取り決めに係る民間ADR機関の利用料を助成。(上限:100,000円 1,000円未満切り捨て)

(4) 弁護士着手金及び報酬金助成費用

児童を監護する夫婦又はひとり親家庭の母・父を対象に、養育費の取り決め又は回収・強制執行に係る弁護士着手金及び報酬金助成費用を助成。

(上限:着手金・報酬金各100,000円 1,000円未満切り捨て)

第13 保育幼稚園課

1 かなざわ子育て夢ステーション

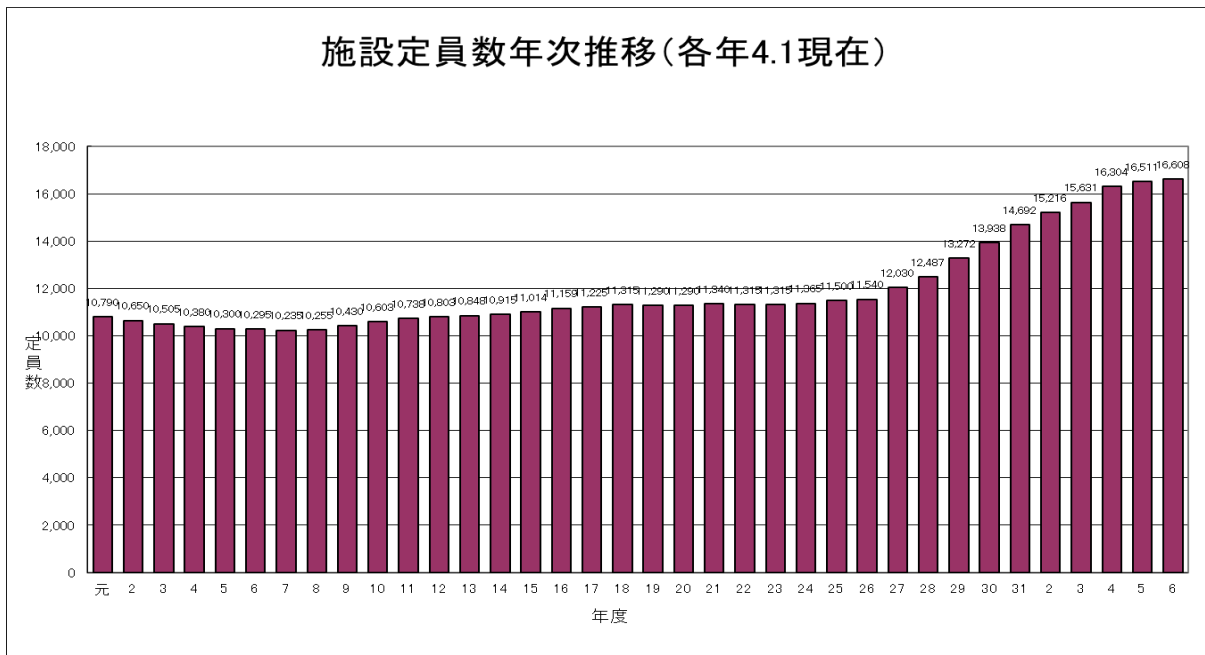
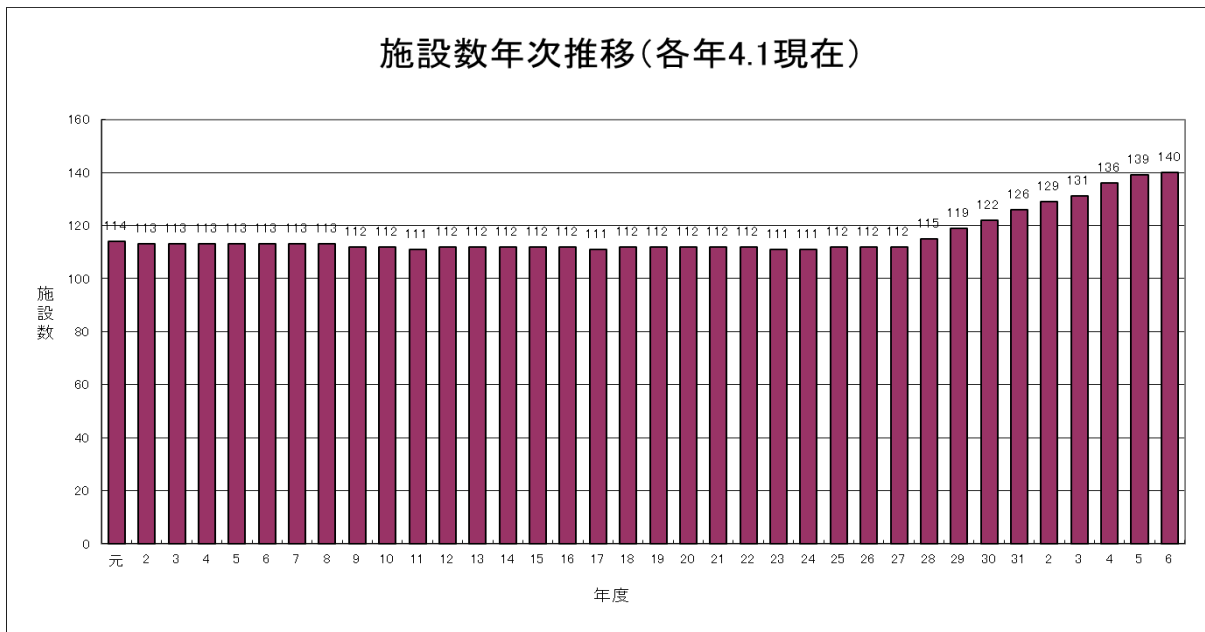
(1) 主 旨

身近な地域における子育て支援機能の強化を目的に、幼稚園・保育所・認定こども園を活用し、妊産婦や子育て中の親への相談や情報提供などにより地域の育児力の向上をめざす。

(2) 実施場所 幼稚園6か所、保育所・認定こども園113か所

2 保育所・認定こども園

〔児童福祉法第24条・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律〕
多様化する市民の保育ニーズに対応して特別保育（乳児・統合・延長・一時・休日・夜間・年末等）の充実や地域子育て支援センター事業の実施など児童福祉の一層の増進に努めている。



令和6年度の保育料〔金沢市子ども・子育て支援法施行細則〕

(単位：円)

保育認定（3歳未満児）

階層区分		保育料（月額）				
		3歳未満児 （1人につき）				
		標準時間	短時間			
A	被保護者である支給認定保護者又は 里親である支給認定保護者		0	0		
B	非課税世帯		0	0		
C	均等割の額のための課税世帯		9,500	9,400		
D	市 町 村 民 税	所得 割 合 算 額	1	48,600円未満	12,400	12,200
			2	48,600円以上 55,700円未満	16,200	16,000
			3	55,700円以上 59,200円未満	19,100	18,800
			4	59,200円以上 79,500円未満	23,600	23,200
			5	79,500円以上 97,000円未満	29,500	29,000
			6	97,000円以上 106,800円未満	35,100	34,600
			7	106,800円以上 133,600円未満	39,500	38,900
			8	133,600円以上 169,000円未満	42,700	42,000
			9	169,000円以上 301,000円未満	45,400	44,700
			10	301,000円以上	46,300	45,600

3－5歳児クラス全ての児童の保育料は、令和元年10月から無償化されました。

注(1) 適用年齢について

3歳未満児：令和3年4月2日以降に生まれた子ども

(2) 月途中の利用・利用終了について

月途中に利用または利用終了した場合の保育料は、日割り計算します。

(3) 保育料算定について

令和6年4月から8月までは令和5年度の市町村民税にもとづき算定し、令和6年9月から令和7年8月までは令和6年度の市町村民税にもとづき算定します。

(4) 税額控除等について

市町村民税の額については、主に寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等の適用前の税額になります。

階 層 別 児 童 数

(令和6年4月1日現在)

保育所・認定こども園利用階層別人数

階層	A	B	C	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7	D8	D9	D10	計
人数(人)	4	243	64	232	66	38	273	357	219	637	742	1,271	437	4,583
構成(%)	0.1	5.3	1.4	5.1	1.4	0.8	6.0	7.8	4.8	13.9	16.2	27.7	9.5	100

保 育 料 の 軽 減 等 に つ い て

(1) 第2子以降の保育料について

保護者の所得及び保育施設等(※)の同時利用の有無にかかわらず、第2子については2分の1相当額、第3子以降については0円になります。

◎上記のうち、保育施設等を同時利用している最年長の子どもから順に数えて第1子、第2子がともに3歳未満児のときの第2子目は、3分の1相当額になります。

※保育施設等：保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部（県立ろう学校幼稚部等）、児童心理治療施設、児童発達支援（そよかぜ、児童デイサービスわくわく、金沢市障害児通園施設ひまわり教室、ヴィストカレッジ西金沢駅前、エイブルベランダ Be 等）を行う施設

- ・適用を受けるときは、在籍（契約）証明書の提出が必要です。
- ・利用の仕方によっては、対象にならない場合があります。

◎C階層～市町村民税の所得割額が57,700円未満で保護者と生計を同一にする子どもが2人以上いる世帯

→第2子以降については0円になります。

(2) 母子及び父子世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等の保育料について

C階層～市町村民税の所得割額が77,101円未満の世帯：生計を同一にする最年長の子どもから順に、第1子については2分の1相当額（上限9,000円）第2子以降については0円になります。

保育所・認定こども園の職員数

(令和6年4月1日現在)

区分	施設数	定員	所長	保育士 保育教諭	調理員	保健師等	計
市立	13 ^{か所}	1,223 ^人	12 ^人	148 ^人	13 ^人	0 ^人	173 ^人
私立	126	15,286	126	3,181	467	553	4,327
県立	1	99	1	12	2	2	17
計	140	16,608	139	3,341	482	555	4,517

保育所・認定こども園公定価格の年次推移

年度 経営 主体	施設数			児童数						公定価格		
	3	4	5	3		4		5		3	4	5
				3歳 以上児	3歳 未満児	3歳 以上児	3歳 未満児	3歳 以上児	3歳 未満児			
市立	13 ^{か所}	13 ^{か所}	13 ^{か所}	7,445 ^人	4,737 ^人	7,097 ^人	4,415 ^人	6,507 ^人	4,188 ^人	850,885 ^{千円}	803,740 ^{千円}	790,894 ^{千円}
私立	117	122	125	105,010	57,640	104,464	61,645	103,518	62,499	15,645,739	16,236,002	17,352,116
県立	1	1	1	668	315	591	238	456	209	64,829	55,591	47,306
管外	—	—	—	852	577	745	564	957	593	135,559	126,255	154,023
計	131	136	139	107,543	67,596	112,897	66,862	111,438	67,489	16,697,012	17,221,588	18,344,339

(注) 市立及び県立は運営費相当額である。

(注) 私立及び管外のうち認定こども園は、保育料控除前の運営費相当額である。

令和6年度 私立保育所・認定こども園 運営費等補助予算一覧表

(単位：千円)

名称	予算額	前年度 予算額	対増減額	内 容
保育士定数 改善費補助	476,000	415,000	61,000	国省令配置基準を上回る配置に対し補助
就学前保育 充実費補助	117,000	69,000	48,000	国省令配置基準を上回る配置に対し補助
いつでも入所対応 保育士配置 支援事業費補助	50,000	55,000	△5,000	年度途中の入所の一般化に対応するため、年度当初から市条例配置基準を超える保育士等を確保する保育所・認定こども園に対し補助
調理員定数 改善費補助	107,000	86,000	21,000	臨時、パート調理員を配置することにより、調理員の労働軽減と給食業務の向上を図る
産休等代替 職員費補助	17,000	22,000	△5,000	職員の出産、傷病のため、臨時に代替職員を雇用した場合、代替職員に係る人件費を補助
運営特別 対策費補助	3,700	3,600	100	夜間保育所で、夜間保育に従事する職員に対し、夜間勤務手当を支給した経費を補助（夜間保育所）
統合保育費補助	330,000	314,000	16,000	事業を円滑に実施するための人件費を補助 ※児童1人に対し、保育士1人の配置にかかる経費を補助
保育教諭資格取得 促進事業費補助	200	1,000	△800	幼保連携型認定こども園で「保育教諭」として働くため、保育士資格を有する者の特例制度を活用した、幼稚園教諭免許状取得を支援する施設に対して補助
実費徴収補足 給付事業費補助	300	400	△100	低所得世帯を対象に、実費徴収に係る費用の一部を補填した経費に対して補助
職員感染症予防 対策費補助	21,000	21,000	0	伝染病、食中毒を防止し、児童の衛生面での安全を確保するため職員の検便に要する経費を補助（一般腸内細菌および腸管出血性大腸菌検査）
保育士処遇 改善費補助	360,000	360,000	0	保育士等の労働環境を維持するため、基準を超えて配置する施設に対してその費用の一部を補助
保育体制強化事業	83,900	98,300	△14,400	地域住民や子育て経験者などの保育支援者を配置し、保育にかかる周辺業務に活用した際の配置にかかる費用の一部を補助
保育士宿舎 借上支援事業	58,000	56,000	2,000	保育士の就業継続及び離職防止を図るため、保育士宿舎の借り上げに要する費用の一部を補助
保育所等フッ化物 洗口推進費補助	400	500	△100	虫歯の低減に関し効果的である、幼児期からのフッ化物洗口の普及のきっかけとなることを目的に、フッ化物洗口にかかる経費の一部を補助
UJIターン保育士 就労支援事業	1,000	1,000	0	石川県外に転出した学生や石川県外在住で、金沢市内に就職を希望する者等に対し、転居費用や就職準備費用として就職支援金を助成

名 称	予算額	前年度 予算額	対増減額	内 容
情操教育推進費補助	20,000	20,000	0	保育施設独自のプログラムで、金沢の多様な文化芸術を素材とした遊び、学び、及び楽しむ場面を作り出し、保育の質や施設の企画力向上にかかる経費を補助
改修費等補助	797,800	681,800	116,000	保育所・認定こども園の施設および設備の整備等に要する経費を補助
延長保育費補助	94,000	96,000	△2,000	保育認定を受けた児童について、通常の利用時間以外の時間において引き続き当該児童を保育する施設に対してその費用の一部及び管理費を補助
一時預かり費補助 (一般型)	30,000	27,000	3,000	保護者の病気等により、一時的に保育が必要な児童を短期間保育するための費用を補助
一時預かり費補助 (幼稚園型)	77,000	68,000	9,000	認定こども園等が在籍園児（1号認定）を長時間預かるための費用を補助
休日保育費補助	1,100	1,100	0	日曜、祝日に保育の必要な児童の保育をする施設に対して補助
地域活動費補助	1,400	1,200	200	地域活動事業を円滑に実施するための費用を補助
かなざわ子育て夢ステーション事業費補助	11,000	11,000	0	保育所・認定こども園を利用していない親子への子育て支援を行う施設に補助
病児一時保育費補助	224,100	199,770	24,330	保育所・認定こども園通所中の児童の発病に際し、保護者が勤務の都合により緊急に対応できない場合に、保護者に代わり病児の看護や一時保育を行う施設に対し補助
年末保育サービス費補助	2,200	2,200	0	年末の12月29日、30日において、保護者が勤務等の都合により、家庭保育ができない場合に、開所し保育を行う施設に対し補助
子育て支援センター事業費補助	45,200	43,500	1,700	子育て家庭に対する育児相談等地域の保育ニーズに積極的に対応する施設に対し補助
在宅育児家庭通園保育モデル事業費補助	8,100	6,100	2,000	在宅育児家庭の満3歳未満児を対象に定期的に保育サービスを提供する施設に対し補助
医療的ケア児保育支援費補助	23,000	1,700	21,300	医療的ケア児の受入れに係る経費を補助
保育団体等補助	650	650	0	保育所長等研修事業に要する経費を補助
こどもすくすくランド開催費補助	1,400	1,400	0	こどもすくすくランド開催費を補助
合 計	2,962,450	2,664,220	298,230	

3 夜間保育

(1) 主 旨

夜間就労機会の増加、勤務形態の多様化に対応し県内初の都市型夜間保育所を開設。

(2) 実施施設

実施施設	開設年月日	保 育 時 間	定 員
野町夜間保育園 (野町 3 - 24 - 32)	昭和63年 7 月 1 日	通常保育 (午前11時から午後10時まで) 延長保育 (午前11時以前及び 午後10時から午前 2 時まで)	30 名
双葉第二こども園 (香林坊 2 - 5 - 24)	平成12年 4 月 1 日	通常保育 (午前11時から午後10時まで) 延長保育 (午前 7 時から午前11時まで)	36 名

4 休日保育

(1) 主 旨

日曜、祝日を勤務日とする就労形態の事業所に保護者が働くことによって、保育の必要な児童の健全育成を図るため、市内 8 か所の私立保育所・認定こども園を「休日保育実施施設」に指定し、休日保育を実施する。

(2) 開設時期 平成元年 4 月 1 日

(3) 実施施設

石川県済生会こども園アイリス	金沢市本町 1 丁目 2 番 16 号
あいいくこども園	金沢市小將町 8 番 23 号
第一善隣館保育所	金沢市野町 3 丁目 1 番 15 号
認定こども園ひょうたん	金沢市瓢箪町 8 番 22 号
双葉こども園	金沢市香林坊 2 丁目 5 番 24 号
双葉第二こども園	〃
キッズみなと園	金沢市木曳野 2 丁目 126 番地
セルホーといた保育園	金沢市戸板 2 丁目 102 番地

(4) 対象児童 (保護者)

上記 8 か所の施設を利用している児童で、休日保育を希望される方

(5) 対象児童の休みとなる日

「休日に見合う日数分」を平日に休むものとする。

(「保護者が休みとなる日」に合わせてあらかじめ設定する。)

5 延長保育事業

(1) 主 旨

児童の保護者の就労時間、通勤時間等によるやむを得ない事情のため、通常の保育時間を超える時間に保育を常時必要とする児童を対象に、通常の保育時間を超えて保育を行う。

(2) 事業開始 昭和58年 4 月 1 日

(3) 令和 6 年度実施施設 (見込) 127か所

(4) 延長保育時間

① 保育標準時間認定

・昼間保育所 午後 6 時を超え最長午後10時まで

- ・夜間保育所 午前9時から午前11時まで、および午後10時を超え午前2時まで
- ② 保育短時間認定
概ね午後4時半（施設により異なる）を超え最長午後10時まで
- (5) 保護者負担 通常保育料のほかに別途負担が必要

6 統合保育事業〔金沢市統合保育事業実施要綱〕

- (1) 主 旨
心身の発達に遅れ等を有し、かつ、保育の必要性のある概ね満2歳以上の児童を一般の児童とともに集団で保育を行うことにより、心身の発達の助長、社会への適応性を高める。
- (2) 事業開始 昭和49年4月1日
- (3) 対象児童 心身の発達の遅れ等の程度が中度または軽度の保育の必要性のある児童で、金沢市統合保育指導委員会で一般の児童とともに集団で保育を行うことが適当と判断された概ね満2歳以上の児童

7 医療的ケア児の受入れ

- (1) 主 旨
医療的ケア児及びその家族を支援するため、保育所・認定こども園で医療的ケアが必要な児童の受入れを実施し、医療的ケア児の健やかな成長を図る。
- (2) 受入開始 令和6年4月
- (3) 対象児童及び要件
「主治医」が集団保育を可能と判断し、金沢市の「医療的ケア実施検討委員会」において保育施設等で医療的ケアの実施が可能と判断された児童。
医療的ケアが保育施設等の施設運営の中で安全に実施できること。

(4) 実施施設

施設名	住 所
あけぼのこども園	戸水1丁目18番地
セルホーといた保育園	戸板2丁目102番
光こども園	神宮寺1丁目11番15号
双葉保育所	吉原町ヨ1番地
安原こども園	下安原町東1521番地1

8 年末保育サービス事業〔金沢市年末保育サービス事業実施要領〕

- (1) 主 旨
年末12月29日、30日に保育所・認定こども園を開所し、保護者が勤務等の都合により年末に家庭での保育ができない「働く家庭」の子育て支援を図る。
- (2) 事業開始 平成7年12月
- (3) 対象児童 保育所・認定こども園を利用中の児童で年末保育を必要とする児童
- (4) 保護者負担 通常の保育料とは別に、1日につき3歳未満児1,520円、3歳以上児920円
(市立保育所) 同一世帯で2人以上利用する場合は、第2子については2分の1相当額、第3子以降については全額免除
(第1子・第2子がともに3歳未満児のときの第2子目は3分の1相当額)

9 病児一時保育事業

(1) 主 旨

保育所・認定こども園を利用中等の児童の発病に際し、保護者が勤務の都合により緊急に対応できない場合に、保護者に代わり病児の看護・一時保育を行う。

(2) 事業開始 平成6年4月

(3) 実施施設

① 病児対応型	聖 霊 乳 児 院	金沢市長町1丁目5番46号
	健 生 ク リ ニ ッ ク	金沢市平和町3丁目5番2号
	城 北 病 院	金沢市京町20番3号
	横井小児科内科医院	金沢市菊川1丁目10番3号
	金 沢 大 学	金沢市宝町13番1号
	松 田 小 児 科 医 院	金沢市増泉2丁目7番37号
	石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地
	金 沢 市 立 病 院	金沢市平和町3丁目7番3号

② 体調不良児対応型

梅 光 保 育 園	金沢市石引4丁目6番1号
ニコニコ保育園	金沢市松村2丁目20番地
光 こ ど も 園	金沢市神宮寺1丁目11番15号
聖 霊 こ ど も 園	金沢市長町1丁目5番43号
キッズスクールオオウラ	金沢市大浦町又75番地1
平 和 こ ど も 園	金沢市平和町2丁目6番6号
ミドリ光と風こども園	金沢市南塚町223番地
あけぼのこども園	金沢市戸水1丁目18
旭 町 保 育 園	金沢市旭町2丁目13番1号
わかばこども園	金沢市西大桑町7番5号
正 美 保 育 園	金沢市二口町イ30番地
キッズアカデミー太陽丘こども園	金沢市太陽が丘3丁目247番地1
セルホーといた保育園	金沢市戸板2丁目102番
あかしあこども園	金沢市粟崎3丁目243番地1
み は る 幼 稚 園	金沢市割出町435
金沢星稜大学附属星稜幼稚園	金沢市御所町寅27

10 一時預かり事業（一般型）〔金沢市一時預かり事業実施要綱〕

(1) 主 旨

児童の保護者等の疾病、就労その他の理由により、保護者等が児童を一時的に保育できない場合に、当該児童を保育所・認定こども園で一時的に預かることにより、児童の健全育成と子育て支援を図る。

(2) 事業開始 昭和55年4月1日（平成21年4月1日に「一時保育」より名称変更）

(3) 対象児童

次のいずれかの事由に該当し、一時預かりを必要とする児童

- ① 保護者等が疾病、出産または看護に従事する場合
- ② 保護者等が産休・育休あけで、月途中からの施設利用が困難な場合
- ③ 保護者等の就労、疾病等により、断続的に保育が困難な場合
- ④ 保護者等が冠婚葬祭等に出席するため
- ⑤ 保護者等の育児リフレッシュのため

- (4) 保護者負担 1時間につき 350円
 (市立保育所) 給食1回につき300円
 間食1回につき100円

11 一時預かり事業（幼稚園型）

(1) 主 旨

就労している保護者に対し、施設型給付を受ける認定こども園等が、在籍園児を対象に平日・長期休業期間中等の年間を通じた幼児教育・保育サービスを提供することにより、就労家庭の支援を図る。

- (2) 事業開始 平成27年4月1日

- (3) 対象児童 教育標準時間認定（1号認定）を受ける在籍園児

12 地域子育て支援センター事業

(1) 主 旨

保育所・認定こども園において、子育て家庭支援のための専属職員を配置し、子育て家庭等に対する育児相談・指導等を行い、地域全体での子育てを支援する。

- (2) 事業開始 平成9年4月1日

- (3) 実施施設 石川県済生会こども園アイリス 金沢市本町1丁目2番16号
 むつみえんふれんどはうす 金沢市石引2丁目4番23号
 龍雲寺学園・パウデア学舎 金沢市寺町5丁目12番40号
 泉の台幼稚園 金沢市泉野町4丁目4番3号
 安原こども園 金沢市下安原町東1521番地1
 光こども園 金沢市神宮寺1丁目11番15号

(4) 事業内容

- ① 子育て親子の交流の場の提供、交流の促進
- ② 子育て等に関する相談・援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 月1回以上の講習等を実施
- ⑤ 公共施設に出向いての子育て支援の実施
- ⑥ 重点的な支援が必要と思われる家庭への関係機関との連携・協力

13 保育利用支援事業

(1) 主 旨

子どもや保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園での幼児教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業などの中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行う。

(2) 事業開始 平成26年4月1日

(3) 設置場所 市役所本庁 3名（令和4年7月から1名増員）

(4) 事業内容

- ① 保育所・認定こども園利用の調整、利用保留児のアフターフォロー
- ② 幼児教育・保育サービスなどの利用に関する相談
- ③ 保育資源・保育サービスの情報収集 など

14 幼 稚 園〔学校教育法第22条〕

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

幼稚園一覧（9園）

（令和6年4月1日現在）

No.	経営主体	施設名	定員	所在地	電話番号
1	学校法人	愛香南部幼稚園	80	泉が丘1丁目16-8	241-3860
2	国立大学法人	金沢大学附属幼稚園	84	平和町1丁目1-15	226-2171
3	学校法人	金沢めぐみ幼稚園	95	笠舞2丁目6-28	221-7970
4	学校法人	慶応幼稚園	300	金市町口15	258-1460
5	学校法人	玄門寺幼稚園	175	東山2丁目14-33	252-5777
6	学校法人	聖ヨゼフ幼稚園	180	広坂1丁目1-54	232-0720
7	学校法人	天徳幼稚園	155	小立野4丁目4-4	231-4485
8	学校法人	藤花幼稚園	75	上安原町169-1	240-7444
9	学校法人	北陸学院第一幼稚園	120	三小牛町ハ1-1	242-0209

私立幼稚園振興

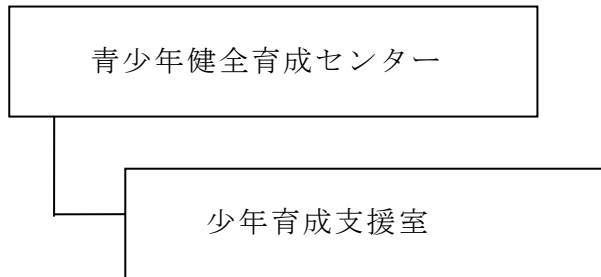
(単位：千円)

名 称	予算額	前年度 予算額	対増減額	内 容
無 償 化 事 業	179,700	219,419	△39,719	保育料無償化に係る経費に対して補助
運 営 費 補 助	21,000	21,000	0	私立幼稚園の運営する経費に対し補助
研 修 費 補 助	500	500	0	私立幼稚園の研修に係る経費に対し補助
健 康 診 断 料 補 助	210	210	0	私立幼稚園の健康診断に係る経費に対し補助
満 3 歳 児 運 営 費 補 助	1,120	1,120	0	満 3 歳 児 保 育 へ の 教 員 の 加 配 対 し 補 助
心 身 障 害 児 幼 稚 園 運 営 費 補 助	4,300	2,740	1,560	心身障害児の就園を奨励するため、心身障害児が1名在園する幼稚園に対し、人件費の一部を補助
施 設 整 備 事 業 費 補 助	3,200	4,600	△1,400	私立幼稚園の施設および設備の整備等に要する経費を補助
か な ざ わ 子 育 て 夢 ス テ ー シ ョ ン 事 業 費 補 助	1,000	1,100	△100	幼稚園に在籍していない親子への子育て支援を行う私立幼稚園に対し補助
預 かり 保 育 推 進 事 業 費 補 助	900	1,600	△700	就労している保護者に対し、平日・長期休業期間中等の年間を通じた幼児教育・保育サービスを提供し、就労家庭の支援を実施した私立幼稚園に対し、人件費の一部を補助
預 かり 保 育 利 用 給 付 費	8,000	8,000	0	2019年10月から幼稚園の預かり保育における利用料の無償化を実施
無 償 化 事 業 (副 食 費 免 除)	5,300	7,443	△2,143	2019年10月から低所得者世帯または多子世帯を対象に、副食費にかかる費用の一部を補助
保 育 教 諭 資 格 取 得 促 進 事 業 費 補 助	200	200	0	幼保連携型認定こども園で「保育教諭」として働くため、幼稚園教諭免許状を有する者の特例制度を活用した、保育士資格取得を支援する施設に対し補助
合 計	225,430	267,932	△42,502	

第 14 青少年健全育成センター

青少年健全育成センターは、長土堀青少年交流センターを拠点とし、子どもの健全育成活動団体の支援及び青少年関係団体の育成及び指導、青少年教育の推進を図る。

少年育成支援室は、補導活動や地区の青少年健全育成協議会等との連携による一体的な活動を行う。



1 青少年健全育成センター

(1) 長土堀青少年交流センター

設置目的	次代を担う青少年の主体的な学びや、青少年相互及び青少年と他の世代との交流を促進することを通じて、健全で活力に満ち、創造性豊かな青少年の育成を図る。		
位 置	金沢市長町3丁目3番3号	電 話	220-2102
開 館	令和元年7月		
施 設 内 容	交流活動室 (171.5㎡ 定員 72人) プレイルーム (85.2㎡ 定員 30人) 多目的室 (82.9㎡ 定員 36人) 調理実習室 (71.7㎡ 定員 24人) 和室 (65.8㎡ 定員 20人 茶室利用可能) 音楽活動室 (57.4㎡ 定員 20人) 学習室1 (74.4㎡ 定員 36人) 学習室2 (75.9㎡ 定員 36人) 学習室3 (76.0㎡ 定員 36人) 大集会室 (314.6㎡ 定員150人 椅子のみ200席) 控室 (20.8㎡ 定員 5人) 長土堀公民館 金沢市子ども会連合会事務局 金沢子ども科学財団事務局		

開館時間	午前9時から午後9時まで
休館日	月曜日（祝日の場合は直後の平日）、12月29日から翌年1月3日まで

（2）甥杉少年の森

位置	金沢市甥杉町口2番地3	電話	229-1627 (利用団体滞在時のみ)
開設年月	昭和59年8月		
面積	約50ha 甥杉・寺津地区		
施設概要	管理棟兼避難所(木造2階農家建、面積390㎡) 野外集会場2 倉庫3 初級キャンプ場(100人収容)…炊事棟1、炊飯棟1、便所1(水洗式) 中級キャンプ場(50人収容)…炊事炊飯棟1、便所1(水洗式) 雨天広場(屋根付集会広場)		
開設期間	4月1日～11月30日		
使用料	無料		

（3）土子原こども屋外広場

位置	金沢市曲子原町ソ13番地（旧土子原小学校跡地）
開設年月	平成12年8月
面積	約1.6ha
施設概要	宿泊棟（旧土子原小学校舎、約40名収容）、野外炊事場、 キャンプファイヤー広場、グラウンド（約5,000㎡）、自然苑
開設期間	4月1日～11月30日
使用料	無料

2 少年育成支援室（教育プラザ此花内）

（１）業務内容

① 補導活動

- ・地域の行事における巡回及び声かけその他の子どもの安全確保など、地域の実情に応じた弾力的な活動
- ・繁華街に加え、学校周辺やショッピングセンター、コンビニ等の「たまり場」を学校の昼休み時間帯や下校時に巡視
- ・「石川県警察少年サポートセンター此花」と連携し、金沢駅周辺における補導活動を強化

② 地域連携活動

- ・地域における防犯団体及び青少年健全育成に関わる団体との連携による一体的な活動

③ 非行防止啓発活動

- ・各種会合に積極的に参加し、非行防止を啓発、広報資料を作成

④ 金沢市少年非行防止連絡協議会の開催

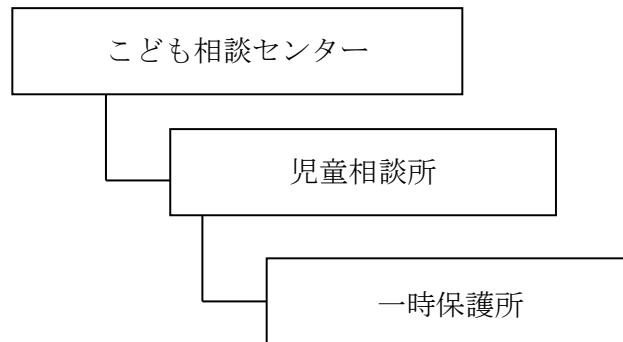
- ・非行防止等に関係する機関及び団体間との情報交換、協議

（２）街頭補導実施状況（令和５年度）

区分	回数 (回)	補 導 状 況 (人)								
		補導少年数			「愛の一声」少年数			取り扱い少年の総数		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
早 朝	14	0	0	0	330	26	356	330	26	356
午 前	431	0	0	0	290	82	372	290	82	372
午 後	741	17	1	18	2,106	562	2,668	2,123	563	2,686
薄 暮	124	4	0	4	84	17	101	88	17	105
夜 間	4	0	0	0	1	3	4	1	3	4
計	1,314	21	1	22	2,811	690	3,501	2,832	691	3,523
4年度	1,296	25	9	34	3,324	729	4,053	3,349	738	4,087

第 15 こども相談センター

子どもや家庭に関するさまざまな相談ニーズに迅速・的確に対応するため、中核市としては全国に先駆けて児童相談所を開設。教育プラザに設置されている。また、令和6年度より統括支援員を配置し、児童福祉機能と母子保健機能が連携し、一体的に支援を提供する体制を整えた。



1 児童相談所

(1) 主な事業

① 児童福祉法に基づく児童相談所業務

児童虐待相談や非行相談等、子どもやその家庭に関するさまざまな相談、施設入所や里親への委託、障害程度の判定、児童の一時保護等を行う。

② 青少年相談業務

義務教育修了後から概ね20歳までの青少年を対象とした相談に応じる。

③ メンタルフレンド事業

ひきこもり等の子どもの家庭等に、学生等のボランティア（メンタルフレンド）を派遣し、会話やスポーツなどのふれあいを通して子どもの福祉の向上を図る。

④ ヤングケアラー相談業務

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の児童の相談に応じる。

(2) 相談状況（令和5年度）

① 受付件数

相談種別			件数（件）
相談	受付	件数	1,553
相談種別	養護相談	児童虐待	652
		その他	142
		計	794
別	保健	相談	0
	障害	相談	434
	非行	相談	32

	育 成 相 談	54
	そ の 他 の 相 談	0
	合 計	1,314
施設入所中児童の相談受付件数		203
相談継続中の通告等再受付件数		36

② 児童虐待相談の種別

虐待種別	件数(件)
身体的虐待	174
ネグレクト(養育放棄)	85
心理的虐待	387
性的虐待	6
計	652

(3) 一時保護の状況

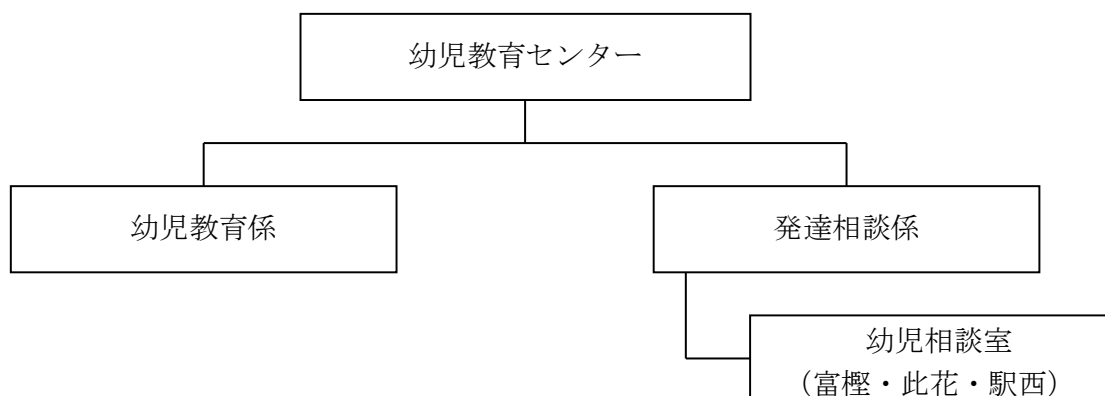
施設区分	人数(人)
一時保護所	113
その他の施設(乳児院等)	44
計	157

(4) 児童福祉施設入所措置状況 (R6.4.1現在)

施設区分	人数(人)
児童養護施設等	104
障害児施設	12
里親・ファミリーホーム	24
計	140

第 16 幼児教育センター

令和 2 年度の機構改革に伴い、幼児教育推進の拠点として、幼児教育センターを設立。大学と共同研究を行い、保育士・幼稚園教諭養成校や小学校とも連携を図りながら幼児教育・保育の質の向上を目指す。



1 幼児教育係

(1) 主な事業

① 幼児教育センター関連事業

- ・ 幼児教育センターの活動等について、学識者、幼児教育・保育施設関係者及び小学校関係者と意見交換を行い、幼児教育の推進体制の構築を図る。
- ・ 幼児教育・保育の質の向上を図るため、大学、保育者養成校、幼児教育・保育施設等と連携し、研究・研修・実践を行う。
- ・ 保育士等の仕事についてPR活動を行い、魅力を発信し人材の確保に繋げる。

② 幼児教育・保育関係職員研修

- ・ 乳幼児保育、保健、栄養、統合保育等の各分野の専門的研修を実施。
- ・ 幼児教育・保育関係職員と小学校教員が相互理解を深めるための研究や研修を実施。
- ・ 研修効果向上のため、目的に合わせ訪問型・往還型・対話型等の研修を実施。

(2) 研修状況（令和 5 年度）

種 別	講座数	延べ受講者数
保育所・幼稚園・認定こども園職員研修	45 講座	1,762 人
市立保育所職員研修	13 講座	189 人
合 計	58 講座	1,951 人

2 発達相談係

(1) 主な事業

① 巡回専門相談

小児科医、精神科医、臨床心理士、言語聴覚士等の専門家が保育所・幼稚園等に向いて相談に応じる。

② 統合保育相談事業

発達に遅れや障害を有する児童に対し、専門の指導員等が、保育所・幼稚園等での状態を観察し、担当保育士や保護者等の相談に応じる。

③ 医療的ケア児の受入支援

医療的ケアが必要な児童の入園に向け、保護者や施設の相談に応じます。入園後も受入れ施設を巡回します。

④ 電話相談・こども専用相談ダイヤル・いじめ相談電話

一般の電話相談のほか、こども専用の相談電話を設け、センターの相談員等が電話での相談に応じる。

⑤ 幼児相談室

「富樫」「此花」「駅西」の3相談室で、こころやからだなど子どもの発達について心配と思われる子どもとその保護者を対象に「親子の遊び」を通してかかわり方や育児の方法について支援し、保護者の相談に応じる。

(2) 相談状況（令和5年度）

① 受理件数

区 分		件数（件）
相 談 受 理 件 数		766
内 訳	未 就 学	729
	小 学 生	37

② 相談種別

区 分		相談回数等	延べ人数等
巡 回 専 門 相 談		149回	459人
巡 回 専 門 相 談（統 合 保 育）		331回	1,092人
幼 児 相 談 室		登録431人	3,663回
電 話 相 談	一 般	—	1,452件
	い じ め	—	38件
	こ ど も 専 用	—	28件

第17 社会福祉関係諸施設、機関等

1 施設の状況

(令和6年4月1日現在)

施設	県立	市立	その他	計
保育所		13カ所	17カ所	30カ所
認定こども園	1カ所		109	110
母子生活支援施設			1	1
児童クラブ			109	109
障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設			115	115
地域活動支援センター			8	8
障害児通所施設		1	78	79
障害児入所施設			6	6
乳児院			1	1
児童養護施設			4	4
児童家庭支援センター			1	1
老人ホーム等			9	9
老人福祉センター等	1	6		7
救護施設			2	2
善隣館			11	11
児童館	1	33		34

2 機関および団体一覧表

(令和6年4月1日現在)

名称	会員数	所在地	電話番号	代表者
金沢市母子寡婦福祉連合会	250人	三社町1-44 県女性センター	224-3417	中村 幸子
金沢市遺族連合会	566	石引4丁目18-1	223-7655	小林 茂隆
金沢市社会福祉協議会		高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館	231-3571	高柳 晃一
金沢健康福祉財団		大手町3-23	222-0102	荒舘 誠 (理事長)
金沢市老人連合会		彦三町1丁目15-5 金沢市中央公民館彦三館	262-4600	須野原 雄
金沢手をつなぐ親の会	600	高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館	261-7840	大橋 和史
金沢市身体障害者団体連合会	520	高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館	262-6660	田中 弘幸
石川県肢体不自由児協会 金沢支部	100	本多町3丁目1-10 県社会福祉会館	224-6126	高松昌一郎 (支部長)
日赤石川県支部金沢市地区 (62分区)		広坂1丁目1-1 市福祉政策課	220-2278	村山 卓 (地区長)
金沢市放課後児童クラブ協議会	109クラブ	広坂1丁目1-1 市子育て支援課	220-2279	森田 輝雄
石川県児童養護協議会	11施設	本多町3丁目1-10 県社会福祉会館	224-1211	横川 伸
金沢保護区保護司会	162	高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館	223-3062	米澤 明孝
社会を明るくする運動 金沢市推進委員会		〃	〃	村山 卓 (委員長)
金沢市民生委員推薦会		広坂1丁目1-1 市福祉政策課	220-2278	真砂 良則
金沢市児童館連絡協議会	33館	小坂町西8-11 城北児童会館	251-0444	羽場 政彦
金沢市介護サービス事業者連絡会	232法人	高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館	231-3571	前田 直大
金沢市善隣館協議会	11法人	野町3丁目1番15号 第一善隣館内	241-4030	安藤 謙治

3 社会福祉施設一覧表

(令和6年4月1日現在)

施設の種類	名称	経営主体	定員	構造	所在地	代表者	電話番号	創立年月日
老人福祉施設	養護老人ホーム 向陽苑崎浦	社福	120	鉄筋コンクリート造4階建	三口新町1丁目 8-1	桶川 秀志	263-7691	昭16. 1. 1
	養護老人ホーム 向陽苑木曳野	〃	120	鉄骨造4階建	木曳野4丁目114	桶川 秀志	268-6541	平24. 4. 1
	軽費老人ホーム ケアハウスあいびす	社福	150	鉄筋コンクリート造7階建	北塚町西440	小松 栄子	240-3366	平 3. 10. 1
	軽費老人ホーム ケアハウス千木の里	〃	150	鉄骨耐火造8階建	千木町ホ4-1	橋本 猛彦	257-9300	平 8. 2. 1
	軽費老人ホームケアハウス シニアマインド21	〃	85	鉄骨造8階建	山科町午40-1	池田太一郎	241-1177	平16. 5. 23
	金沢春日ケアハウス	医法	110	鉄骨造7階建	元菊町20-1	北中 勇	262-3385	平 19. 4. 13
	ファミリーケア城南	社福	72	鉄骨造4階建	城南1丁目21-21	新谷 博範	232-8221	平19. 10. 1
	ケアハウスゆりの里	〃	80	鉄骨造6階建	木曳野3丁目292	松本 慎也	266-1234	平24. 4. 1
	ケアハウス朱鷺の苑やわらぎ	〃	50	鉄骨造12階建	本町1丁目6-1	小松 栄子	223-1121	平25. 4. 1
	ケアハウス朱鷺の苑かがやき	〃	50	鉄骨造5階建	米泉町10丁目 1-159	小松 栄子	249-0008	平29. 12. 1
	金沢市老人福祉センター 万寿苑	市立	250	鉄筋コンクリート造3階建	大桑町ヤ1-4	釧持 公広	244-6745	昭48. 7. 17
	金沢市老人福祉センター 松寿荘	〃	250	〃	金石北3丁目 3-33	竹内 由次	268-6757	昭53. 4. 1
	金沢市老人福祉センター 鶴寿園	〃	250	鉄筋コンクリート造2階建	額谷町ヌ1	東川 庄二	298-9355	昭59. 4. 11
	金沢市老人福祉センター 万寿苑分館 十一屋生きがい交流館	〃	-	〃	十一屋4-34	釧持 公広	241-5958	平27. 10. 1
	金沢市小立野老人福祉センター	〃	70	鉄筋コンクリート造3階建	小立野4丁目 7-51	吉田 昭生	264-0004	昭54. 4. 1
	金沢市栗崎老人福祉センター	〃	70	鉄筋コンクリート造2階建	栗崎1丁目3	諸江 修	238-2632	昭55. 4. 1
石川県長寿生きがいセンター	県立	60	〃	八田町東1025	村上 信男	258-3135	昭57. 12. 16	
救護施設	三陽ホーム	社福	90	鉄筋コンクリート造3階建	三口新町1丁目 8-1	松倉 剛弘	263-7101	昭29. 11. 1
	三谷の里ときわ苑	〃	150	鉄筋コンクリート造2階建	高坂町ト1	高野 善一	257-4946	昭 6. 2.
点字出版施設	石川県視覚障害者情報文化センター	社福	-	鉄筋コンクリート造4階建	芳斉1丁目 15-26	米島 芳文	222-8781	昭57. 4. 1
点字図書館	石川県視覚障害者情報文化センター	〃	-	〃	〃	〃	222-8781	昭47. 4. 1

4 児童福祉施設一覧表

○ 保 育 所

(令和6年4月1日現在)

番号	保育所名	定員	経営	構 造	所 在 地	代 表 者	電話番号	認可年月日
1	中 村 町	95	市立	鉄筋コンクリート造2階建	中村町15-7	鍋木 仁美	241-3437	昭27. 6. 1
2	三 馬	135	〃	〃	久安6丁目83	田中 慎子	247-0010	昭45. 4. 1
3	光 が 丘	132	〃	〃	光が丘2丁目104	小坂 英子	298-1153	昭50. 4. 1
4	大 桑	50	〃	〃	大桑町平42-48	森 篤子	247-4630	昭54. 4. 1
5	八 日 市	132	〃	〃	八日市2丁目465	安嶋 克好	242-0411	昭27. 9. 1
6	矢 木	100	〃	〃	矢木1丁目40-1	岡野 絵美	249-2518	昭29. 9. 1
7	金 石	98	〃	鉄筋コンクリート造平屋建	金石北3丁目3-38	奥谷千庸子	267-0779	昭23.11. 1
8	八 田	106	〃	鉄筋コンクリート造2階建	八田町東572	長谷川悦子	258-0333	昭47.10. 1
9	花 園	70	〃	鉄筋コンクリート造平屋建	岸川町に46	木村 治子	258-0158	昭30. 7. 1
10	森 山	105	〃	鉄筋コンクリート造2階建	元町1丁目7-7	宝島 静香	252-0448	昭28.12. 1
11	双 葉	81	〃	〃	吉原町ヨ1	浦島 久美	258-0332	昭28. 3. 1
12	菓 師 谷	79	〃	〃	堅田町丙86-3	古谷 千穂	258-0721	昭27. 3.31
13	宮 野	40	〃	鉄筋コンクリート造平屋建	宮野町ホ79	古谷 千穂 (兼務)	257-5404	昭34.10. 1

1	梅 光	110	社福	鉄筋コンクリート造3階建	石引4丁目6-1	大塚 哲司	222-2405	昭23.11. 1
2	あ ゆ み	60	〃	〃	笠舞3丁目8-41	野間 成之	262-5016	昭37.10. 1
3	つ く し ん ぼ	60	〃	〃	宝町13-1	稲垣美智子	222-0277	昭50. 1. 1
4	野 町	60	〃	〃	野町3丁目24-32	道林 信郎	244-6458	昭48. 4. 1
5	の ぞ み	60	〃	〃	若草町22-1	西村 寛	241-0078	昭51.11. 1
6	弥 生 乳 児	20	〃	〃	泉1丁目2-3	四位例 靖	244-2266	昭50. 4. 1
7	お し の	110	〃	〃	押野2丁目525	島田 恵子	242-6660	昭53. 4. 1
8	額 扇 台	80	〃	〃	馬替2丁目204-1	中野 吉富	298-8181	昭54. 4. 1
9	米 丸	120	〃	〃	東力町ニ157-3	川元 傳	291-1174	昭24. 6. 1
10	く る み	145	〃	〃	入江3丁目215	吉田 一郎	291-2717	昭51. 4. 1
11	あ お ば	110	〃	〃	豊徳町195	中川美智代	240-0050	昭54. 4. 1
12	くりのき保育園	120	〃	鉄 骨 造 2 階 建	新保本5丁目25	新谷 博範	269-0081	平31. 3.29
13	わ ら べ	300	〃	鉄筋コンクリート造2階建	畝田東4丁目1164	畝田 健一	268-6737	昭53. 4. 1
14	セルホーといた	131	〃	鉄 骨 造 2 階 建	戸板2-102	木村 まみ	210-7070	令 2. 3. 25
15	湯 涌	20	〃	鉄筋コンクリート造3階建	湯涌荒屋町23	山本 正直	235-1258	昭57. 4. 1
16	み ず ぼ	20	〃	鉄筋コンクリート造平屋建	二俣町ハ5-1	寺山 建夫	236-1044	昭60. 4. 1
17	野 町 夜 間	30	〃	鉄筋コンクリート造2階建	野町3丁目24-32	道林 信郎	244-6458	昭63. 7. 1

○ 認定こども園

(令和6年4月1日現在)

番号	認定こども園名	定員	経営	構造	所在地	代表者	電話番号	認可年月日
1	泉こども園	99	県立	鉄筋コンクリート造2階建	泉1丁目3-63	菅谷 ゆかり	242-5880	昭44. 2. 1
2	みやこのもりこども園	100	社福	〃	材木町13-40	鈴見 光一	221-6588	昭25. 6. 1
3	ふたつか認定こども園	115	〃	〃	北塚町西100-2	吉藤 哲夫	249-0454	昭40. 4. 1
4	双葉こども園	95	〃	〃	香林坊2丁目5-24	側垣 二也	231-3456	昭52. 4. 1
5	聖霊こども園	135	〃	鉄骨造3階建	長町1丁目5-43	内海 眞	263-5906	昭23.11. 1
6	長土堀こども園	105	〃	〃	長町3丁目11-17	西村 信彦	264-1900	昭23. 7. 1
7	さいび園	63	〃	鉄筋コンクリート造2階建	長土堀1丁目2-9	上出 佳子	231-5460	昭43.12. 1
8	まことこども園	82	〃	鉄骨造3階建	尾張町2丁目16-86	和田 清聰	231-5474	昭25. 7. 1
9	石川県済生会こども園アイリス	90	〃	鉄筋コンクリート造3階建	本町1丁目2-16	村田 拓也	233-1649	昭46. 1. 1
10	認定こども園ひょうたん	79	〃	鉄筋コンクリート造2階建	瓢箪町8-22	高柳 八朗	221-6611	昭23. 7. 1
11	あいいくこども園	60	〃	鉄筋コンクリート造3階建	小将町8-23	宮村 忠利	221-0984	昭23.11. 1
12	兼六こども園	108	〃	鉄骨造3階建	桜町8-17	鈴見 光一	231-4045	昭23. 7. 1
13	むつみえんふれんどほうす	80	〃	鉄筋コンクリート造2階建	石引2丁目4-23	木村 康信	221-5206	昭25. 7. 1
14	聖ヨハネこども園	82	〃	鉄骨造2階建	石引4丁目3-1	側垣 二也	264-2006	昭45.11. 1
15	上野こども園	96	〃	鉄筋コンクリート造3階建	小立野1丁目15-23	上農 俊洋	262-1001	昭43. 4. 1
16	小立野善隣館こども園	100	〃	鉄骨造2階建	小立野5丁目1-5	吉田 昭生	261-2755	昭23. 7. 1
17	わくなみこども園	109	〃	鉄筋コンクリート造2階建	涌波2丁目7-35	上農 俊洋	264-1419	昭46. 4. 1
18	永井善隣館こども園	80	〃	〃	菊川2丁目8-13	横井 透	231-3429	昭23.11. 1
19	すえひろこども園	110	〃	〃	三口新町3丁目19-10	辻岡 秀雄	222-0129	昭50. 4. 1
20	かさまいこども園	100	〃	〃	笠舞2丁目27-20	木村 潔	222-5915	昭52. 4. 1
21	旭町保育園	145	〃	〃	旭町2丁目13-1	河上 進	222-5647	昭52. 4. 1
22	第一善隣館保育所	79	〃	鉄骨造3階建	野町3丁目1-15	安藤 謙治	241-4030	昭23. 7. 1
23	認定こども園子供の家	66	〃	鉄筋コンクリート造2階建	若草町5-32	瀬町 隆一	241-0104	昭28. 2.18
24	みどりが丘こども園	126	〃	鉄筋コンクリート造3階建	緑が丘19-8	佐子田繁夫	241-1574	昭48. 4. 1
25	すみれこども園	59	〃	鉄筋コンクリート造2階建	寺町4丁目1-2	福井 清周	241-1932	昭54. 4. 1
26	龍雲寺学園・パウデア学舎	105	〃	〃	寺町5丁目12-40	木村 昭仁	243-8008	昭25. 7. 1
27	平和こども園	100	〃	鉄筋コンクリート造3階建	平和町2丁目6-6	山田 一二	241-2539	昭23.11. 1
28	めぐみこども園	102	〃	〃	平和町2丁目4-5	丘村 義人	241-0580	昭23.11. 1
29	富樫中央こども園	130	〃	〃	山科1丁目7-5	村山 春樹	241-6456	昭44.10. 1
30	ひばりキッズガーデン	105	〃	鉄骨一部鉄筋コンクリート造2階建	額新町2丁目124	源 学	298-7611	昭43. 4. 1
31	額小鳩こども園	165	〃	鉄筋コンクリート造2階建	三十苅町乙156	前田 武司	298-5253	昭48. 4. 1
32	ひまわりこども園	99	〃	鉄骨造3階建	横川3丁目33	古川 敏彦	247-2103	昭43. 4. 1
33	神田認定こども園	105	〃	鉄筋コンクリート造2階建	神田1丁目14-10	供田 洋一	244-0680	昭50. 4. 1
34	泉の台幼稚園	165	〃	鉄筋コンクリート造3階建	泉野町4丁目4-3	新保 裕子	243-6775	〃
35	伏見台保育園Neo	175	〃	鉄骨造2階建	窪4丁目511	近藤 二郎	243-6745	〃
36	金沢泉丘こども園	135	〃	鉄筋コンクリート造2階建	富樫2丁目5-35	竹澤 結花	247-4150	昭51. 4. 1
37	わかばこども園	105	〃	鉄骨造2階建	西大桑町7-5	西田 泰明	243-4522	〃
38	額小鳩第二こども園	135	〃	鉄筋コンクリート造2階建	三十苅町乙154	前田 武司	298-5216	〃
39	西泉こども園	142	〃	鉄筋コンクリート造3階建	西泉5丁目103	山田 昇	243-3420	昭52. 4. 1
40	しらゆり保育園	142	〃	鉄筋コンクリート造2階建	西金沢3丁目508	河上 進	249-3620	昭44. 2. 1
41	すずらん保育園	180	〃	鉄骨造2階建	西金沢新町266-2	北 篤司	249-4988	昭48. 4. 1
42	安原こども園	265	〃	鉄筋コンクリート造2階建	下安原町東1521-1	松崎 敏雄	249-2548	昭39. 4. 1
43	ミドリ光と風こども園	105	〃	鉄骨造2階建	南塚町233	塚野 登	249-6339	昭49. 4. 1
44	ミドリの杜こども園	105	〃	鉄筋コンクリート造2階建	みどり3丁目23-2	〃	249-5524	昭51. 4. 1
45	めばえこども園	135	〃	〃	八日市3丁目229	黒田 誠一	249-8266	昭52. 4. 1
46	こまどりこども園	139	〃	〃	上荒屋6丁目428	辻口 勝	249-8511	昭53. 4. 1
47	わかたけの森こども園	115	〃	〃	高島1丁目381	朝倉 忍	291-5574	昭53. 4. 1

番号	認定こども園名	定員	経営	構造	所在地	代表者	電話番号	認可年月日
48	正美保育園	300	社福	鉄筋コンクリート造3階建	二口町イ30	中田 真美	261-8815	昭36.10.1
49	みなとこども園	168	"	鉄骨造2階建	寺中町リ10	横山 初夫	268-2743	昭46.11.1
50	大野町こども園	94	"	鉄筋コンクリート造2階建	大野町4丁目甲18-11	紺田 健司	267-0136	昭23.11.1
51	かもめこども園	79	"	"	栗崎町タ1-1	元林 秀夫	238-2061	昭23.7.1
52	認定栗崎こども園	163	"	"	栗崎町1丁目4	坂東 慶洋	238-3720	昭23.11.1
53	くら月こども園	135	"	"	南新保町ロ126-1	畠 善寛	237-6756	昭54.4.1
54	すくすくふたば	109	"	"	駅西新町1丁目30-9	勝田 徹	262-9012	昭44.4.1
55	あけぼのこども園	115	"	鉄骨造2階建	戸水1丁目18	北川聖四郎	237-7036	昭52.4.1
56	さいねんこども園	145	"	"	西念3丁目7-21	六角 康成	265-6116	昭47.4.1
57	北安江こども園	160	"	"	北安江3丁目12-22	澤飯 英樹	231-1400	昭23.11.1
58	ニコニコ保育園	225	"	"	松村2丁目20	金原 弘明	268-4120	昭49.4.1
59	弓取こども園	170	"	"	三口町火236	澤飯 英樹	237-7800	昭50.4.1
60	広岡こども園	140	"	"	広岡2丁目8-26	清水 克弥	261-3759	昭51.10.1
61	あかしあこども園	135	"	"	栗崎町3丁目243-1	下澤 広伸	238-1100	昭53.4.1
62	かたつこども園	80	"	"	須崎町ト46-1	鶴居 正弘	238-5705	"
63	大徳学園	155	"	鉄筋コンクリート造2階建	畷田中1丁目97	浅香 順子	267-0961	昭53.4.1
64	キッズみなと園	204	"	鉄骨造2階建	木曳野2丁目126	横山 初夫	266-1711	平18.3.31
65	松寺こども園	146	"	鉄筋コンクリート造2階建	松寺町丑47	竹野 晶子	238-1414	昭36.10.1
66	東金沢こども園	188	"	鉄骨造3階建	三池町145	村池 敬一	252-7814	昭47.4.1
67	キッズスクールオオウラ	145	"	鉄骨造2階建	大浦町ヌ75-1	寺山 禎	238-2734	昭46.4.1
68	まどかこども園	90	"	"	南森本町ロ78-1	藤原 徳英	258-0758	昭24.7.1
69	千坂こども園	154	"	"	疋田町ハ302	北川 雅一	258-1321	昭41.11.1
70	見真こども園	125	"	"	弥勒町カ112	藤原 徳英	257-1260	昭54.4.1
71	みずきこども園	186	"	"	みずき4丁目1	桶川 秀志	258-2120	平17.3.31
72	ひがしやまこども園	79	"	鉄筋コンクリート造2階建	東山3丁目29-22	米澤 武	252-1414	昭45.4.1
73	浅野こども園	99	"	"	京町3-43	田崎 宏	252-1550	昭26.3.20
74	光こども園	175	"	鉄骨造3階建	神宮寺1丁目11-15	川辺 清光	252-9750	昭47.4.1
75	小金こども園	75	"	鉄骨造2階建	小坂町北223-1	多門 嗣之輔	252-6800	昭25.9.1
76	山王こども園	105	"	鉄筋コンクリート造2階建	山王町2丁目85	北川 雅一	252-0135	昭48.4.1
77	かみやちこども園	160	"	"	神谷内町へ29	"	251-1250	昭50.4.1
78	未来のひろば	120	"	鉄骨造2階建	田上の里2丁目220	米沢 寛	261-4522	昭46.1.1
79	犀川保育園	46	"	鉄筋コンクリート造2階建	末町16-30	高村 佳伸	229-1681	昭52.4.1
80	田上こども園	145	"	"	田上本町4丁目151	岡本 明男	262-4014	昭54.4.1
81	ひがしあさかわこども園	69	"	"	袋板屋町西29	水野 勝栄	229-2030	昭55.4.1
82	末こども園	75	"	鉄筋コンクリート造平屋建	末町21-22	石野宇四造	229-0033	昭29.4.1
83	キッズアカデミー太陽丘こども園	191	"	木造平家建	太陽が丘3丁目247-1	北元 喜洋	254-5210	平25.3.31
84	双葉第二こども園	36	"	鉄筋コンクリート造2階建	香林坊2丁目5-24	側垣 二也	231-3456	平12.4.1
85	馬場幼稚園	116	学法	鉄骨一部鉄筋コンクリート造2階建	小橋町4番12号	近藤瑠美子	252-3902	明43.10.5
86	川上幼稚園	64	"	木造2階建	幸町17番34号	加藤 孔二	231-1521	明45.4.5
87	長町幼稚園	45	"	鉄骨造5階建	片町2丁目10番23号	中谷 智一	231-4881	大11.4.1
88	星稜幼稚園	210	"	鉄筋コンクリート造2階建	御所町寅27	稲置 慎也	252-5057	昭40.4.1
89	伏見幼稚園	115	"	鉄骨造2階建	円光寺3丁目11-30	寺地 健	242-1233	昭40.7.1
90	カルメン幼稚園	110	"	鉄筋コンクリート造2階建	三馬3丁目324	今泉 健	247-0011	昭45.7.7
91	星稜泉野幼稚園	140	"	"	泉野町6丁目17-30	稲置 慎也	244-5636	昭57.10.28
92	桜木幼稚園	65	"	木造一部鉄筋コンクリート造2階建	寺町2丁目12-12	鈴木真知子	241-0059	大8.4.1
93	金沢幼稚園	121	"	木造平家建	安江町15-52	高栞 敬和	225-7161	大11.4.1
94	みはる幼稚園	270	"	鉄骨造3階建	割出町435	亀田 洋一	238-0615	昭30.5.1
95	木の花幼稚園	125	"	鉄筋コンクリート造平屋建	長町3丁目1-15	中村 哲郎	233-2824	明38.5.16

番号	認定こども園名	定員	経営	構造	所在地	代表者	電話番号	認可年月日
96	清泉幼稚園	45	〃	木造2階建	橋場町13-17	長谷川保子	231-0764	昭27. 2. 2
97	妙源寺幼稚園	230	学法	木造2階建	光が丘2丁目119	源 恭子	298-5533	昭45. 1. 8
98	みどりかわい幼稚園	150	〃	鉄骨造2階建	上安原2-130-1	河合 聡範	249-4828	昭38. 3. 5
99	メロン幼稚園	155	〃	〃	福久町ル1-1	嘉門 玲子	258-2668	昭46. 4. 12
100	金石幼稚園	150	〃	鉄筋コンクリート造2階建	金石本町口 53 番地	玉井 政利	268-1303	昭 9. 3. 1
101	明成幼稚園	180	〃	鉄骨造3階建	寺中町ホ 29-1	嘉門 玲子	267-1100	昭56.12.26
102	白銀幼稚園	90	〃	〃	芳斉2丁目2-24	徳田 美恵	231-5162	大2. 9. 15
103	かわい幼稚園	130	〃	鉄筋コンクリート・鉄骨造2階建	泉本町3丁目111番	河合 聡範	241-0620	昭28.2.26
104	青竜幼稚園	135	〃	〃	額新町1丁目27	和田 卓也	298-5050	昭41.2.22
105	第二かわい幼稚園	195	〃	鉄骨造2階建	入江1丁目203-1	河合 聡範	291-2000	昭51.2.28
106	伏見かわい幼稚園	200	〃	鉄骨造3階建	米泉町5丁目26	河合 聡範	243-4207	昭52.2.14
107	金沢学園幼稚園	75	〃	鉄骨造2階建	寺町2丁目1番4号	加藤 俊介	241-1438	昭5.7.6
108	藤蔭幼稚園	125	〃	鉄筋コンクリート・鉄骨造2階建	笠市町2番47号	中村 裕	221-5155	昭23.3.31
109	若草幼稚園	65	〃	鉄骨造3階建	若草町13番41号	山本 正人	280-4840	昭28.4.5
110	済美幼稚園	220	〃	鉄骨造2階建	朝霧台2丁目67番地	和澤 雅人	263-2528	昭21.4.15

○ 児 童 館

(令和6年4月1日現在)

名 称	経営	館長名	所在地	電話番号	認可年月日
長 町 児 童 館	市 立	立 野 克 典	長町2丁目2-16	232-9221	昭40. 1. 4
芳 斎 〃	〃	豊 後 政 彦	芳斉2丁目3-43	222-7477	昭41. 4. 1
花 園 〃	〃	西 川 廣	今町子41	258-0028	昭43. 7. 1
馬 場 〃	〃	塩 原 吉 成	東山3丁目29-22	253-1255	昭45. 4. 1
大 野 町 〃	〃	喜 楽 万 里 子	大野町1丁目8-5	268-1277	昭46. 2. 1
平 和 町 〃	〃	森 下 あ け み	平和町2丁目8-7	241-4851	昭48. 4. 1
大 徳 〃	〃	松 野 美 佐 子	畝田中2丁目234	268-2533	昭49. 4. 1
小 坂 〃	〃	棒 田 正 二	小坂町北312	251-6055	昭50. 4. 1
材 木 〃	〃	木 村 良 二	材木町13-11	223-7765	昭51. 4. 1
米 丸 〃	〃	川 元 傳	間明町2丁目346	291-5535	昭51. 4. 1
富 樫 〃	〃	開 敷 一 雄	山科1丁目6-8	242-4252	昭53. 4. 1
小 立 野 〃	〃	池 田 光 一	小立野4丁目7-51	233-1780	昭54. 4. 1
中 村 〃	〃	古 屋 秀 次 郎	中村町10-35	247-4456	昭54. 4. 1
栗 崎 〃	〃	高 村 昭 次	栗崎町1丁目3	237-3837	昭55. 4. 1
鞍 月 〃	〃	坂 本 敏 明	直江南1丁目1	237-8957	昭56. 4. 1
瓢 箪 〃	〃	堀 部 泰 生	彦三町2丁目10-5	221-1518	昭57. 4. 1
金 石 〃	〃	相 川 育 子	金石通町3-14	266-1125	昭58. 4. 1
安 原 〃	〃	前 多 和 也	福増町北1067	249-8930	昭59. 4. 1
森 山 〃	〃	河 村 幸 広	森山2丁目11-13	251-4332	昭59. 4. 1
弥 生 〃	〃	山 本 悦 子	弥生1丁目29-13	243-7588	昭61. 4. 1
新 神 田 〃	〃	浅 野 正	新神田1丁目1-18	291-4496	昭62. 4. 1
浅 野 町 〃	〃	山 田 弘	浅野本町2丁目13-12	252-5664	昭63. 4. 1
三 和 〃	〃	上 野 ひ と み	上荒屋4丁目82	249-2908	平 2. 4. 1
二 塚 〃	〃	濱 本 正 樹	北塚町西98	269-0272	平 5.11. 1
押 野 〃	〃	福 岡 寿 光	八日市2丁目464	247-3220	平 6. 4. 1
千 坂 〃	〃	元 木 千 明	千木1丁目235	258-3969	平 6. 4. 1
長 田 町 〃	〃	金 崎 一 誠	長田1丁目5-50	235-2180	平 7. 4. 1
扇 台 〃	〃	小 山 幸 博	馬替1丁目29-1	296-1180	平 9. 4. 1
杜 の 里 〃	〃	山 岸 豊	若松町3丁目281	222-7759	平13. 4. 1
西 南 部 〃	〃	脇 坂 弘 明	八日市出町815	240-3878	平16. 4. 1
戸 板 〃	〃	村 山 和 光	戸板1丁目2	231-5145	平27.10. 3

名 称	経 営	館 長 名	所 在 地	電話番号	認可年月日
諸 江 〃	〃	澤 田 岩 男	北安江2丁目22-44	204-7920	令4.10.10
城 北 児 童 会 館	〃	羽 場 政 彦	小坂町西8-11	251-0444	昭56.5.4
いしかわ子ども交流センター	県 立	橋 場 真 一	法島町11-8	243-6501	昭34.9.1

○ その他の児童施設

(令和6年4月1日現在)

施設の種類	名 称	経営主体	定 員	構 造	所 在 地	代 表 者	電話番号	創立年月日
乳 児 院	聖霊病院聖霊乳児院	社福	20	鉄骨造3階建	長町1丁目 5-46	内海 眞	223-2878	昭27.5.17
児童養護施設	聖霊病院聖霊愛児園	社福	50	鉄骨造3階建+ 木造	〃	〃	261-9812	昭27.5.17
	享 誠 塾	〃	50	鉄筋コンクリート造3階建	平和町3丁目 23-5	生山 匡	241-1514	昭40.5.1
	梅 光 児 童 園	〃	30	鉄筋コンクリート造2階建	石引4丁目6-1	大塚 哲司	231-3984	昭27.4.1
	林 鐘 園	〃	30	木造2階建	若松町3丁目 116-1	川端 眞美	262-3811	昭22.10.28
母 子 生 活 支 援 施 設	M C ハ イ ツ 平 和	公財	20	鉄筋コンクリート造4階建	平和町2丁目 3-9	南口 政人	241-4900	昭23.11.6
助 産 施 設	金 沢 市 立 病 院	市立	-	鉄筋コンクリート造	平和町3-7-3	高田 重男	245-2600	昭44.4.
	金沢医療センター	独法	-	〃	下石引町1-1	阪上 学	262-4161	平17.4.25

5 地区民生委員・児童委員協議会、地区社会福祉協議会

(令和6年4月1日現在)

No.	地 区 名	地区民生委員・児童委員協議会			地区社会福祉協議会		
		定数	所 在 地	会長氏名	会長氏名	所 在 地	
1	野 町	18	野 町 会 館	土 屋 邦 彦	杉 岡 利 正	(空欄は地区民児協と同じ)	
2	中 村	24	中 村 会 館	松 波 晴 信	森 田 輝 雄		
3	十 一 屋	25	平 和 町 会 館	福 島 明 男	長 棟 俊 之		
4	弥 生	19	弥 生 公 民 館	葛 葉 治 郎	能 村 良 勝		
5	泉 野	21	泉 野 サ ロ ン	小 杉 隆 一	北 浦 勝 啓		
6	新 堅	16	新 堅 会 館	大 橋 和 史	笠 間 啓 三		
7	菊 川	21	永 井 善 隣 館	桑 原 康 夫	山 二 光 三		
8	小 立 野	25	小 立 野 文 化 会 館	山 本 彰	吉 田 昭 生		
9	材 木	25	材 木 善 隣 館 交 流 セ ン タ ー	大 谷 康 雄	大 島 玉 子		
10	味 噌 蔵	21	第 三 善 隣 館	中 坂 学 夫	戸 田 眞 一 郎		
11	長 町	11	長 町 公 民 館	越 田 民 子	石 田 正 俊		
12	松 ケ 枝	12	松 ケ 枝 公 民 館	瀧 川 佳 子	木 村 博 史		
13	長 土 堀	17	長 土 堀 こ ど も 園	高 柳 比 呂 志	山 田 利 明		
14	芳 斉	12	吉 本 宅	吉 本 忠 則	土 山 淳		芳 斉 公 民 館
15	長 田	17	長 田 会 館	長 村 重 明	宮 川 隆		
16	此 花	11	此 花 会 館	塩 谷 祥 子	厚 見 正 充		
17	瓢 箆	14	瓢 箆 町 公 民 館	檜 物 鋭 一	松 島 昌 子		
18	馬 場	15	宮 保 宅	塩 原 吉 成	河 合 康 子		馬 場 福 社 会 館
19	浅 野	19	浅 野 町 福 祉 セ ン タ ー	北 野 克 治	上 野 秀 雄		
20	森 山	24	森 山 善 隣 館	前 田 修	小 阪 栄 進		
21	諸 江	35	諸 江 公 民 館	松 野 茂 夫	森 田 郁 代		
22	富 樫	24	富 樫 公 民 館	久 田 実	宮 岸 好 一		

No.	地区名	地区民生委員・児童委員協議会			地区社会福祉協議会	
		定数	所在地	会長氏名	会長氏名	所在地
23	米丸	34	米丸あすなろ苑	西森 勝	川元 傳	
24	三馬	34	会館みんま	福谷 正信	仲屋 健次	
25	崎浦	36	崎浦公民館	中川 義広	林 勇三	
26	小坂	27	小坂社会文化センター	高野 善一	高野 善一	
27	鞍月	21	鞍月文化会館	中橋 恵子	岩城 和徳	
28	浅野川	13	浅野川公民館	市橋 益子	松井 誠	
29	栗崎	19	栗崎文化センター	西尾 和喜雄	西尾 和喜雄	
30	大野	6	大野町公民館	永井 利美	紺田 健司	
31	戸板	29	戸板会館	太田 咲子	吉田 和夫	
32	大徳	55	大徳公民館	寺田 勉	桑沢 嘉昭	
33	金石	19	金石会館	中本 克維	輪崎 健司	
34	二塚	18	二塚公民館	宮田 外義	池田 功	
35	川北	21	大浦公民館	中野 正毅	舟野 滋	
36	内川	6	内川公民館	新村 嘉利	西田 清光	
37	犀川	13	犀川公民館	関 光子	多田 外志令	
38	安原	20	安原公民館	中田 久	尾内 まつ子	
39	湯涌	7	湯涌公民館	定舎 浩吉	北 幹夫	
40	額	21	額公民館	土肥 勝	宮川 勝典	
41	押野	20	押野公民館	上地 成佳	北間 駿一	
42	浅川	45	田上公民館	福森 隆子	村田 吉雄	
43	森本	41	森本市民センター	吉田 文雄	吉岡 信昭	
44	伏見	33	伏見台公民館	藤澤 義幸	村中文 行	
45	夕日寺	12	山根 宅	西田 京子	山根 久美子	
46	長坂	23	新田川 宅	斎藤 寛	斎藤 寛	
47	千坂	26	福島 宅	福島 恵子	蓑輪 勇紀雄	蓑輪 宅
48	新神田	19	新神田公民館	野村 泰裕	鏑木 芳枝	
49	西南	16	西公民館	上田 喜久	杉本 雅宏	
50	西南部	24	西南部児童館	武田 仁	新保 修	
51	三和	21	三和文化会館	山崎 幸一	村田 健	
52	米泉	17	米泉公民館	平田 哲也	山本 秀昭	
53	扇台	20	額新町集会所	西村 眞理子	岡田 敏彦	
54	四万	18	笠川 宅	笠川 弘子	一松 一成	野村 宅

6 障害福祉施設一覧表

(令和6年4月現在)

施設の種類	名 称	経営 主体	定 員	所 在 地	代 表 者	電話番号	創立年月日
障害者 支援施設	希 望 が 丘	社福	68	小池町九40	里見 秀幸	257-5211	昭44. 4. 1
	ふ じ の き 寮	社福	80	上中町18	柳下 道子	229-1464	昭49. 6. 1
	ア カ シ ヤ の 里	社福	50	栗崎町5丁目3-8	杉村 佳津子	237-0294	昭59. 8. 1
	ハビリポート若葉・若竹	社福	200	別所町ク10	桶川 秀志	247-6787	平 7.11. 1
	金 沢 湖 南 苑	社福	入所100 通所 31	忠縄町380	駒井 和子	258-6001	平 9. 4. 1
	愛 育 学 園	社福	80	北袋町イ101	柳下 道子	235-8800	平13. 4. 1
	金 沢 ふ く み 苑	社福	入所 50 通所 40 (15)	福増町南16	駒井 和子	214-3700	平14. 4. 1
障害児 入所施設	石 川 療 育 セ ン タ ー	社福	60	上中町イ67-2	柳下 道子	229-3033	昭43. 4. 1
	希 望 が 丘 児 童 施 設	社福	30	小池町九40	里見 秀幸	257-5211	昭44. 4. 1
	独立行政法人国立病院機構 医 王 病 院	独法	110	岩出町ニ73	駒井 清暢	258-1180	昭44. 5. 1
	石 川 整 肢 学 園	社福	40	吉原町ロ6-2	駒井 和子	257-3311	平18. 4. 1
	金 沢 療 育 園	社福	60	吉原町ロ6-2	駒井 和子	257-3311	平18. 4. 1
	障 害 児 入 所 施 設 S h a r e 金 沢	社福	30	若松町セ104-1	雄谷 良成	256-1010	平25. 4. 1